

第 4 次男女共同参画基本計画【案】

平成 27 年 月 日

目次

本編

第1部	基本的な方針	1
第2部	施策の基本的方向と具体的な取組	
I	あらゆる分野における女性の活躍	
第1分野	男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍	6
第2分野	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	12
第3分野	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	26
第4分野	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進	38
第5分野	科学技術・学術における男女共同参画の推進	48
II	安全・安心な暮らしの実現	
第6分野	生涯を通じた女性の健康支援	53
第7分野	女性に対するあらゆる暴力の根絶	63
第8分野	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	84
III	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	
第9分野	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	91
第10分野	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進	95
第11分野	男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立	103
第12分野	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	109
IV	推進体制の整備・強化	113

第1部 基本的な方針

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）においては、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（第2条）と定義し、その促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとしている。

女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題である。

これまで、我が国においては、男女共同参画社会の実現に向け、国際社会における取組とも連動しながら、平成11年の基本法の制定に始まり、平成15年の男女共同参画推進本部による「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標を設定するとともに、基本法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクション（積極的改善措置）¹を始めとする様々な取組を進めてきた。その結果、社会全体で女性の活躍の動きが拡大し、我が国社会は大きく変わり始めている。更に、平成27年8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入った。

一方、我が国社会の現状を見ると、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、いわゆるM字カーブ問題や働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、様々な側面からの課題が存在しており、世代を越えた男女の理解の下、それらを解決していくため、真に実効性のある取組が求められている。

このため、第4次男女共同参画基本計画（以下「4次計画」という。）では、以下の4つを目指すべき社会とし、その実現を通じて、基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていく。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

¹ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう（基本法第2条第2号参照）。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブ・アクションの導入が必要となる。

1 経緯

内閣総理大臣は、平成 26 年 10 月、男女共同参画会議に対し、第 3 次男女共同参画基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する国内外の様々な状況の変化を考慮の上、政府において 4 次計画を策定する際の基本的な考え方について諮問した。

同諮問に対して、男女共同参画会議は、計画策定専門調査会、女性に対する暴力に関する専門調査会及び監視専門調査会において広く国民各層の意見を求めつつ調査審議を進め、平成 27 年 12 月、「第 4 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を答申した。

4 次計画は、同答申を踏まえて策定するものである。

2 4 次計画において改めて強調している視点

4 次計画において改めて強調している視点は以下のものである。

<あらゆる分野における女性の活躍>

- (1) 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる場面における施策を充実させる。
- (2) あらゆる分野において女性の参画が拡大することは、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であることから、女性活躍推進法の着実な施行とともに、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じた積極的な女性採用・登用のための取組や、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進める。

<安全・安心な暮らしの実現>

- (3) 非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及等、働き方の二極化に伴う諸問題への対応を進めるとともに、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める。
- (4) 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する。

<男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備>

- (5) 東日本大震災等の経験と教訓を踏まえ、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入を進めるとともに、防災・復興における女性の参画とリーダーシップの重要性について、国内外に発信する。
- (6) 国際的な潮流を踏まえつつ、国際的な規範・基準の尊重等に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献の推進により、男女共同参画に関して国際社会における我が国の存在感及び評価を高める。

<推進体制の整備・強化>

- (7) 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、地域における推進体制を強化する。

3 構成

4次計画は、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱として、この「第1部 基本的な方針」及び「第2部 施策の基本的方向と具体的な取組」から構成している。

「第1部 基本的な方針」においては、計画全体にわたる基本的考え方や経緯、構成等を示すとともに、計画における政策目的を明確化し、効果的な計画の推進を図るために設けた4つの政策領域（「Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍」、「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」、「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」及び「Ⅳ 推進体制の整備・強化」）ごとに、重点的に監視・評価すべき「政策領域目標」を定めている。

「第2部 施策の基本的方向と具体的な取組」においては、政策領域Ⅰ～Ⅲの下に重点的に取り組む12の個別分野を設け、これら12分野及び「Ⅳ 推進体制の整備・強化」について、それぞれ平成37年度末までの「基本的考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるとともに、「具体的な取組」の実施により達成を目指す「成果目標²」を設定している。

<政策領域目標一覧>

Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍（第1～5分野）

項目	現 状	成果目標（期限）
国家公務員の女性登用		
本省課室長相当職に占める女性の割合	3.5% （平成27年7月）	7% （平成32年度末）
係長相当職（本省）に占める女性の割合	22.2% （平成27年7月）	30% （平成32年度末）
地方公務員の女性登用		
都道府県（市町村）の本庁課長相当職に占める女性の割合	8.5%（14.6%） （平成27年）	15%（20%） （平成32年度末）
都道府県（市町村）の本庁係長相当職に占める女性の割合	20.5%（31.7%） （平成27年）	30%（35%） （平成32年度末）
民間企業の女性登用		
課長相当職に占める女性の割合	9.2% （平成26年）	15% （平成32年）
係長相当職に占める女性の割合	16.2% （平成26年）	25% （平成32年）
25歳から44歳までの女性の就業率	70.8% （平成26年）	76% （平成32年）

² 「成果目標」とは、それぞれの重点分野において掲げる具体的な取組を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準である。また、当該成果目標に係る項目に直接取り組む機関・団体等が、地方公共団体や民間団体など政府以外の場合には、政府がこれらの機関・団体等に働きかける際に、政府として達成を目指す水準として位置付けられるものである。

週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合	男性：12.9% 女性：2.8% (平成 26 年)	5.0% (平成 32 年)
男性の育児休業取得率		
国家公務員	3.1% (平成 26 年度)	13% (平成 32 年)
地方公務員	1.5% (平成 25 年度)	13% (平成 32 年)
民間企業	2.3% (平成 26 年)	13% (平成 32 年)

II 安全・安心な暮らしの実現（第 6～8 分野）

項目	現 状	成果目標（期限）
健康寿命（男女別）（注 1）	男性：71.19 歳 女性：74.21 歳 (平成 25 年)	健康寿命を 1 歳以上延伸 男性：70.42 歳→71.42 歳 女性：73.62 歳→74.62 歳 (平成 22 年→平成 32 年)
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数	25 か所【P】 (平成 27 年 11 月)	各都道府県に 最低 1 か所 (平成 32 年)
ハローワークによるひとり親家庭の親の正社員就職者数	38,774 件 (平成 26 年度)	前年度以上 (毎年度)

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備（第 9～12 分野）

項目	現 状	成果目標（期限）
「男女共同参画社会」という用語の周知度	男性：66.3% 女性：61.3% (平成 24 年)	男女とも 100% (平成 32 年)
待機児童数	23,167 人 (平成 27 年 4 月)	解消をめざす (平成 29 年度末)
大学学部段階修了者の男女割合	男性：54.9% 女性：45.1% (平成 25 年)	男女の修了者割合 の差を 5 ポイント縮める (平成 32 年)
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	12.1% (平成 26 年)	30% (平成 32 年)

IV 推進体制の整備・強化

項 目	現 状	成果目標（期限）
男女共同参画計画の策定率（市町村） （※市町村は特別区を含む。以下同じ。）	市区：96.6% 町村：50.2% （平成 26 年）	市区：100% 町村：70% （平成 32 年）

（注 1）健康寿命とは、日常生活に制限のない期間。

第2部 施策の基本的方向と具体的な取組

I あらゆる分野における女性の活躍

第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍

<基本的考え方>

全ての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することにより、職場・家庭・地域等あらゆる場面において活躍できることが重要である。女性の就業率が年々増加してきているなど多くの分野において女性の活躍が進んできているが、政策・方針決定過程への女性の参画を含め、まだ十分とはいえない。女性の活躍が進むことは、女性だけではなく、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながるものであり、男女共同参画社会の実現のため、引き続き、あらゆる分野における女性の活躍を強力に推進していかなければならない。

我が国において女性の活躍を阻害している要因には、高度経済成長期を通じて形成されてきた固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や様々な社会制度・慣行があると考えられる。

働く場面においては、大量生産を可能とする工業化に対応しやすいものとして、勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤を当然とする男性正社員を前提とした働き方や、家計補助的な非正規雇用などを特徴とする既婚女性の働き方（以下「男性中心型労働慣行」という。）が依然として根付いており、女性が十分に活躍できない原因となっている。また、生活の場面においても、これまで男性は、家事・育児・介護等への参画や地域社会への貢献などが必ずしも十分でない状況等により家事・育児・介護等における女性側の負担が大きくなるなど、家庭以外の場所における女性の活躍が困難になる場合が多かった。他方、家事・育児・介護等の多様な経験は、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成などを通じ職務における視野を広げるなど、男性自身のキャリア形成にも重要な機会であるが、それを逃すことにもなっていた。さらに、男性は仕事が忙しくて自己啓発を行う余裕がないと感じる者の割合が高い状況がある。

このような中で、長時間労働削減等による働き方改革を推進し、ポジティブ・アクションにより職場における男女間格差を是正する等、男女の働き方・暮らし方・意識を変革し、男性中心型労働慣行等を見直すことにより、互いに責任を分かち合いながら家事・育児・介護等へ参画し、また、地域社会への貢献などあらゆる分野において活躍するとともに、自己啓発等にかかる時間を確保できるなど、職場生活その他の社会生活と家庭生活との調和が図られた、男女がともに暮らしやすい社会の実現を目指すべきである。

加えて、現在の税・社会保障制度は、それぞれの政策目的により形成されてきたものである一方、共働き世帯の増加等、社会経済情勢の変化に十分対応できておらず、家計収入の面からみた場合に、結果として就業を調整するように働く側面があることから、働きたい人が働きやすい社会となるよう見直しを行っていくことも併せて必要である。

このように、男性中心型労働慣行等を見直すことによって、女性の活躍を推進していくことを目指す。

<成果目標>

項目	現 状	成果目標（期限）
週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合	男性：12.9% 女性：2.8% （平成 26 年）	5.0% （平成 32 年）
男性の育児休業取得率		
国家公務員	3.1% （平成 26 年度）	13% （平成 32 年）
地方公務員	1.5% （平成 25 年度）	13% （平成 32 年）
民間企業	2.3% （平成 26 年）	13% （平成 32 年）
男性の配偶者の出産直後の休暇取得率	—	80% （平成 32 年）
6 歳未満の子供を持つ夫の育児・家事 関連時間（注 2）	1 日当たり 67 分 （平成 23 年）	1 日当たり 2 時間 30 分 （平成 32 年）

（注 2）6 歳未満の子供を持つ夫婦と子供の世帯の夫の 1 日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間（週全体平均）。

1 長時間労働の削減等の働き方改革

施策の基本的方向	
<p>少子高齢化の進展や共働き世帯が増加し、今後、育児や介護といった家庭生活における男性の役割が増加する中で、これまで長時間労働や転勤を当然とする働き方が多かった男性においても、短時間勤務や所定労働時間内での勤務等、労働に関する時間制約が生じる者の増加が見込まれる。男女がともに仕事と生活を両立しつつ、その個性と能力を發揮して活躍できるよう、これまでの働き方を抜本的に見直す必要がある。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>① 中小企業における月 60 時間を超える時間外労働に対する割増賃金率（50%以上）の適用猶予の廃止、年次有給休暇の取得促進等を内容とする労働基準法等の改正案の早期成立を図るとともに、法定労働条件の履行確保のための監督指導体制の充実強化を行う。また、労働時間等設定改善指針の改正の状況や労使の意見を踏まえ、必要に応じて時間外労働に係る上限規制や休息时间（勤務間インターバル）規制の導入、年次有給休暇等の連続取得等を可能とする職場環境整備等、長時間労働の削減に向けた更なる取組を検討する。</p>	厚生労働省
<p>② 長時間労働の削減等働き方改革に向けた具体的な数値目標について、昨今の関連施策の進捗を把握し、必要に応じて見直しを行うとともに、政労使による具体的な取組の更なる推進を促す。</p>	内閣府
<p>③ 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成 26 年 10 月 17 日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）に基づき府省ごとに策定した取組計画を踏まえ、事務次官・官房長等が各職場における超過勤務や各種休暇の取得状況等、職員の勤務状況を直接把握し、徹底した削減、取得促進を行う。併せて、職員の勤務状況の改善に向けた具体的な取組について数値目標を設定することも含め検討する。</p>	内閣官房、全府省、(人事院)

2 家事・育児・介護等に男性が参画可能となるための環境整備

施策の基本的方向	
<p>我が国においては、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、男性中心型労働慣行が維持されていることなどにより、男性の十分な分担が必ずしも得られず、家事や子育て等における女性の負担が重くなっているのが実態であり、その結果、女性が職場において活躍することが困難になる場合が多い。一方、男性は、家事に不慣れ等の状況や、孤立した介護生活となっている例もある。このため、男性に両立支援制度の活用を促すことにより、男性の家庭生活への参画を強力に促進する必要がある。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 企業における経営者及び管理職等の意識啓発</p> <p>① 男性社員の育休取得促進に向けた企業の取組を促すべく、経営者等の意識改革や男性社員の育児休業の取得状況の情報開示（見える化）</p>	厚生労働省

<p>を推進する。</p> <p>② 育児休業等を理由とする男性に対する不利益取扱いをなくすため、企業におけるハラスメント防止対策等を推進するとともに、不利益な取扱いを行った場合には、是正指導を行う。</p>	厚生労働省
<p>イ 地域等における環境整備</p>	
<p>① 男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備（ベビーベッド付男性トイレの整備、交通機関での子供連れの乗客への配慮等）を推進する。</p>	国土交通省、関係府省
<p>② 子ども・子育て支援新制度により、市町村が潜在的なニーズも含めた需要を把握し、それに対応した必要な保育の受け入れ枠を確保するなど、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図るとともに、「地域包括ケアシステム」の実現等による家族の介護負担の軽減を進めるなど、男女が共に子育て・介護をしながら働き続けることができる環境を整備する。</p>	内閣府、厚生労働省

3 男女共同参画に関する男性の理解の促進

施策の基本的方向	
<p>固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見について、時代とともに変わりつつあるものの、特に男性に強く残っており、そのことが家事や育児、家族の介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担っていることにつながっているとの指摘もあることから、男性の家事・育児等の家庭生活への参画を促進すべく、意識啓発や相談活動等を通じ、男女共同参画への男性の理解の促進や意識の改革を図る。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>① 諸外国に比べ低水準にとどまっている家事・育児への男性の参画、介護休業・休暇の取得を一層促進するため、育児・介護休業等の両立支援制度の周知啓発、両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備等、男性が家事・育児・介護に参画等するための環境整備や情報の提供等の支援を行う。</p>	内閣府、厚生労働省
<p>② 男性が家事・育児等を自らのことと捉え、主体的に参画する動きを広めるため、男性を対象とした啓発手法の開発・実施、食育の推進、男性のロールモデルによる活躍事例の発信、キャンペーンや顕彰を通じ、国民全体の気運の醸成を図る。</p>	内閣府、厚生労働省
<p>③ 男性が家事や育児に参画することや、介護休業・休暇を取得することに対する周囲（女性、両親等の年配者、子供、地域、職場等）の理解を深め、男性がそれらの活動に前向きに参画等できるよう、必要な広報・啓発活動等を行う。</p>	内閣府
<p>④ 男性経営者等の理解の促進及びネットワークの構築支援等を通じ、男性経営者等が女性の活躍を応援する動きを拡大させる。</p>	内閣府
<p>⑤ 世帯類型別（共働き世帯・専業主婦世帯等）の男性の育児休業取得状</p>	厚生労働省

<p>況や配偶者出産休暇等の利用状況に関する調査を実施し、男性の育児休業取得率を高めるための実効性の高い方策について検討を進めるなど、専業主婦世帯の夫や子育て目的の休暇の取得促進も含め、男性が育児を行うことを促進する。</p> <p>⑥ 学校教育及び社会教育において、男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、必要な取組を推進する。</p>	<p>文部科学省</p>
--	--------------

4 ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正

施策の基本的方向	
<p>女性の採用・登用に事実上の障害が存在していたことが実質的な男女間の格差を生み出していた側面があることを踏まえ、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業等の取組を促進する等、ポジティブ・アクションの推進等により女性の能力発揮を促し、男性中心型労働慣行等の変革を進める。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>① 女性の活躍状況の把握・分析、女性の採用・登用や勤続年数の男女差・長時間労働の削減等に関する目標設定、目標達成に向けた取組、女性の活躍状況に関する情報開示（見える化）等、非正規雇用労働者を含めた全ての女性を対象とする女性活躍推進法に基づく取組を含めた、女性活躍の推進に向けて国や地方公共団体・企業等が行う取組を促進する。さらに、固定的性別役割分担意識が払拭され、女性が活躍しやすい環境となるよう、女性活躍推進法の施行後3年の見直しを積極的に検討する。</p> <p>② 各種の認定制度、表彰制度等を活用し、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業を評価するとともに、国連女性のエンパワーメント原則（WEPs）の周知を行い、また、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成26年8月5日男女共同参画推進本部決定）を踏まえた措置や各種の助成制度を活用し、企業のインセンティブを強化する。さらに、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランス等を推進する企業について、不正な手段を使った企業の受注を防止することを前提に、より幅広く評価する枠組みの導入による受注機会の増大を図る。</p> <p>③ 企業における女性の活躍状況等について、政府の情報公開サイトの一元化・充実等、企業自らによる自社の現状の公表等に資する支援を行うとともに、有価証券報告書に掲載された女性役員に係る情報の集計及び開示（見える化）等の取組を通じ、女性の活躍に積極的に取り組む企業が評価されるよう努める。</p> <p>④ 女性の役員・管理職の育成や女性の就業継続に向けた、企業による研修の実施等を支援する。</p>	<p>内閣府、総務省、厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省、経済産業省、関係府省</p> <p>内閣府、金融庁、厚生労働省、経済産業省</p> <p>厚生労働省</p>

5 女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し

施策の基本的方向	
<p>ライフスタイルが多様化する中、あらゆる分野において女性の活躍を推進するには、特定の活動の選択に対し中立的でない社会制度が存在する場合、その見直しを図っていく必要がある。特に、個々人の就業等に大きな影響を与える税制や社会保障制度については、それぞれの目的や経緯があって形成されたものであるが、共働き世帯の増加等、社会経済情勢の変化に十分対応できていないことから、見直しを進める。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>① 女性の就業調整等につながる可能性のある税制や社会保障制度等について、働きたい人が働きやすい中立的なものとなるよう、下記のとおり具体化・検討を進め、計画期間中のできるだけ早期に見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税制における個人所得課税の諸控除の在り方について、平成 27 年 11 月に政府税制調査会が取りまとめた論点整理等を踏まえ、国民的議論を進めつつ見直しを行う。 ・ 社会保障制度について、平成 28 年 10 月からの短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大を着実に実施するとともに、更なる被用者保険の適用拡大を進めていく中で第 3 号被保険者を縮小していく方向で検討を進める。 ・ いわゆる配偶者手当については、結果的に女性の就労を抑制している場合があるとの指摘があることに鑑み、官の見直しの検討と併せて、労使に対しその在り方の検討を促すことが重要であり、そのための環境を整備する。 	<p>内閣府、総務省、財務省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣官房、内閣府、厚生労働省、関係府省、(人事院)</p>

なお、上記 1～5 の取組のほか、第 2 分野以降に掲げられた関連施策を併せて実施し、男性中心型労働慣行等の変革を総合的に進める。(関係府省)

【担当府省欄の(人事院)とは、人事院に対して検討を要請するものである。】

第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

<基本的考え方>

女性は我が国の人口の半分、労働力人口の4割余りを占め、政治、経済、社会など多くの分野の活動を担っている。女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女が共に暮らしやすい社会の実現につながるものである。

政府は、12年前の平成15(2003)年に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ、取組を進めてきた。この目標は必ずしも国民運動と呼べるほどまでは社会全体で十分共有されなかったこともあり、我が国における女性の参画は、諸外国と比べ低い水準に留まっている。

こうした中で、平成24年12月に発足した第二次安倍内閣では、「女性活躍」を政府の最重要課題として主流化し、これまで成長戦略を通じ、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)等について様々な取組を進めてきた。国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合、地方公共団体の本庁課長相当職以上に占める女性の割合や民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合の伸びは、いずれも高まり、女性の就業率も上昇するなど社会全体で女性の活躍の動きが拡大し、我が国社会は大きく変わり始めており、こうした取組に対して国内のみならず海外からも注目されるようになっている。

「指導的地位に女性が占める割合を30%程度とすること」(以下「30%目標」という。)は、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要な目標であり、30%目標を目指すことを国民の間でしっかり共有するとともに、現在の国民の間での女性の活躍に関する機運の高まりをチャンスと捉え、女性の参画拡大の動きを更に加速していく必要がある。そのため、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務づける女性活躍推進法に基づき、適材適所の登用に留意しつつ、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じて積極的な女性の採用・登用を進め、国民の機運を更に高めていくべきである。

社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待し、引き続き更なる努力を行うのは当然である。その上で、女性の参画が遅れている分野においては、まずは将来指導的地位に成長していく女性の人材プールを厚くするため、継続就業やワーク・ライフ・バランス等の環境整備はもちろん、研修・育成を含めた幅広い支援等の取組を大胆に進め、将来の30%に着実に結び付けていくことが重要である。具体的目標については、あらゆる努力を行えば達成し得る高い水準の目標を設定するとともに、それに加えて将来指導的地位へ成長していく人材プールに関する目標を定める。

特に、政治分野における女性の参画拡大は重要である。民主主義社会では、男女が政治的意思決定過程に積極的に参画し共に責任を担うとともに、多様な意思が政治や社会の政策・方針決定に公平・公正に反映され、均等に利益を享受することができなければならず、新たな制度の構築や制度の抜本的な見直しが行われる中で、女性の関心事項を含め、男女共同参画の推進に向けた政策・方針を政治的な優先課題に反映させることも重要である。また、経済分野においても、将来にわたって多様性に富んだ持続可能な経済社会を実現するためには、多様な人材の能力の活用等の観点から重要な担い手としての女性の役割を認識し、女性の活躍の機会を拡大していく必要がある。これらを通じて、あらゆる分野での女性の参画拡大を進めていく。

<成果目標>

項目	現 状	成果目標（期限）
検察官（検事）に占める女性の割合	22.4% （平成 27 年）	30% （平成 32 年度末）
国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合	31.5% （平成 27 年 4 月 1 日）	30%以上 （毎年度）
国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合	34.3% （平成 27 年 4 月 1 日）	30%以上 （毎年度）
国家公務員の各役職段階に占める女性の割合		
係長相当職（本省）	22.2% （平成 27 年 7 月）	30% （平成 32 年度末）
地方機関課長・本省課長補佐相当職	8.6% （平成 27 年 7 月）	12% （平成 32 年度末）
本省課室長相当職	3.5% （平成 27 年 7 月）	7% （平成 32 年度末）
指定職相当	3.0% （平成 27 年 11 月）	5% （平成 32 年度末）
国の審議会等委員等に占める女性の割合		
審議会等委員	35.4% （平成 26 年）	40%以上, 60%以下 （平成 32 年）
審議会等専門委員等	22.4% （平成 26 年）	30% （平成 32 年）
都道府県の地方公務員採用試験（全体）からの採用者に占める女性の割合	31.9% （平成 27 年）	40% （平成 32 年度）
都道府県の地方公務員採用試験（大学卒業程度）からの採用者に占める女性の割合	26.7% （平成 27 年）	40% （平成 32 年度）
都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合		
本庁係長相当職	20.5% （平成 27 年）	30% （平成 32 年度末）
本庁課長補佐相当職	16.4% （平成 27 年）	25% （平成 32 年度末）
本庁課長相当職	8.5% （平成 27 年）	15% （平成 32 年度末）
本庁部局長・次長相当職	4.9% （平成 27 年）	10%程度 （平成 32 年度末）

市町村職員の各役職段階に占める女性の割合		
本庁係長相当職	市町村 31.7% 〔政令指定都市 23.5%〕 (平成 27 年)	35% (平成 32 年度末)
本庁課長補佐相当職	市町村 26.2% 〔政令指定都市 19.4%〕 (平成 27 年)	30% (平成 32 年度末)
本庁課長相当職	市町村 14.6% 〔政令指定都市 13.4%〕 (平成 27 年)	20% (平成 32 年度末)
本庁部局長・次長相当職	市町村 6.9% 〔政令指定都市 7.9%〕 (平成 27 年)	10%程度 (平成 32 年度末)
地方警察官に占める女性の割合	8.1% (平成 27 年度)	10%程度 (平成 35 年)
消防吏員に占める女性の割合 (注 3)	2.4% (平成 27 年度)	5% (平成 38 年度当初)
地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合		
都道府県の審議会等委員	30.3% (平成 26 年)	33.3%(早期)、更に 40%以上を目指す (平成 32 年)
市町村の審議会等委員	25.2% (平成 26 年)	30%以上 (平成 32 年)
独立行政法人等の役職員の各役職段階に占める女性の割合		
部長相当職及び課長相当職	13.5% (平成 27 年)	15% (平成 32 年度末)
役員	10.5% (平成 27 年)	13% (平成 32 年度末)
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合		
係長相当職	16.2% (平成 26 年)	25% (平成 32 年)
課長相当職	9.2% (平成 26 年)	15% (平成 32 年)
部長相当職	6.0% (平成 26 年)	10%程度 (平成 32 年)

上場企業役員に占める女性の割合	2.8% (平成 27 年)	5%(早期)、更に 10%を目指す (平成 32 年)
起業家に占める女性の割合 (注 4)	30.3% (平成 24 年)	30%以上を維持 (平成 32 年)

(注 3) 消防吏員とは、消防本部及び消防署に置かれる職員のうち、階級及び服制を有し、消防事務に従事する者をいう。

(注 4) 起業家とは、過去 1 年間に職を変えた又は新たに職についた者のうち、現在は自営業主（内職者を除く）である者。

<目標(※)>

項 目	現 状	目 標 (期限)
衆議院議員の候補者に占める女性の割合	16.6% (平成 26 年)	30% (平成 32 年)
参議院議員の候補者に占める女性の割合	24.2% (平成 25 年)	30% (平成 32 年)

※ 政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。

1 政治分野

施策の基本的方向	
<p>政治分野における女性の参画拡大は、政治に多様な民意を反映させる観点から極めて重要である。政治分野が率先垂範してあるべき姿を示すことができるよう、政党等における実効性のあるポジティブ・アクションの導入を促すべく、政府として、必要な調査研究や情報提供を行うとともに、政党等に対し積極的に働きかけを行う。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 国の政治における女性の参画拡大</p> <p>① 女性活躍推進法に基づき民間企業等が行う取組内容を踏まえ、政党に対し、女性の活躍に関する現状の把握・分析、女性候補者等における数値目標の設定や人材育成等の取組を含めた行動計画の策定・情報開示等に向けた自主的な取組の実施を要請する。</p> <p>② 候補者の一定割合を女性に割り当てるクォータ制等ポジティブ・アクション導入について各政党において検討が進められるよう、調査研究を行い、参考となる情報等も活用しつつ、各政党に対し、自主的な導入に向けた検討を要請する。</p> <p>③ 両立支援体制の整備等を始めとした女性議員が活躍しやすい環境の整備について、政党等に要請する。</p>	<p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p>
<p>イ 地方の政治における女性の参画拡大</p> <p>① 平成 27 年に地方議会議員の出産に伴う欠席規定の明確化を要請したことを踏まえ、地方議会における議員の両立支援体制等の状況等を把握する。また、地方議会において、候補者における女性の割合が高まるよう、両立支援体制の整備等も含めた環境整備について、政党や地方六団体に要請する。</p> <p>② 女性の地方公共団体の長や議会議長のネットワークの形成について、政党や地方六団体に要請する。</p>	<p>内閣府</p> <p>内閣府</p>
<p>ウ 政治分野における女性の参画状況の「見える化」の推進</p> <p>① 女性の政治参画の必要性・意義について、広く情報提供を行う。また、国や地方の政治分野における女性の参画状況（女性党员、女性役員、女性候補者等の比率等）等について調査し、国民に分かりやすい形で提示するなど、政治分野における女性の参画状況の「見える化」を推進する。</p>	<p>内閣府</p>

2 司法分野

施策の基本的方向	
<p>司法分野について、法曹三者それぞれにおいて 30%目標に向けた取組を加速していくため、法曹となり得る人材プールを拡大すべく、法曹養成課程において女性法曹の養成に向けた取組を進める。検察官については継続就業に配慮する取組を進め、裁判官・弁護士についても継続就業に配慮する取組を進めるよう要請する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 検察官</p> <p>① 様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルの発掘、活躍事例の提供、女性が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り、助言するメンター制度の導入を進める。</p> <p>② 継続就業のための環境整備に配慮する取組を進め、行政分野におけるワーク・ライフ・バランスの実現等に向けた具体的施策を着実に推進する。</p>	<p>法務省</p> <p>法務省</p>
<p>イ 裁判官</p> <p>① 様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルの発掘、活躍事例の提供、女性が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンター制度の導入を要請する。</p> <p>② 継続就業のための環境整備に配慮する取組を進め、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を着実に進めるよう要請する。</p> <p>③ 女性活躍推進法に基づき策定される、裁判官を対象に含む特定事業主行動計画の着実な実施を促す。</p>	<p>内閣府、法務省</p> <p>内閣府、法務省</p> <p>内閣府、法務省</p>
<p>ウ 弁護士</p> <p>① 様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルの発掘、活躍事例の提供、女性が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り、助言するメンター制度の導入を要請する。</p> <p>② 継続就業のための環境整備に配慮する取組を進め、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を着実に進めるよう要請する。</p> <p>③ 女性が弁護士会の内部での意思決定過程に参画できるよう、クォータ制を含めたポジティブ・アクションを検討するよう要請する。</p>	<p>内閣府、法務省</p> <p>内閣府、法務省</p> <p>内閣府、法務省</p>
<p>エ 法曹養成課程</p> <p>① 法曹となり得る人材のプールを拡大すべく、法科大学院の公的支援の取組の枠組みや、ロールモデルとなる女性法曹による教育等を通じ、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組を促進する。</p>	<p>内閣府、文部科学省</p>

3 行政分野

施策の基本的方向	
<p>行政分野について、30%目標に向けた取組を加速していくため、国は、「まず隗より始めよ」の観点から女性職員の採用・登用拡大に取り組むとともに、子育てや介護を担う職員を含め、男女全ての職員の「働き方改革」によるワーク・ライフ・バランスを実現する。そのため、具体的な施策として、「働き方改革」、「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」及び「女性の活躍促進のための改革」を進め、女性のみならず全ての職員にとって活躍しやすい職場環境の実現のためのあらゆる施策を講ずる。</p> <p>地方公共団体は、子育て・教育、介護・医療、まちづくり等、住民生活に密着した行政を担っており、従来の定型化された仕組みに対し、女性の柔軟な発想が求められていること、また、既に多くの女性の採用が進んでいることから、女性職員の活躍は、地方公共団体の経営戦略上の重要な課題となっている。加えて、地域の先頭に立って民間をリードする役割も求められている。こうした観点から、地方公共団体に対して、国と同様の取組について、それぞれの実情に即して、主体的かつ積極的に推進するよう要請する。</p> <p>これらを通じ、多様な人材をいかすダイバーシティ・マネジメントを進めることにより、国民のニーズのきめ細かな把握や、新しい発想による対応を可能とすることで、政策の質と行政サービスの向上を図る。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 国の政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p>(ア) 国家公務員に関する取組</p> <p>① 働く場面で女性がより活躍できるよう、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務づける女性活躍推進法に基づき、特定事業主行動計画を策定・公表し、着実に推進する。その際、国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）に基づく取組計画の内容と整合性を図るものとする。また、特定事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報の公表について、適切な形で「見える化」を行う。</p> <p>さらに、下記の取組の実施状況について、定期的に把握し、公表するなどフォローアップを行うことにより、更なる改善につなげる。</p> <p>② 女性の国家公務員志望者の拡大に資する戦略的広報を積極的に実施する。また、管理職以上の官職も含めた外部女性人材の採用・登用に取り組む。</p> <p>③ 将来指導的地位へ成長していく人材プールの確保に向けて、女性職員が若いうちから将来のキャリアをイメージしつつ仕事への意欲を高めるための研修や多様な職務機会の付与により、積極的に育成する。</p> <p>④ 女性職員の登用の拡大に向けて、管理職となるために必要な職務の経験については、例えば、出産・子育て期等を迎える前又は出産・子育て期等を越えてから、重要なポストを経験させる、必要な研修の機会を付与するなど、柔軟な人事管理を行うとともに、女性職員の計画的な育成</p>	<p>内閣官房、内閣府、全府省</p> <p>内閣官房、全府省、(人事院)</p> <p>内閣官房、全府省、(人事院)</p> <p>内閣官房、全府省、(人事院)</p>

<p>に取り組む。なお、その際、メンター制度等の活用により、女性職員が抱える悩みや心配事の相談ができる体制を整備する。</p>	
<p>⑤ 育児休業中の職員の支援の充実を図るとともに、育児休業や育児短時間勤務等の両立支援制度を利用したことのみにより、昇任・昇格に不利益とならないよう徹底する。</p>	<p>内閣官房、全府省</p>
<p>⑥ 育児期に昇任を希望しなかった等の理由により、結果として昇任が遅れている職員についても、優れた潜在的な能力を持つ女性職員に対しては、多様な職務機会の付与や研修等の必要な支援を積極的に行い、意欲、スキル等を高め、昇任スピードを加速する。</p>	<p>内閣官房、全府省、(人事院)</p>
<p>⑦ 転勤が育児期等のキャリア形成に与える影響を把握・分析した上で、転勤が困難な場合にもキャリアアップが図れるような方策を検討する。</p>	<p>内閣官房、全府省</p>
<p>⑧ 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」に基づき府省ごとに策定した取組計画を踏まえ、事務次官・官房長等が各職場における超過勤務や各種休暇の取得状況等、職員の勤務状況を直接把握し、徹底した削減、取得促進を行う。併せて、職員の勤務状況の改善に向けた具体的な取組について数値目標を設定することも含め検討する。</p>	<p>内閣官房、全府省、(人事院)</p>
<p>男女全ての職員のワーク・ライフ・バランスを実現するため、「ゆう活(夏の生活スタイル変革)」、フレックスタイム制度拡充の検討、テレワークの推進等による職場の働き方改革や徹底した超過勤務の縮減、休暇の取得促進を行う。</p>	
<p>⑨ 各府省の人事部門は、職員特に男性職員の育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得を促すべく、育児休業等の取得を行おうとする職員が気兼ねなく育児休業等を取得できるような環境の実現に向けて、周囲のサポート体制や代替要員の確保について計画的に人事運営を行う。また、男性職員の家庭生活への主体的参画に向けた雰囲気醸成するため、男性職員の育児等に係る状況を把握し、育児休業等の取得を呼びかける。</p>	<p>内閣官房、全府省</p>
<p>⑩ 女性職員の活躍及び男女のワーク・ライフ・バランスに資する取組を行う管理職を増やすため、新たな研修を実施するとともに、管理職全員が受講するeラーニングを開発する。</p>	<p>内閣官房</p>
<p>⑪ 女性職員の活躍及び男女のワーク・ライフ・バランスを進め、限られた時間を効率的にいかすことを重視する管理職を人事評価において適切に評価することを徹底する。</p>	<p>内閣官房、全府省、(人事院)</p>
<p>⑫ 治安、矯正、安全保障等の分野で働く国家公務員の女性の参画拡大を進める。</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、国土交通省、防衛省</p>
<p>(イ) 国の審議会等委員等における女性の参画拡大</p>	
<p>① 審議会等委員に占める女性の委員の参画拡大に向けて、いまだ女性の参画が進んでいない分野に重点を置いて、女性委員登用が進まない要因を分析し、その解決方策を広く示す。また、各審議会の女性委員の人数・</p>	<p>内閣府、関係府省</p>

<p>比率等について定期的に調査・分析・公表を行う。</p> <p>② 団体推薦による審議会等委員について、引き続き、各団体等に対して、団体からの委員の推薦に当たって格段の協力を要請する。</p> <p>③ 国の審議会等の女性委員等の人材に関して、個人情報の保護に配慮しつつ、引き続き情報提供を行う。</p>	<p>全府省</p> <p>内閣府</p>
<p>(ウ) 独立行政法人、特殊法人及び認可法人における女性の参画拡大</p> <p>① 独立行政法人、特殊法人及び認可法人の事業主行動計画の策定を支援するとともに、それぞれの機関の役員や管理職への女性の積極的な登用を推進するよう強く要請する。</p>	<p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p>
<p>イ 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p>	
<p>(ア) 地方公務員に関する取組</p>	
<p>女性職員の活躍に資する以下の取組について、各地方公共団体の実情に即し、主体的に数値目標を設定するなど積極的に取組を推進するよう要請する。併せて、地方公共団体における特定事業主行動計画の策定・公表とその着実な推進を支援する。また、関係機関と連携しつつ、自治大学校における女性向け幹部登用研修等の人材育成を推進するとともに、女性職員の登用・職場環境の整備に当たっての課題を把握し、その改善に向けて、国家公務員の取組や先進的な地方公共団体の事例紹介等を行う。</p>	
<p>さらに、各地方公共団体における女性活躍推進に向けた取組や女性職員の採用・登用等の状況について、引き続き分かりやすい形で広く情報提供を行う。</p>	
<p>① 女性職員の管理職への積極的な登用を図るとともに、将来指導的地位を担うことが期待される人材プールを確保する。このため、女性職員が若手の段階から将来のキャリアをイメージすることで仕事への意欲を高める研修等、必要な研修の機会を付与するとともに、例えば、出産・子育て期等を迎える前又は出産・子育て期等を越えてから、重要なポストを経験させるなど、柔軟な人事管理を行い、女性職員のライフステージに応じた計画的な育成に取り組む。また、必要に応じ、国家公務員における取組を踏まえつつ、外部女性人材の採用・登用に取り組む。</p>	<p>内閣府、総務省</p>
<p>② 育児期に昇任を希望しなかった等の理由により結果として昇任が遅れている女性職員についても、多様な職務機会の付与や研修等の必要な支援を積極的に行い、昇進に必要な意欲と能力の向上を図る。</p>	<p>内閣府、総務省</p>
<p>③ 女性職員が出産・子育てをしながらキャリアを形成していくイメージ・意欲を持てるよう、出産・育児等を乗り越えて活躍するロールモデルとなる人材の育成とその紹介を進めるとともに、メンター制度の導入等により女性職員が抱える悩みやキャリアプラン等の相談に丁寧に応じる体制を構築する。</p>	<p>内閣府、総務省</p>
<p>④ 育児休業中の職員の支援の充実を図るとともに、育児休業や育児短時</p>	<p>内閣府、総務省</p>

<p>間勤務等の両立支援制度を利用したことのみにより、昇格・昇任に不利益とならないよう取り組む。</p>	
<p>⑤ 男女にかかわらず、全ての職員のワークライフバランスを実現するため、各地方公共団体の実情に即し、「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」、原則全ての職員を対象とするフレックスタイム制度の導入・拡充の検討、テレワークの推進等による職場の働き方改革や徹底した超過勤務の縮減、休暇の取得促進を行う。併せて、国家公務員における取組を参考としつつ、職員の勤務状況の改善に向けた具体的な取組を進める。</p>	内閣府、総務省
<p>⑥ 女性職員の活躍及び男女のワーク・ライフ・バランスに関する管理職の意識変革を促す取組に更に力点を置くよう啓発を強化する。このため、女性職員の活躍及び男女のワーク・ライフ・バランスを進め、限られた時間を効率的にいかすことを重視する管理職を人事評価において適切に評価することを徹底する。また、職場ごとに、効率的な業務運営等のワーク・ライフ・バランスに資する取組を行い、更なる改善につなげるよう要請する。</p>	内閣府、総務省
<p>⑦ 男性職員の育児休業、育児のための部分休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇、介護休暇（時間単位のものも含む。）等の自主的な取得を促すため、男性職員の育児等に係る状況を把握し、育児休業等の取得を呼びかけるとともに、周囲のサポート体制や代替要員の確保を図り、気兼ねなく育児休業等を取得できる職場環境の整備を図る。</p>	内閣府、総務省
<p>⑧ 臨時・非常勤職員を含めた全ての女性職員が、その個性と能力を十分に発揮できるよう、育児休業や介護休暇等の普及・啓発を図るとともに、ハラスメント等の各種相談体制の整備などを進める。併せて、臨時・非常勤職員について、制度の趣旨、勤務の内容に応じた処遇を確保する。</p>	総務省
<p>⑨ 治安、消防の分野で働く女性職員の参画拡大を進める。</p>	内閣府、警察庁、総務省
<p>(イ) 地方公共団体の審議会等委員への女性の参画拡大</p>	
<p>① 審議会等委員に占める女性の委員の参画拡大に向けて、いまだ女性の参画が進んでいない分野を重点において、女性委員の登用が進まない要因を分析し、その解決方を広く示す。</p>	内閣府、関係府省
<p>② 各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する数値目標や、これを達成するための様々な取組、女性比率の現状等を調査し取りまとめて提供する。また、女性の人材に関する情報を提供する。</p>	内閣府

4 経済分野

施策の基本的方向
<p>女性の活躍推進は、我が国の持続的成長のために不可欠であり、女性が、企業の責任ある地位で活躍することは、企業の競争力強化にもつながる。</p> <p>働く場面で女性がより活躍できるよう、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主</p>

行動計画の策定を義務づける女性活躍推進法を制定し、施行した。経済分野において、30%目標に向けた取組を加速していくため、女性活躍推進法に基づき企業を取組を促進する。加えて、公共調達、補助金、認定制度等を活用したインセンティブ付与、資本市場等に対する女性の活躍状況に関する情報の開示、女性の活躍の重要性に関する各界の男性リーダーの理解の促進、教育機関による人材の育成等について、環境整備を含めた必要なあらゆる取組を行う。

具体的な取組	担当府省
<p>ア 企業における女性の参画拡大</p> <p>(ア) 推進基盤の構築</p> <p>① 女性活躍推進法に基づき、女性の活躍状況の把握・分析、女性の採用・登用や勤続年数の男女差・長時間労働の削減等に関する目標設定、目標達成に向けた取組を内容とする事業主行動計画の策定、女性の活躍状況に関する情報開示（見える化）を促進する。また、同法に基づく事業主行動計画の策定が努力義務となっている中小企業への支援を行うとともに、業界横断的な女性登用目標の設定等の各種業界団体の自主的な取組を促進する。</p> <p>② 各企業における女性の活躍状況や男女間の格差を測る物差しとなる「見える化」支援ツールを提供するなど、企業自らによる自社の現状の把握や分析を支援する。</p> <p>③ 地域における女性の活躍推進に向けた地方公共団体の取組を支援し、地域の経済団体、金融機関、教育機関、NPO、女性センター・男女共同参画センター等（以下「男女共同参画センター」という。）地域の多様な主体による連携体制の構築や女性の活躍推進に向けたワンストップ支援体制の構築等、地域の実情に応じた取組を支援する。</p> <p>併せて、地方公共団体及び地方経済団体のトップに対して、地域を挙げた女性の活躍推進に向けた取組を要請する。</p> <p>④ 諸外国における女性の活躍推進に向けた様々な取組の内容や影響等について、詳細を把握・分析し、我が国の取組への示唆を得る。</p> <p>(イ) 「見える化」の推進</p> <p>① 有価証券報告書等への女性の役員比率等の記載の義務付けや、「女性の活躍『見える化』サイト」と「女性の活躍・両立支援総合サイト」の企業情報の総合データベース化、「なでしこ銘柄」の選定等により、資本市場等において、女性の活躍に取り組む企業の評価を高める仕組みを普及させる。</p> <p>(ウ) インセンティブ付与</p> <p>① 各種の認定制度、表彰制度等を活用し、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業を評価するとともに、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を踏まえた措置や各種の助成制度を活用し、企業における取組</p>	<p>内閣府、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府、金融庁、厚生労働省、経済産業省</p> <p>内閣府、厚生労働省、経済産業省、関係府省</p>

<p>を一層促進する。</p> <p>さらに、女性の活躍推進には、労働生産性の向上等を通じたワーク・ライフ・バランスの実現が重要であることから、企業の取組を促すインセンティブとして、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランス等を推進する企業について、不正な手段を使った企業の受注を防止することを前提に、より幅広く評価する枠組みの導入による受注機会の増大を図る。</p> <p>② 女性活躍推進法や次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度を活用し、女性の活躍推進に取り組む企業を評価する仕組みを構築する。</p> <p>③ 女性活躍加速化助成金等の支援制度を活用し、企業における女性の活躍を促進する。</p> <p>④ 「女性が輝く先進企業表彰（総理表彰）」、「均等・両立推進企業表彰」「ダイバーシティ経営企業 100 選」等の表彰制度を活用し、企業における女性の活躍を促進する。</p>	<p>内閣府、厚生労働省 厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省、経済産業省</p>
<p>(エ) 企業の理解促進</p> <p>① 平成 26 年 6 月に策定・公表された「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言賛同者や、業界単位のネットワーク等と連携し、女性の活躍の重要性に関する経営者・管理職等の理解の促進、いわゆる「イクメン」「イクボス」への支援に取り組む企業への情報提供、管理職候補者となる女性職員の養成等の取組を促進する。</p>	<p>内閣府、厚生労働省</p>
<p>イ 女性の能力の開発・発揮のための支援</p> <p>① 将来役員や管理職に就くことが期待される女性社員の育成を促す。また、社外役員制度を利用した女性の登用を促進するため、「社外役員等に関するガイドライン」等を活用し、女性役員の登用を促進する方策を検討する。実施に際しては、役員候補者となりうる女性人材のデータベース「はばたく女性人材バンク」を活用する。</p> <p>② 女性活躍加速化助成金等の支援制度等により、中小企業を含め企業における管理職候補者となる女性職員の養成、身近なロールモデルの発掘、女性が働き続ける上での悩みについて助言するメンター制度の導入、女性管理職等のネットワーク構築等の取組を促進する。</p> <p>③ 長期的な視野から女性リーダーを養成していくため、学校等における女性リーダーの養成プログラムの開講を促すなど、生徒期からのキャリア形成やライフプランニングの仕組みを構築する。</p>	<p>内閣府、文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p>
<p>ウ 女性起業家に対する支援</p> <p>① 起業に係る女性特有の課題を踏まえ、事業の立ち上げから運営までをワンストップで支援する仕組みのほか、事業活動の高度化に向けて、例えば、保証や担保等に必要以上に依存しない信用付与、経営面や事業面におけるメンターによる支援等、民間金融機関や民間企業による</p>	<p>内閣府、経済産業省、関係府省</p>

<p>多面的な支援の在り方を検討する。</p> <p>② 女性起業家が利用できる低利融資や補助等の女性起業家に対する資金面・事業活動面での支援の充実を図るとともに、情報発信を進める。</p> <p>③ 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を踏まえた措置や各種の助成制度を活用し、女性の起業家を支援する。</p>	<p>内閣府、経済産業省、関係府省 内閣府、経済産業省、関係府省</p>
--	--

5 その他の分野における女性の参画拡大

施策の基本的方向	
<p>経済団体、労働組合、職能団体、職業団体、NGO、NPO等の団体内部における実効性のあるポジティブ・アクションの導入や各種団体間のネットワークの形成を促進する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>① 役員登用に自主的なクォータ制を導入するなど女性登用を促進するポジティブ・アクションを実施している職能団体等を参考に、各団体において自主的かつ実効的なポジティブ・アクションが進むよう促す。</p> <p>② 各種団体における女性役員等の登用を促すため、その「見える化」を推進するとともに、表彰や補助金等のインセンティブ付与の在り方について検討を行う。</p> <p>③ 上記のほか、第4分野（地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進）、第5分野（科学技術・学術における男女共同参画の推進）、第6分野（生涯を通じた女性の健康支援）、第10分野（教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進）、第11分野（男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立）、第12分野（男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献）における関連施策を着実に実施し、次の点について女性の参画拡大を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PTA、自治会・町内会等、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ・ 農業委員会の委員、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の役員等、農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ・ 環境政策に関する各種会議等の構成員等、環境に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ・ 研究機関、大学、企業等における女性研究者・技術者の採用促進等、科学技術・学術分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ・ 女性医師の仕事と生活の両立や、離職・休職した女性医師の復職を通じた、医療機関、学術団体、職能団体等の関係団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ・ 女性の活躍状況の把握・分析、女性の登用等に関する目標の設定、これらに関する情報開示（見える化）を通じた、スポーツ関係団体等における女性の参画拡大 	<p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府</p> <p>関係府省</p> <p>内閣府、総務省、文部科学省</p> <p>内閣府、農林水産省</p> <p>内閣府、環境省</p> <p>内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣府、文部科学省</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育機関や学術関係団体等、学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ・ 世論形成に大きな影響力を有する放送・新聞・出版業界等における女性の参画拡大 ・ 地方防災会議、復興に関する各種有識者会議の構成員等、防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ・ 在外公館における主要ポストへの女性の登用や国際機関等における専門職への送り込み、国際的な政策・方針決定過程への女性の参画拡大 	<p>内閣府、文部科学省</p> <p>内閣府、総務省</p> <p>内閣府、総務省</p> <p>内閣府、外務省</p>
--	---

【担当府省欄の(人事院)とは、人事院に対して検討を要請するものである。】

第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

<基本的考え方>

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものでもある。少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりは、ダイバーシティの推進につながり、我が国の経済社会の持続可能な発展や企業の活性化という点からも、極めて重要な意義を持つ。しかしながら我が国では、M字カーブ問題がいまだ解消されておらず、子育てや介護等を理由に就業を希望しながら求職していない女性は303万人（総務省「労働力調査（平成26年）」）であり、非常に大きな損失となっている。

働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方などを通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や、パートナーである男性の子育て・介護等への参画等の実現が喫緊の課題となっている。

また、性別を理由とする差別的取扱いやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い（以下「マタニティハラスメント」という。）等の根絶、男女間の賃金格差の解消など、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保が不可欠である。

さらに、ポジティブ・アクションの推進等による職場における男女間格差の是正や女性の能力発揮を促進するための支援も必要である。

パートタイム労働等の非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えるという積極的な意義もある一方、男性に比べ女性の方が雇用者に占める非正規雇用の割合が高いことが女性の貧困や男女間の格差の一因になっているとの問題もあるため、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員への転換に向けた一層の取組が必要である。

加えて、多様な生き方、働き方があることを前提に、職業生活においても各人がその選択において能力を十分に発揮することができるよう、再就職、起業、自営業等においても、女性が活躍できるよう就業環境の整備を進める必要がある。

以上を踏まえ、企業、経済団体、労働者、労働組合、国、地方公共団体等が連携し、雇用等における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を着実に推進する。

<成果目標>

項目	現状	成果目標（期限）
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	52.8% （平成26年）	100% （平成32年）
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	男性：12.9% 女性：2.8% （平成26年）	5.0% （平成32年）
年次有給休暇取得率	男性：44.7% 女性：53.3% （平成26年）	70% （平成32年）
6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間（注2）	1日当たり67分 （平成23年）	1日当たり 2時間30分 （平成32年）
民間企業における男性の育児休業取得率	2.3% （平成26年）	13% （平成32年）
短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）	14.8% （平成26年）	29% （平成32年）
メンタルヘルスケア対策に取り組んでいる事業所の割合	60.7% （平成25年）	100% （平成32年）
25歳から44歳までの女性の就業率	70.8% （平成26年）	76% （平成32年）
第一子出産前後の女性の継続就業率	38% （平成22年）	55% （平成32年）
起業家に占める女性の割合（注4）	30.3% （平成24年）	30%以上を維持 （平成32年）
次世代認定マーク（くるみん）取得企業の数	2,206社 （平成27年6月）	3,000社 （平成32年）

（注2）6歳未満の子供を持つ夫婦と子供の世帯の夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間（週全体平均）。（P7注の再掲）

（注4）起業家とは、過去1年間に職を変えた又は新たに職についた者のうち、現在は自営業主（内職者を除く）である者。（P14注の再掲）

1 M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現

施策の基本的方向	
<p>働く女性が増加する一方、M字カーブ問題等がいまだ解決されていない中で、家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（ILO第156号条約）の趣旨も踏まえ、働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、長時間労働の削減や生産性の向上に向けた効率的な働き方の推進等によるワーク・ライフ・バランス及びライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現を図る。</p> <p>併せて、パートナーである男性の子育て・介護等への参画及び女性が活躍するための前提となる人材育成の在り方の見直しを推進するとともに、職場マネジメントの在り方の調査研究及び好事例の情報提供を行う。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア ワーク・ライフ・バランスの実現のための長時間労働の削減等</p> <p>① 中小企業における月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率（50%以上）の適用猶予の廃止、年次有給休暇の取得促進等を内容とする労働基準法等の改正案の早期成立を図るとともに、法定労働条件の履行確保のための監督指導体制の充実強化を行う。</p> <p>② 労働時間等設定改善指針の改正を検討し、休息时间（勤務間インターバル）の設定、一定時刻以降の就業を禁止し、やむを得ない残業は始業前の朝の時間帯に効率的に処理する「朝型の働き方」の導入、深夜業の回数の制限等に関する労使の自主的な取組を促進する。</p> <p>③ 上記①及び②の状況や労使の意見を踏まえ、必要に応じて時間外労働に係る上限規制や休息时间（勤務間インターバル）規制の導入、年次有給休暇等の連続取得等を可能とする職場環境整備など、長時間労働の削減に向けた更なる取組を検討する。</p> <p>④ 企業が主体的にワーク・ライフ・バランスを推進することができるよう、生産性の向上に向けた効率的な働き方や妊娠・出産・育児期における職場での配慮の在り方、年次有給休暇の取得促進等に関し、指針や好事例を提供するとともに、これらに積極的に取り組む企業を支援する。</p> <p>⑤ 過労死等の防止のための対策に関する大綱を踏まえた取組を着実に推進するとともに、メンタルヘルスの確保など職場における健康確保対策を推進する。</p> <p>⑥ 女性活躍推進法に基づき、企業等における女性の活躍状況の把握・分析、女性の採用・登用や勤続年数の男女差、ワーク・ライフ・バランス実現のための長時間労働の削減等に関する目標設定、目標達成に向けた取組や労働時間の状況を含めた女性の活躍状況に関する情報開示を促進する。</p> <p>⑦ 長時間労働の削減等の働き方改革に向け、夏の時期に「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るという生活スタイルに変えていく国民運動「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」を展</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣官房、総務省、厚生労働省</p>

<p>開する。</p> <p>⑧ 各都道府県労働局に設置した「働き方改革推進本部」において、各地のリーディングカンパニーに対して直接働きかけを行うとともに、「まち・ひと・しごと創生」の観点から、地方公共団体が各地域の実情に応じた「働き方改革」に取り組むことを支援する枠組みを構築する。</p> <p>⑨ 女性の活躍推進や男女のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた労働環境整備を図るため、都道府県労働局における体制を整備・強化する。</p>	<p>内閣官房、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>イ ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現</p>	
<p>① 多様で柔軟な働き方の実現に向けた企業の取組を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業後の円滑な職場復帰による継続就業を支援するため、育児・介護休業、短時間勤務制度の利用促進及び育休復帰支援プログラムの拡充等の事業主に対する支援を推進する。 ・ 高齢化の進展等を踏まえ、介護離職の防止に向けて、介護休業制度の従業員への周知強化、分割取得の在り方、介護期における柔軟な働き方の推進策及び介護休業取得時の経済的負担の在り方など、介護休業・休暇の取得促進に向け、労働政策審議会での検討も踏まえ、法的措置も含めて必要な対応を検討する。 ・ 育児と介護の負担が同時にかかる、いわゆる「ダブルケア」問題の実態について調査を行い、その結果等も踏まえ、必要に応じて、負担の軽減の観点からの対策を検討する。 ・ 労働者のライフステージに配慮し、必要な期間における勤務地・職務・勤務時間を限定した多様な正社員制度や職種転換の適用、元の雇用形態への円滑な復帰を支援する。 ・ テレワークの環境整備、サテライトオフィスの設置など場所の制約を受けない勤務形態や、在宅勤務、フレックスタイム制度の導入時における適切な労務管理の徹底及び子連れ出勤を可能とする職場環境の整備を促進する。 ・ 特に子育て期のワーク・ライフ・バランス実現のため、転勤の実態について調査を行い、その結果も踏まえて、企業の経営判断に配慮しつつ、労働者の仕事と家庭生活の両立に資する「転勤に関する雇用管理のポイント（仮称）」の策定を目指す。 ・ 配偶者の転勤や家族の介護等による転居に配慮したキャリア継続に関する仕組みの好事例の把握と情報提供を推進する。 ・ 妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いをなくすための、企業におけるマタニティハラスメント防止に向け、法的対応も含め、事業主の取組強化策を検討する。 ・ 中小企業における女性の活躍推進を図るため、育児を行う労働者が安心して育児休業を取得し職場に復帰できるよう、育児休業中の代替要員を確保しやすくするための取組を強化するとともに、中小 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣府</p> <p>厚生労働省</p> <p>総務省、厚生労働省、国土交通省</p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣府、金融庁</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省、経済産業省</p>

<p>企業と主婦等を含む女性人材とのマッチングに向けた取組の推進や、中小企業側の女性人材受入れのための体制整備に対する支援を推進する。</p>	
<p>② 企業の経営者、業界単位の企業ネットワーク、経済団体等との連携を図る。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の活躍の必要性に関する経営者や管理職の意識改革、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた経営者のコミットメントを促し、経営者のリーダーシップによる取組を促進する。 	内閣府、厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て・介護等に携わる社員のマネジメントやキャリアアップを目指す女性社員の育成に必要なスキルを備えた管理職やメンターの育成を支援する。 	内閣府、厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・ 部下の仕事と子育て等の両立を後押しするための上司に対する人事・評価制度の見直しを促進する。 	内閣府
<p>③ 働きやすく、働きながら安心して子供を産み育てられる環境を確保する観点から、家庭、職場、保育が近接するコンパクトなまちづくり（コンパクトシティ）の形成を推進する。</p>	国土交通省
<p>④ 第9分野1イ記載の男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備を推進する。</p>	内閣府、厚生労働省
<p>ウ 男性の子育てへの参画の促進、介護休業・休暇の取得促進</p>	
<p>① 男性が家事・育児等を自らのことと捉え、主体的に参画する動きを広めるため、男性を対象とした啓発手法の開発・実施、男性のロールモデルによる活躍事例の発信、キャンペーンや顕彰を通じ、国民全体の気運の醸成を図る。</p>	内閣府、厚生労働省
<p>② 世帯類型別（共働き世帯・専業主婦世帯等）の男性の育児休業取得状況や配偶者出産休暇等の利用状況に関する調査を実施し、現状、低い割合にとどまっている男性の育児休業取得率を高めるための実効性の高い方策について検討を進めるなど、専業主婦世帯の夫や子育て目的の休暇の取得促進も含め、男性が育児を行うことを促進する。</p>	厚生労働省
<p>③ 男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備（ベビーベッド付男性トイレの整備、交通機関での子供連れの乗客への配慮等）を推進する。</p>	国土交通省、関係府省
<p>④ 企業における男性社員の育児休業取得促進のための事業主へのインセンティブ付与や、取得状況の情報開示（見える化）を推進する。</p>	厚生労働省
<p>⑤ 高齢化の進展等を踏まえ、介護離職の防止に向けて、介護休業制度の従業員への周知強化、分割取得の在り方、介護期における柔軟な働き方の推進策、介護休業取得時の経済的負担の在り方など、介護休業・休暇の取得促進に向け、労働政策審議会での検討も踏まえ、法的措置も含めて必要な対応を検討する。</p>	厚生労働省
<p>⑥ 育児休業等を理由とする男性に対する不利益取扱いをなくすため、第1分野2ア②記載の企業におけるハラスメント防止対策等を推進す</p>	厚生労働省

<p>る。</p> <p>エ 女性が活躍するための前提となる人材育成</p> <p>① 企業による女性の就業継続に向けた研修の実施等を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各々のライフプランニングやキャリア形成に総合的に対応した研修の実施、メンター制度の導入、相談体制の整備を促進する。 ・ 育児をしつつ継続就業できる男女労働者を増やすため、育児休業等を取得しても中長期的に処遇の差を取り戻すこと、職務上の経験を積むことが可能となるような人事配置、教育訓練、昇進基準及び人事評価制度の見直しの奨励、職場マネジメントの調査研究及び好事例の提供を行う。 <p>② 労働者の主体的な職業能力の開発及び向上を促進し、再就職時の職業能力に基づいた評価にも資するよう、業界共通の職業能力評価のものさしとなる技能検定を始め、企業・労働者双方に活用される職業能力評価制度の整備、ジョブ・カードを活用したスキルの可視化（見える化）を推進する。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
---	--

2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

施策の基本的方向	
<p>雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号。以下「男女雇用機会均等法」という。）の基本的理念である雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に向けて、性別を理由とする採用・配置・昇格等における差別的取扱いやセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等が行われない職場づくりを促進する。</p> <p>併せて、男女労働者の同一報酬に関する条約（ILO 第 100 号条約）の趣旨を踏まえ、男女間賃金格差の解消に向けた取組を推進する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 男女雇用機会均等の更なる推進</p> <p>① 男女雇用機会均等法の履行確保に取り組み、事業主が報告の求めに応じない場合や、勧告をされたにもかかわらず違反を是正しない場合には、過料、企業名の公表等により同法の実効性を確保する。</p> <p>また、全国どの地域においても企業への指導や労働者の救済が等しく円滑に行われるよう、雇用均等行政と労働基準行政を始め各関係機関が連携を図るとともに、都道府県労働局雇用均等室等の体制を強化する。</p> <p>② 間接差別となり得る措置の範囲の見直し、コース別雇用管理についての指針の策定など、平成 26 年 7 月に施行した改正後の男女雇用機会均等法施行規則等の周知徹底を図る。</p> <p>③ 男女雇用機会均等法等の関係法令や、制度について、労使を始め社会一般を対象として幅広く効果的に周知するとともに、学校等の教育</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p>

<p>機関においても、男女が共同して社会に参画することの重要性等についての指導を通じて、その制度等の趣旨の普及に努める。</p>	
<p>④ 男女雇用機会均等法等に基づく個別紛争解決の援助や相談体制の充実を図る。</p>	厚生労働省
<p>⑤ 男女均等取扱いの一層の確保に向けて、男女差別の実態把握や要因分析のための検討を進め、間接差別となり得る措置の範囲の見直しについて検討を行う。</p>	厚生労働省
<p>⑥ 固定的性別役割分担意識が払拭され、女性が活躍しやすい環境となるよう、女性活躍推進法の施行後3年の見直しを積極的に検討するとともに、男女雇用機会均等法の改正についても検討を進める。</p>	内閣府、厚生労働省
<p>イ 男女間の賃金格差の解消</p>	
<p>① 女性の職業生活において、意欲をもって能力を伸長・発揮できる環境を整備するため、男女間に賃金格差が存在する現状に鑑み、公労使により賃金格差の是正に向けた検討を行う。また、「男女間の賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を踏まえ、企業における男女間の賃金格差の状況の把握・分析と可視化（見える化）、公正・明確・客観的な賃金制度及び評価制度の設計と透明性の確保、配置・業務の与え方や教育訓練の在り方の見直し等を促進する。</p>	厚生労働省
<p>ウ 女性に対する各種ハラスメントの防止</p>	
<p>① 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号）に基づき、企業におけるセクシュアルハラスメント防止対策を促進するとともに、性別役割分担意識に基づく言動がセクシュアルハラスメントの発生の原因や背景になりうることも考慮しつつ、訴訟等の事例も活用した啓発を行う。また、企業が必要な対策をとらず、是正指導に応じない場合は、過料、企業名の公表等により、男女雇用機会均等法の実効性を確保する。</p>	厚生労働省
<p>② 「労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」（平成18年厚生労働省告示第614号）を踏まえ、企業におけるマタニティハラスメント防止対策を促進するとともに、訴訟等の事例も活用した啓発を行う。また、企業が必要な対策をとらず、是正指導に応じない場合は、過料、企業名の公表等により、男女雇用機会均等法の実効性を確保する。また、労働政策審議会での検討も踏まえ、法的対応も含め、事業主の取組強化策を検討する。</p>	厚生労働省
<p>③ 労働基準法及び男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理の周知徹底を図る。</p>	厚生労働省
<p>④ 非正規雇用労働者も含めたセクシュアルハラスメント及びマタニティハラスメントの実態を調査し、実効性の確保に向けた対策の強化を</p>	厚生労働省

<p>検討する。その際、パワーハラスメントと複合している事案についても配慮する。また、男女を問わず職業生活を営む上で障害となる、あらゆるハラスメントに一元的に対応する体制の整備について、事業主の措置を促すことを検討する。</p>	
--	--

3 ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正

施策の基本的方向	
<p>ポジティブ・アクションの推進等による職場における男女間格差の是正や、女性の能力発揮を促進する観点から、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業の支援や、女性の参画が少ない業界における就業の支援を行う。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>① 女性の活躍状況の把握・分析、女性の採用・登用や勤続年数の男女差・長時間労働の削減等に関する目標設定、目標達成に向けた取組、女性の活躍状況に関する情報開示（見える化）など、女性活躍推進法に基づく取組を含めた、女性の活躍推進に向けて国や地方公共団体・企業等が行う取組を促進する。また、同法に基づく事業主行動計画の策定が努力義務となっている中小企業への支援を行うとともに、例えば、業界横断的な女性登用目標の設定など各種業界団体の自主的な取組を促進する。</p> <p>② 民間企業における女性管理職の中途採用を促進するための労働法令の解釈・運用の見直しを行う。</p> <p>③ 各種の認定制度、表彰制度等を活用し、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業を評価するとともに、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を踏まえた措置や各種の助成制度を活用し、企業における取組を一層促進する。</p> <p>さらに、女性の活躍推進には、労働生産性の向上等を通じたワーク・ライフ・バランスの実現が重要であることから、企業の取組を促すインセンティブとして、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランス等を推進する企業について、不正な手段を使った企業の受注を防止することを前提に、より幅広く評価する枠組みの導入による受注機会の増大を図る。</p> <p>④ 企業における女性の活躍状況等を掲載する政府の情報公開サイトの一元化・充実を推進するとともに、企業における女性の活躍状況や男女間の格差を測るものさしとなる「見える化」支援ツールを提供するなど、企業自らによる自社の現状の把握・分析を支援する。</p> <p>⑤ 有価証券報告書に掲載された女性役員に係る情報の集計及び開示（見える化）等の取組を通じ、女性の活躍に積極的に取り組む企業が評価されるよう努める。</p> <p>⑥ 企業による女性の就業継続に向けた研修の実施等を支援する。</p>	<p>内閣府、総務省、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省、経済産業省、関係府省</p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣府、金融庁</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 各々のライフプランニングやキャリア形成に総合的に対応した研修の実施、メンター制度の導入、相談体制の整備を推進する。 ・ 育児をしつつ継続就業できる男女労働者を増やすため、育児休業等を取得しても中長期的に処遇上の差を取り戻すこと、職務上の経験を積むことが可能となるような人事配置、教育訓練、昇進基準及び人事評価制度の見直しの奨励、職場マネジメントの調査研究及び好事例の提供を行う。 	厚生労働省 内閣府、厚生労働省
<p>⑦ ライフプランに応じた上位職へのキャリアパスの明確化、メンタリングを含むキャリア形成支援プログラムの開発・実施、女性管理職のネットワークの構築等の取組を通じ、企業による女性の役員・管理職の育成に向けた取組を支援する。</p>	内閣府、厚生労働省
<p>⑧ 学校等における女子学生等を対象とした次代を担う人材育成プログラムの開発・実施を促進する。</p>	文部科学省
<p>⑨ 建設業、造船業、運輸業等の女性の参画が進んでいない業種での、女性の就業及び定着を促進するとともに、これらの業種に限らず、中小企業も含めて働きやすい職場環境の整備等を支援する。</p>	厚生労働省、経済産業省、国土交通省、関係府省
<p>⑩ 地方公共団体及び地方経済団体のトップに対して、地域の企業における女性の活躍推進に向けた取組を要請するとともに、その取組を支援する。</p>	内閣府、厚生労働省
<p>⑪ 諸外国における女性の活躍推進に向けた様々な取組の内容や影響等について、詳細を把握・分析し、我が国の取組への示唆を得る。</p>	内閣府

4 非正規雇用労働者の処遇改善、正社員への転換の支援

施策の基本的方向	
<p>パートタイム労働等の非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えるという積極的な意義もある一方、男性に比べ女性の方が雇用者に占める非正規雇用の割合が高いことが女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっているほか、正社員と非正規雇用労働者の間の格差が男女間の格差の一因になっているとの指摘もある。</p> <p>このため、同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進の取組としてパートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の推進など、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員への転換に向けた取組を推進する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の取組や正社員への転換に向けた取組の推進</p> <p>① 同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進の取組として、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号。以下「パートタイム労働法」という。)に基づき、パートタイム労働者と通常の労働者の均等・均衡のとれた待遇を推進する。事業主が報告の求めに応じない場合や、勧告にもかかわらず違反を是正しない場合</p>	厚生労働省

<p>には、過料、企業名の公表等により、同法の実効性を確保する。さらに、パートタイム労働法改正時の附帯決議にも留意し、法施行の状況を見つつ、必要に応じて均等・均衡待遇に向けた更なる取組を検討する。</p> <p>また、企業による能力開発機会の提供を促進するとともに、職務分析・職務評価の実施や賃金テーブルの正社員水準への一元化など均等・均衡待遇を実現する賃金制度の導入を促進するため、ガイドラインやマニュアルの提示や、助成措置等により企業の取組を支援する。さらに、ガイドライン等の利用状況等を踏まえ、必要に応じてその内容の改善について検討する。</p> <p>② 最低賃金の引上げのための環境整備を図る。</p> <p>③ 非正規雇用労働者の正社員への転換、企業内でのキャリアアップ、企業の枠を超えたキャリアアップを図るため、労働者の選択に応じた職業能力開発機会の確保、キャリア・コンサルティングの推進によるサポート体制を整備する。</p>	<p>厚生労働省、経済産業省 厚生労働省</p>
<p>イ 公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・推進</p> <p>① 有期契約労働者について、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）に規定されている無期労働契約への転換、雇止め法理（※）及び不合理な労働条件の禁止の周知徹底を図る。</p> <p>また、派遣労働者について、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、派遣先の労働者との待遇の均衡等を図るとともに、正社員化を含むキャリアアップの支援や派遣労働者に対する雇用安定措置などを通じた一層の雇用の安定と保護等を図る。</p> <p>※ 次のいずれかに該当する場合に、使用者が雇止めをすることが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、有期労働契約が更新（締結）されたものとみなすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に反復更新された有期労働契約で、その雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同視できると認められるもの ・ 労働者において、有期労働契約の契約期間の満了時にその有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があると認められるもの <p>② 非正規雇用労働者の産前産後休業、育児休業及び介護休業の法制度の内容について、非正規雇用労働者及び事業主に対する周知・徹底を行うとともに、利用環境を改善する。さらに、企業に対するインセンティブの充実等を行う期間雇用者育児休業取得促進プログラムの実施により、非正規雇用労働者の継続就業支援を行う。</p> <p>③ 短時間労働者への被用者保険の適用を拡大するなど、セーフティネットを強化するとともに、産前産後休業や育児休業における保険料免</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>

除等の経済的援助の拡大を検討する。	
④ 非正規雇用労働者も含めたセクシュアルハラスメント及びマタニティハラスメントの実態を調査し、実効性の確保に向けた対策の強化を検討する。その際、パワーハラスメントと複合している事案についても配慮する。	厚生労働省
⑤ 非正規雇用労働者の正社員への転換等を促進するため、正社員転換・待遇改善に関する計画を策定するとともに、助成等により企業の取組を支援する。	厚生労働省
⑥ 多様で柔軟な働き方を推進するため、勤務地・職務・勤務時間を限定した多様な正社員制度を導入する企業に対する支援、労働条件の明示やいわゆる正社員との相互転換・均衡処遇等の雇用管理上の留意点の周知及び多様な正社員モデルの普及・啓発を推進する。	厚生労働省
⑦ 正社員と非正規雇用労働者の待遇の均衡等の問題を検討する中で、パートタイム労働者、有期契約労働者、派遣労働者等の間で施策において合理的でない差が生じることのないよう対策を講ずる。	厚生労働省
⑧ 行政機関で働く非常勤職員について、育児休業や介護休暇等の制度の周知・普及を図るとともに、非常勤職員の制度の趣旨、勤務の内容に応じた処遇が確保されるよう、引き続き配慮や助言を行う。	内閣官房、総務省、全府省、(人事院)

5 再就職、起業、自営業等における支援

施策の基本的方向	
<p>多様な生き方、働き方があることを前提に、各人がそれぞれの生き方を選択する際に、職業生活においてもその能力を十分に発揮できるようにすることが必要である。</p> <p>このため、子育て・介護等により離職した者の再就職や起業の支援、自営業等における就業環境の整備を推進する。</p>	
具体的な取組	担当府省
ア 再就職等に向けた支援	
① 子育てをしながら就業を目指す女性等の支援拠点「マザーズハローワーク」、「マザーズコーナー」等を各地域にきめ細かく配置する。	厚生労働省
② 子育て・介護等との両立が可能な職業訓練（公的職業訓練における短時間訓練コースや訓練受講の際の託児サービス支援の推進）や職業紹介の実施、各種助成金の活用や中小企業の人材確保のための女性（主婦等）等多様な人材と中小企業とのマッチングから定着までの一貫支援など、子育て・介護等との両立やキャリアブランクに配慮した多様な再就職等の支援を推進する。	厚生労働省、経済産業省
③ 介護・看護・保育等の分野の求職者への支援、保育士・看護師等の復職支援など、専門資格等を生かした再就職の支援を推進する。	厚生労働省
④ 大学や専修学校等と産業界が協働し、再就職希望者を含む社会人等の就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための取組を推進し、学び直し等の充実を図る。	文部科学省

<p>⑤ 子育て期のワーク・ライフ・バランス実現のため、転勤の実態について調査を行い、その結果も踏まえて、企業の経営判断に配慮しつつ、労働者の仕事と家庭生活の両立に資する「転勤に関する雇用管理のポイント（仮称）」の策定を目指す。</p>	厚生労働省
<p>イ 起業に向けた支援</p>	内閣府、経済産業省、関係府省
<p>① 起業に係る女性特有の課題を踏まえ、事業の立ち上げから運営までをワンストップで支援する仕組みのほか、事業活動の高度化に向けて、例えば、保証や担保等に必要以上に依存しない信用付与、経営面や事業面におけるメンターによる支援など、民間金融機関や民間企業による多面的な支援の在り方を検討する。</p>	内閣府、経済産業省、関係府省
<p>② 女性起業家が利用できる低利融資や補助等の女性起業家に対する資金面・事業活動面での支援の充実を図るとともに、情報発信を進める。</p>	内閣府、経済産業省、関係府省
<p>ウ 自営業等における就業環境の整備</p>	財務省、経済産業省、関係府省
<p>① 商工業等の自営業における家族従業者の実態を踏まえ、女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方を検討するとともに、働き過ぎの防止等に向けた就業環境に関する調査を行うことを検討する。</p>	財務省、経済産業省、関係府省
<p>② 家内労働手帳の普及、工賃支払の確保、最低工賃の決定及び周知、労災保険特別加入の促進等により家内労働者の労働条件の改善を図る。</p>	厚生労働省

【担当府省欄の(人事院)とは、人事院に対して検討を要請するものである。】

第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進

<基本的考え方>

今後多くの地域において急速かつ大幅な人口減少という厳しい現実と直面する中、活力ある地域社会を形成するためには、それぞれの地域において、男女とも、希望に応じて、安心して働き、子育てをすることができる地域社会の実現が不可欠である。

これまで、高齢者福祉や子育て、防災・防犯活動、環境活動等、地域で行われる様々な活動は、専業主婦を始めとした女性が多く担ってきた。しかしながら、PTAや自治会・町内会等、地域団体における会長等の役職については、もう一方の支え手である自営業や職を退いた男性がその多くを占めている。若い世代の男性等、多様な住民の活動への参画とリーダーとしての女性の参画を拡大し、地域活動における男女共同参画を推進する。

また、地域資源を活用した付加価値の高い商品・サービスの開発等による地域活性化が求められる中、多様な視点の一つとして女性の視点を盛り込むことが不可欠である。さらに、地方から都市部への人口流出は、特に若年女性に顕著であるが、女性の活躍の場が創出されることで、女性がその地域に魅力を感じ、居場所を見出し、定住することにつながっていく。この好循環を地域で創り出していく必要があるため、地域ぐるみで女性の活躍を推進していく体制整備等により、地域活性化に向けた地域における女性の活躍を推進する。

農山漁村においては、基幹的農業従事者の約4割を女性が占めており、また、6次産業化の進展に伴い女性の役割の重要性がますます高まっているが、農林水産業経営における女性の参画状況はいまだ十分ではない。農業委員会の委員、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の役員等への女性登用の一層の拡大を始めとした農山漁村における女性の政策・方針決定過程への参画拡大を促進する。また、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、家族経営協定の普及や有効な活用を含め、女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上のために必要な取組を推進する。

併せて、女性が働きやすい作業環境の整備や就業支援、育児・介護等に関わる男女の負担の軽減等、農山漁村におけるワーク・ライフ・バランスや、固定的な性別役割分担意識とこうした意識に基づく行動の変革に向けた取組を推進する。

<成果目標>

項目	現 状	成果目標（期限）
自治会長に占める女性の割合	4.7% （平成 26 年）	10% （平成 32 年）
女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率	—	都道府県：100% 市区：100% 町村：70% （平成 32 年）
家族経営協定の締結数	54,190 件 （平成 25 年度）	70,000 件 （平成 32 年度）
農業委員に占める女性の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性委員が登用されていない組織数：644 （平成 25 年度） ・ 農業委員に占める女性の割合：6.3% （平成 25 年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性委員が登用されていない組織数：0 （平成 32 年度） ・ 農業委員に占める女性の割合：10%（早期）、更に 30%を目指す （平成 32 年度）
農業協同組合の役員に占める女性の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性役員が登用されていない組織数：213 （平成 25 年度） ・ 役員に占める女性の割合：6.1% （平成 25 年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性役員が登用されていない組織数：0 （平成 32 年度） ・ 役員に占める女性の割合：10%（早期）、更に 15%を目指す （平成 32 年度）

1 地域活動における男女共同参画の推進

施策の基本的方向	
<p>地域の特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することのないよう、地域の活動に男女共に多様な年齢層の参画を促進し、地域活動における男女共同参画を推進する。また、PTA、自治会・町内会等、地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、地域活動に、男女共同参画の視点が反映されるよう、各団体に対して働きかける。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p>① PTA、自治会・町内会等、地域に根差した組織・団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。</p> <p>② 地域の活性化（観光、文化の伝承等を含む）やまちづくりに関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。</p> <p>イ 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進</p> <p>① 学校・保育所の保護者会（PTA等）、自治会・町内会等を、平日昼間だけでなく、夜間、休日等に実施するなど、多様な住民が参加しやすい活動の在り方を提示する。</p> <p>② 就業している男女も地域活動に参加できるよう、年次有給休暇取得促進の気運の醸成、長時間労働の解消、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。</p> <p>③ 地域に根差した組織・団体の活動の実施に当たっては、男女共同参画の視点が反映されるよう各組織・団体に対して要請する。</p> <p>④ 住民の多様な経験を生かし、男女共同参画の視点に立った地域の活性化やまちづくりを推進する。</p>	<p>内閣府、総務省、文部科学省</p> <p>内閣府、文部科学省、国土交通省</p> <p>内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣府、総務省、文部科学省、国土交通省</p> <p>内閣府、国土交通省</p>

2 地方創生における女性の活躍推進

施策の基本的方向	
<p>人口減少が進む中、将来にわたり持続可能な地域社会を構築するため、国と地方が一体となった地方創生に当たっては、女性の活躍が鍵であることを認識し、地域の実情に応じた働く場の確保や働き方改革の取組を始め、地域における女性の活躍を推進する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 地方創生における女性の活躍推進</p> <p>① 地域における女性の活躍推進は、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらす。そのため、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（平成26年12月27日閣議決定）及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）に基づき、地方創生に向け、地域における女性の活躍の重要性を踏まえた取組を実施するよう、地方公共団体に対して要請する。</p>	<p>内閣府</p>

<p>イ 地域における女性の活躍推進に向けた環境整備</p> <p>① 女性活躍推進法を踏まえ、女性の活躍推進のための取組が効果的かつ円滑に実施されるよう、推進計画を策定するとともに、協議会を組織することなどを通じて、国、地方公共団体、地域経済団体、地域金融機関、農林水産団体、NPO等の地域における多様な主体による連携体制を整備するよう、地方公共団体等に対して要請する。</p> <p>② 地域の実情に応じた地方公共団体の取組を支援することにより、地方公共団体が、地域の関係機関・団体との連携体制の下、女性の置かれた様々な状況に応じて適切な助言や情報提供を行う総合的な支援体制を整備することなどを促進する。</p> <p>③ 女性が働きやすく、働きながら安心して子供を産み育てられる環境を確保する観点から、家庭、職場、保育が近接するコンパクトなまちづくり（コンパクトシティ）の形成を推進する。</p> <p>④ 女性によるソーシャルビジネス等、地域の課題解決にも資する起業を促進する。</p> <p>⑤ 育児・介護等の経験を生かした地域活動への参画等、女性が中心となって地域の課題を解決する活動を多様な分野において一層推進する。</p> <p>⑥ 消費者問題に取り組む女性の活躍推進の観点から、消費者安全法（平成21年法律第50号）の改正を踏まえ、消費生活相談員の社会的地位の向上や、地域において消費者被害の防止等の活動をする消費生活協力員等の活躍促進に向けた地方公共団体の取組を支援する。</p>	<p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>国土交通省</p> <p>経済産業省</p> <p>内閣府</p> <p>消費者庁</p>
---	--

3 農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の基本的方向	
<p>農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、地方公共団体、農林水産団体等に対して、具体的な目標の設定や女性の参画を一層促進する仕組みづくりを働きかける。</p> <p>また、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上に向けた取組を推進する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p>	
<p>① 「人・農地プラン」を策定する際に、集落・地域における話し合いや、市町村における検討会への女性農業者の参画を義務付けるとともに、その割合を30%以上とすることを目指すなど、地域の方針決定過程への企画・立案段階からの女性の参画を促進する。</p>	<p>農林水産省</p>
<p>② 農業委員会の委員、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の役員等におけるそれぞれの目標に向けて、各都道府県・市町村・関係団体に対し、各団体の実態を踏まえ、女性の登用ゼロからの脱却、複数名の女</p>	<p>農林水産省</p>

<p>性の登用、具体的な目標の設定等の取組を行うよう要請する。</p> <p>その際には、次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会の委員の任命を行う市町村長や農業協同組合の役員等の選出を行う当該農業協同組合等に対して、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）において、年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない旨の規定が置かれたことを十分に踏まえ、委員・役員等の任命・選出が男女共同参画の視点から行われるよう、女性の参画拡大に向けた取組をより一層促進する。また、委員候補者の推薦を行う農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対しても、同規定が置かれたことなどについて、引き続き周知を行う。 ・ 女性活躍推進法の適用がある事業主に対し、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用するよう要請する。 ・ 集落営農組織や土地改良区における意思決定過程への女性の参画拡大に向けた取組を促進する。 <p>③ 今後の地域を支えていく農業者となっていく認定農業者をはじめとした、様々な形で農山漁村において地域を牽引していく女性リーダーを育成するための研修の充実等、女性リーダー層の活躍促進に向けてネットワーク化を推進し、先進的な取組や知識・技術に関する情報交換・提供等の継続的なサポートを推進する。</p> <p>④ 「食料・農業・農村基本計画」（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）に掲げられた女性活躍に関する取組及び農業委員や農業協同組合等の委員・役員等における女性の登用状況について、定期的にフォローアップを実施する。</p> <p>⑤ 各都道府県のみならず、市町村等各地域レベルにおいて農山漁村における男女共同参画が進むよう、女性の参画目標の策定を進めるとともに、策定された目標の達成に向け、積極的な取組を実施するよう、各地方公共団体に対して要請する。</p>	<p>農林水産省</p> <p>内閣府、厚生労働省 農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>内閣府、農林水産省</p>
<p>イ 農山漁村における女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上</p> <p>① 家族経営協定の締結数の拡大及びその継続的な有効活用を図り、夫婦共同での各種制度への申請等を推進する。また、都道府県、市町村における普及体制の強化や、締結後のフォローアップを目的とした協定農家間の情報交換等を促進する。</p> <p>② 農林水産業に従事する女性の経営管理能力や技術の向上を目的とした研修等における情報提供及び女性同士のネットワーク化等を推進し、民間企業等とも連携して新たなチャレンジによる経営の発展に向けた取組を促進する。</p> <p>③ 女性の林業経営への参画等により、地域全体における林業を活性化するため、施業意欲を高める研修や情報提供等を実施するとともに、女</p>	<p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>

<p>性林業グループの取組を支援し、優良な取組の全国各地への普及を図る。</p> <p>④ 水産業における女性の参画を推進するとともに、水産業経営の改善を図るため、起業的取組を行う漁村女性グループの取組を支援し、優良な取組の全国各地への普及を図る。</p> <p>⑤ 酪農及び肉用牛経営を始め畜産経営において重要な役割を占めている女性が経営や地域社会へ参画する機会を増やすため、女性の能力向上のための研修機会の提供及びヘルパー制度の充実等を通じ、女性が研修に参加しやすい環境づくりを促進する。</p> <p>⑥ 農林水産業における女性経営者の経営発展や女性の農林水産業者による適切な経営継承を図るため、女性の経営参画及び農地・施設等の資産の取得促進に向けた普及啓発を推進する。</p> <p>⑦ 女性の行う農林水産業に関連する経営や起業等の支援のための経営体向けの補助事業や融資について、女性の農林水産業者による活用を促進する。</p> <p>⑧ 農山漁村の中核を担う農林水産業経営における男女共同参画の実態把握・調査研究を実施するとともに、男女別データの把握に努める。</p>	<p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>
---	--

4 農山漁村における女性が働きやすい環境の整備、意識と行動の変革

施策の基本的方向	
<p>経営の多角化・複合化や6次産業化が進展する中で重要な役割を担う女性が過重な負担を負うことがないよう、働きやすい作業環境の整備や就業支援を進めるとともに、育児・介護等に関わる男女の負担の軽減等、農山漁村におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を促進する。</p> <p>また、農山漁村の一部でいまだ根絶されていない固定的な性別役割分担意識等による行動様式を是正し、あらゆる場における意識と行動の変革を促進する。</p>	
具体的な取組	担当府省
ア 農山漁村における女性が働きやすい環境の整備	
① 女性農業者の知恵と民間企業の技術等を結びつけ、新商品やサービス開発等を行う「農業女子プロジェクト」の活動を拡大する。	農林水産省
② 農林水産業経営において、家族経営協定の締結に加え、福利厚生面の充実にもつながる法人化を進めるとともに、法人経営における女性の経営参画拡大に向けた取組を進める。また、女性の活躍推進に積極的に取り組む経営体への認定や表彰等を通じ、子育て期の女性でも働きやすい環境づくりを推進する。	農林水産省
③ 農山漁村における少子高齢化の進展に対応するため、女性や高齢者を含め、今後の農村地域の活性化を担う人材の確保を推進する。	農林水産省
④ 農林水産業への女性の就業希望者に対する情報提供、相談活動等を行うとともに、就業意欲の喚起や就業後の定着等を図るための支援等を実施する。特に、これまで女性の参画が少なかった林業及び水産業に関する	農林水産省

<p>る分野においては、従事する女性のネットワーク化等を通じ、女性従事者の参画と定着を促進する。</p>	
<p>⑤ 農林水産業において「アシストスーツ」等のロボットやICTの活用を推進し、重労働や単純作業の軽減を図り、性別、年齢にかかわらず様々な作業が実施できるようにするとともに、農林水産業における技術の共有・継承を行いやすくする。また、男女別更衣室やトイレの設置等、女性が働きやすい職場環境の整備を推進する。</p>	農林水産省
<p>⑥ 農林水産業やその関連事業における事故について男女別データの蓄積を含む実態の把握及び事故防止対策の強化を推進する。農林水産業における機械・施設等の設計、林業の現場や漁港の整備等に関して、安全性を高め女性が利用・活躍しやすい対策を推進し、安全確保に向けた研修等の充実を図る。</p>	農林水産省
<p>⑦ 仕事と家事・育児・介護等との調和や多様なライフスタイルの確立を支援するため、男女のワーク・ライフ・バランスや健康管理への配慮を含む家族経営協定の締結、ヘルパー利用の促進、子育てネットワーク活動や育児・介護にあたる女性の支援、農山漁村における男性の家事・育児・介護等へ参画及びそれに関する周囲の理解を促進する。</p>	農林水産省
<p>⑧ 農業者年金の仕組み等について周知・啓発を図るなど、女性農業者や若い農業者の加入を促進する。</p>	農林水産省
<p>イ 農山漁村における意識と行動の変革</p>	
<p>① 女性の役割を適正に評価し、農山漁村に暮らす男女が、自分の生き方を自由に選択し、自分の人生を自分自身で設計・実現していくことができるよう、啓発活動、情報提供、研修の充実を図る。</p>	農林水産省
<p>② 「農山漁村女性の日」の活動等を通じ、農林水産業関係団体と連携して、男女共同参画社会の形成に向けた社会的気運の醸成を図る。</p>	農林水産省

5 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

<p style="text-align: center;">施策の基本的方向</p>	
<p>持続可能な社会の実現に向けて、環境保全等に関する女性の高い関心、豊かな知識や実践的な経験等をより広くいかす観点から、環境分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、気候変動等の地球環境問題の解決や持続可能な開発に係る国際的枠組を踏まえ、環境問題への取組に男女共同参画の視点が反映されるよう働きかける。</p>	
<p style="text-align: center;">具体的な取組</p>	<p style="text-align: center;">担当府省</p>
<p>ア 環境に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p>	
<p>① 環境政策に関する各種会議等の構成員について、女性の参画拡大を図る。</p>	環境省
<p>② 環境分野における女性の専門的人材を育成する。</p>	環境省
<p>③ 上記のほか、第5分野（科学技術・学術における男女共同参画の推進）に掲げられた関連施策を進め、総合的な女性研究者の支援を推進する。</p>	関係府省

イ 環境問題への取組への男女共同参画の視点の導入	環境省
① 環境政策に関する各種計画等の作成に当たっては、男女共同参画の視点に配慮する。	環境省、関係府省
② 環境問題が身体に与える影響は男女で違いが生じ得ることから、男女の置かれた状況を客観的に把握するため、必要に応じて男女別データの把握に努める。	環境省、関係府省
③ 環境分野における新たな活躍機会の創出により、女性の活躍を推進するとともに、女性によるグリーン・イノベーションの促進を支援する。	文部科学省、環境省
④ 男女間の平等や女性のエンパワーメントを含む持続可能な開発のための教育の観点も踏まえ、地域における環境学習を推進する。	環境省
⑤ 男女共同参画の視点を踏まえた、行政、大学、企業、NGO・NPO等多様な主体による環境保全活動等の推進やネットワークの構築を支援する。	環境省

第5分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

<基本的考え方>

科学技術・学術は、我が国及び人類社会の将来にわたる発展のための基盤であり、「知」の獲得をめぐる国際的な競争が激化している。我が国が国際競争力を維持・強化し、多様な視点や発想を取り入れた科学技術・学術活動を活性化するためには、女性研究者・技術者の能力を最大限に発揮できるような環境を整備し、その活躍を促進していくことが不可欠である。また、科学技術・学術の振興により、多様で独創的な最先端の「知」の資産を創出することは、男女共同参画社会の形成の促進にも資する。

しかしながら、我が国における女性研究者の割合は増加傾向にはあるものの、諸外国に比べいまだ低水準にとどまっており、科学技術・学術活動に従事する女性の活躍を一層加速していく必要がある。

このため、意思決定を行うマネジメント層をはじめ、研究現場を主導する女性研究者・技術者の登用推進に向けた大学、研究機関、学術団体、企業等のポジティブ・アクションを促進するとともに、女性研究者・技術者が継続して活動の最前線で活躍できるよう、研究等と育児・介護等の両立や研究・技術力の維持・向上に対する支援及び環境整備を行う。

また、研究・技術職に進む女性を増やすべく、女子中高生、保護者、教員等における科学技術系の進路への興味関心や理解を全国的に向上させるための取組を推進し、次代を担う女性の科学技術人材を育成する。

<成果目標>

項目	現状	成果目標（期限）
研究者の採用に占める女性の割合（自然科学系）	自然科学系 25.4% 理学系 11.2% 工学系 8.0% 農学系 13.8% 医歯薬学系 24.3% （平成 24 年）	「自然科学系全体で 30%、理学系 20%、工学系 15%、農学系 30%、医学・歯学・薬学系合わせて 30%」（総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会報告(P)）を踏まえた第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年度から 32 年度まで）における値。 ※総合科学技術・イノベーション会議における第 5 期科学技術基本計画の検討状況を踏まえた表現とする。
日本学術会議の会員に占める女性の割合	23.3% （平成 26 年）	30% （平成 32 年）
日本学術会議の連携会員に占める女性の割合	22.3% （平成 26 年）	30% （平成 32 年）
大学（学部）の理工系の学生に占める女性の割合	理学部 26.4% 工学部 12.9% （平成 26 年）	前年度以上

1 科学技術・学術分野における女性の参画拡大

施策の基本的方向	
<p>科学技術・学術分野における多様な視点や発想を確保し、研究活動等の活性化によって新たな知見の創出、国際競争力の向上等を図るため、女性研究者・技術者を質・量ともに育成・確保する。また、科学技術・学術分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。</p> <p>女性研究者・技術者の活躍は、研究者・技術者コミュニティの意識改革及び研究現場における多様性の確保に寄与し、また、若手の女性研究者・技術者やこれを目指す女子学生のロールモデルともなる。このため、大学や企業等の経営層等が率先して、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を持つことなく、例えば研究開発を管理する職や教授職など、職場のトップや上位職に優秀な女性研究者・技術者を積極的に登用する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 科学技術・学術分野における女性の採用・登用の促進</p>	
<p>① 30%目標に向けて、大学、研究機関、学術団体、企業等による、女性研究者・技術者の活躍状況の把握・分析、女性研究者・技術者の採用・登用や就業継続に関する目標設定、上位職へのキャリアパスの明確化や女性研究者・技術者の活躍推進に向けたポジティブ・アクションの実施、これらに関する情報開示(見える化)を積極的に促進する。</p> <p>その際には、次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性活躍推進法の適用がある事業主については、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用する。 ・ 各種の認定制度、表彰制度等を活用し、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業を評価するとともに、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成26年8月5日男女共同参画推進本部決定)を踏まえた措置や各種の助成制度を活用し、企業のインセンティブを強化する。 	<p>内閣府、文部科学省、関係府省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省、経済産業省</p>
<p>② 科学技術基本計画における数値目標を踏まえつつ設定された、科学技術・学術分野における女性の採用・登用に関する数値目標の達成に向けて、各主体(大学、研究機関、学術団体、企業等)が自主的に採用・登用に関する目標を設定し、その目標及び推進状況を公表するよう要請する。</p>	<p>内閣府、文部科学省、関係府省</p>
<p>③ 男女共同参画会議、総合科学技術・イノベーション会議、及び日本学術会議の連携を強化するとともに、科学技術基本計画等において、女性活躍促進の視点を明確に位置付ける。</p>	<p>内閣府、関係府省</p>
<p>④ 上記②及び③を含めたポジティブ・アクションの推進等により、国及び地方公共団体における科学技術・学術に係る政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。</p>	<p>内閣府、関係府省</p>
<p>⑤ 日本学術会議において、女性の会員比率及び連携会員比率の向上に努めるとともに、学術分野における男女共同参画を推進するため積極的な調査や提言を行う。</p>	<p>内閣府</p>

<p>イ 科学技術・学術分野における女性人材の育成など</p> <p>① 女性研究者・技術者の採用の拡大や研究現場を主導する女性リーダーの育成に向けて、上位職へのキャリアパスの明確化、メンタリングを含めたキャリア形成支援プログラムの構築、その他女性研究者・技術者の採用及び登用に関するポジティブ・アクションの取組について、大学、研究機関、学術団体、企業等への普及を図る。</p> <p>② 企業等の研究職は、研究現場以外にも社内のマネジメントや企画職等様々なキャリアパスがあることから、あらゆる場で活躍できるよう人材育成を図る。</p> <p>③ 大学、研究機関、学術団体、企業等の経営層や管理職が多様な人材を活かした経営の重要性を理解し、女性研究者・技術者の活躍推進に積極的に取り組むよう、男女共同参画に関する研修等による意識改革を促進する。</p> <p>④ 国が関与する提案公募型研究事業等の委員長・審査委員への女性の登用を積極的に推進する。</p>	<p>内閣府、文部科学省、関係府省</p> <p>内閣府、厚生労働省、経済産業省</p> <p>内閣府、文部科学省、関係府省</p> <p>関係府省</p>
---	--

2 女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備

施策の基本的方向	
<p>多様な価値観や働き方を受容して働きやすい環境を醸成し、女性研究者・技術者が能力を一層発揮できるようにする。研究者・技術者が実情に応じて柔軟に研究活動を継続し、研究力を向上していくことができ、また研究と育児・介護等の両立が困難となった場合も、研究中断等の影響を最小限に抑え、円滑な復帰が可能となるよう、研究者・技術者の要望等を踏まえ、政府が行う競争的資金の運用、育児・介護等に配慮した研究者・技術者への支援、慣行の見直しや育児・介護等の負担に配慮した人事の運用など研究環境の整備等を行う。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 研究活動と育児・介護等の両立に対する支援及び環境整備</p> <p>① 大学、研究機関、企業等において、男女の研究者・技術者が仕事と育児・介護等を両立できるようにするため、長時間労働の解消、短時間勤務やフレックスタイム勤務、テレワークによる多様な働き方の推進、育児・介護等に配慮した雇用形態や両立支援制度の確立、キャリアプランや育児・介護等に関する総合相談窓口の設置、保育・介護サービスや病児・夜間保育の確保等を促進する。</p> <p>② 大学、研究機関、企業等において、任期付きの研究者に対する育児休業制度等の周知を行うとともに、育児休業等を取得しやすい職場環境の整備及び意識改革を進めることで利用を促進する。</p> <p>③ 大学、研究機関、企業等におけるその他の研究関係従事者についても、その分野の特性や実情等を踏まえた上で、仕事と育児・介護等の両</p>	<p>内閣官房、総務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣官房、総務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣官房、総務省、文部科学省、</p>

<p>立支援策を整備する。</p> <p>④ 育児・介護等により競争的資金に係る研究から一時的に離脱せざるを得ない場合において、研究期間の延長や代行者・研究支援者の登用により研究を継続できるなど、研究者のライフイベントに配慮した競争的資金の運用を促進する。</p> <p>⑤ 育児・介護等により研究を中断する場合において、円滑な研究復帰を可能とし、また、休業中も自宅で研究情報が得られるIT環境の整備や学会への参加支援など研究活動の一部を継続できるよう、研究者支援及び職場環境の整備を促進する。</p>	<p>厚生労働省、関係府省 内閣府、文部科学省、関係府省</p> <p>文部科学省、関係府省</p>
<p>イ 研究力の向上に対する支援及び環境整備</p> <p>① 女性研究者・技術者の採用・登用やプロジェクト参加等の機会を確保するため、性別や年齢による差別がない人事運用や優秀な研究者のプロジェクト責任者への登用など、研究機関等における勤務環境の整備等を促進する。</p> <p>② 女性研究者・技術者の継続就業や研究力の向上に向けた女性研究者・技術者のネットワーク形成支援、メンター制度の導入、ロールモデル情報の提供、相談窓口の活用及びハラスメントのない職場環境の整備等を促進する。</p> <p>③ 女性研究者・技術者及び女性若年層に対して、研究を継続するための支援や公募を含む採用などについての情報提供の利便性向上を図るため、科学技術・学術分野における情報ネットワーク環境の整備に努める。</p> <p>④ このような研究機関等における環境整備を促進するに当たっては、他の機関のモデルとなる成果の普及を推進する。</p> <p>⑤ 研究者・技術者及び研究補助者等に係る男女別の実態を把握するとともに統計データを収集・整備し、経年変化を把握する。</p>	<p>文部科学省、関係府省</p> <p>内閣府、文部科学省、関係府省</p> <p>内閣府、文部科学省、関係府省</p> <p>内閣府、文部科学省</p> <p>総務省、文部科学省、関係府省</p>

3 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成

施策の基本的方向
<p>理工系分野の女性研究者・技術者を確保するためには、小・中・高等学校において、科学技術に興味を持つ女子児童・生徒を増やす必要がある。また、進路選択の際には、保護者や教員等身近な人から影響を受ける場合が多いことから、本人だけではなく、理工系分野への進路選択に関する保護者や教員等の理解促進に努める必要がある。</p> <p>このため、小・中・高等学校における理科教育の中で科学技術の魅力を伝えることができる教員を育成し、十分な教育環境を整備する。</p> <p>また、大学、研究機関、学術団体、企業等と連携し、女子児童・生徒、保護者や教員に対して、科学技術を「身近なもの」とする取組を進めるとともに、理工系の進路選択がどのようなキャリアパスにつながるかについて十分な情報提供等を行う。</p>

具体的な取組	担当府省
<p>ア 次代を担う理工系女性人材の育成</p> <p>① 理工系女性人材を一貫して支援するため、関係府省や経済界、学界、民間団体など産学官からなる支援体制を構築する。</p> <p>② 小・中・高等学校における理科教育の中で、児童・生徒に対し発展的な研究指導等を通じて、科学技術の魅力を伝えることができる女性教員等を採用・育成するとともに、理科実験のための設備等も含めた十分な教育環境を整備する。</p> <p>③ スーパーサイエンスハイスクールの充実など、高等学校における理数教育の強化を通じて、女子生徒の科学技術に関する関心を高める。</p> <p>④ 好事例やロールモデルの紹介などを通じ、理工系女性人材の育成について、企業による取組を促進する。</p> <p>⑤ 理工系に進学を希望する女性の機会拡大を図るため、大学、高等専門学校等に進学する経済的に困難かつ優秀な女子学生等に対して、奨学金や授業料免除などによる経済的支援を行う。</p> <p>⑥ 国立大学における、女性研究者等多様な人材による教員組織の構築に向けた取組や女子生徒の理工系学部への進学を促進する取組等を学長のマネジメント実績として評価し、運営費交付金の配分に反映するとともに、私立大学等経常費補助金において、女性研究者向けの柔軟な勤務体制の構築など、女性研究者支援を行う私立大学等の取組を支援する。</p> <p>⑦ 関係府省や経済界、学界、民間団体など産学官からなる支援体制等を活用した地域における意識啓発イベントや「理工チャレンジ」サイト等を通じた情報発信、地方創生枠による奨学金等も活用し、地方における地域の未来を担う理工系女性人材の育成や地方定着につながる取組を促進する。</p>	<p>内閣府、関係府省 文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>内閣府、経済産業省 文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>内閣府、関係府省</p>
<p>イ 理工系分野に関する女子児童・生徒、保護者及び教員の理解促進</p> <p>① 大学、研究機関、学術団体、企業等の協力の下、女子児童・生徒、保護者及び教員に対し、理工系選択のメリットに関する意識啓発、理工系分野の仕事内容、働き方及び理工系出身者のキャリアに関する理解を促す。また、国内外の理工系女子ネットワークの促進、進学・就職情報支援、産業界で活躍する理工系女子を始めとしたロールモデルに対する表彰等を総合的に実施するなど、理工系分野への進路選択をサポートする。</p> <p>その際には、次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の理工系選択を効果的に推進するため、女性の理工系人材の育成に資するデータを収集・分析する。 ・ 科学技術の成果がどのように社会に貢献しているかを分かりやすく伝えるなど科学技術を「身近なもの」とする。 ・ 「理工系出身者には研究者の道しかない」、「男性中心の学問・仕事 	<p>内閣府、文部科学省、関係府省</p>

である」、「研究室に寝泊まりしなければならない」など、理工系分野の仕事に対する先入観や固定的な性別役割分担意識を払拭する。

- ・ 企業等の研究職には研究現場で活躍する以外にも社内のマネジメントや企画職等様々なキャリアパスがあることなどを周知する。
- ・ 理工系分野への進学には高等専門学校、工業高等学校等大学以外にも様々な選択肢があることを周知する。
- ・ 理工系分野の女性研究者・技術者及び技能者との交流機会を提供するほか、実験教室や出前教室、インターンシップの実施など、可能な限り実体験を伴う理解を促す。
- ・ 理工系分野の女性研究者・技術者及び技能者のロールモデルを育成し、理工系選択を促進する。
- ・ スーパーサイエンスハイスクールにおける女子生徒に対する理工系教育に関する好事例の収集や他の高校等への情報提供を行う。

Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

第6分野 生涯を通じた女性の健康支援

<基本的考え方>

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言える。心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要である。特に、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要がある、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が殊に重要である。

さらに近年は、女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策が必要となっている。

また、生涯にわたる女性の健康づくりを支援するため、医療従事者等のワーク・ライフ・バランスの確保、就業継続・再就業支援などを進めるとともに、医療機関や関係団体の組織の多様化を図り、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を働きかける。

加えて、スポーツ分野においては、生涯を見通した健康な体作りを推進するため、男性に比べ女性の運動習慣者の割合が低いことに鑑み、女性のスポーツ参加を推進する等の環境整備を行う。

これらの観点から、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組、男女の性差に応じた健康を支援するための取組を総合的に推進する。

<成果目標>

項目	現状	成果目標（期限）
健康寿命（男女別）（注1）	男性：71.19歳 女性：74.21歳 （平成25年）	健康寿命を1歳以上延伸 男性70.42歳→71.42歳 女性73.62歳→74.62歳 （平成22年→平成32年）
子宮頸がん検診、乳がん検診受診率（注5）	過去1年間の受診率 子宮頸がん：32.7% 乳がん：34.2% 過去2年間の受診率 子宮頸がん：42.1% 乳がん：43.4% （平成25年）	子宮頸がん：50% 乳がん：50% （平成28年度までに）
自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）（注6）	現状19.5 男性27.6 女性11.7 （平成26年）	平成17年に比べ20%以上減少 （平成28年までに）
マタニティマークの認知度（注7）	男女計45.6% 男性31.2% 女性57.6% （平成26年）	男女計50% （平成30年）
妊娠中の喫煙率・飲酒率（注7）	喫煙率 3.8% 飲酒率 4.3% （平成25年度）	なくす （平成30年）
不妊専門相談センターの数	62都道府県市 （平成26年度）	全都道府県・指定都市・中核市で実施 （平成32年度）
25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合	29.1% （平成24年）	31% （平成32年）
運動習慣のある者の割合		
20～64歳（男女別）	男性：22.3% 女性：19.4% （平成25年）	男性：33% 女性：30% （平成32年）
65歳以上（男女別）	男性：47.6% 女性：37.8% （平成25年）	男性：56% 女性：46% （平成32年）
1週間の総運動時間が60分以上の児童生徒の割合（男女別）（注8）	中学校女子 78.2% 中学校男子 93.1% 小学校女子 86.7% 小学校男子 93.7% （平成26年）	中学校女子 80% 中学校男子 95% 小学校女子 90% 小学校男子 95% （平成32年）

(注1) 健康寿命とは、日常生活に制限のない期間。(P5注の再掲)

(注5) 子宮頸がん検診は20～69歳、乳がん検診は40～69歳を対象に受診率を算出。なお、平成29年度以降の目標は、次期がん対策推進基本計画で策定予定。

(注6) 自殺死亡率の成果目標については「自殺総合対策大綱」(平成24年8月28日閣議決定に基づく自殺対策の数値目標の見直しが行われる予定であることから、平成29年以降については、同大綱に基づく見直し後の自殺対策の数値目標に読み替えるものとする。

(注7) 平成31年以降の成果目標については、健やか親子21について数値目標の見直しが行われる際に検討が行われる予定。

(注8) 小学校は5年生、中学校は2年生に関する数値。

1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

施策の基本的方向	
<p>生涯を通じた健康の保持のためには、疾患の罹患状況が男女で異なることなどに鑑み、性差に応じた的確な医療を受けることが必要である。特に女性については、その心身の状況が思春期、出産期、更年期、老年期等人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目し、長期的、継続的かつ総合的な観点に立って健康の増進を支援する。また、薬物乱用等の健康をおびやかす問題についての対策を推進する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 包括的な健康支援のための体制の構築</p> <p>① 性差医療に関する調査・研究を進めるとともに、性差医療に関する普及啓発、医療体制整備、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策を推進する。</p> <p>併せて、性差を考慮した健診・保健指導の推進のため、男女別の特定健診・特定保健指導の効果を検証し、より効果的な実施方法を検討する。</p> <p>② 女性の健康に関する教育活動、広報活動等を通じた知識の普及及び啓発を行うとともに、女性の健康の増進に関する社会的な取組を促進する。</p> <p>③ 女性の心身の特性に応じた保健医療サービスを専門的又は総合的に提供する体制の整備（例：女性の専門外来、総合診療を行う医療体制の整備）、福祉等との連携（例：心身を害した女性を治療する医療施設と配偶者暴力相談支援センター等の連携）等を推進する。</p> <p>④ 女性の健康の増進に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な措置を講ずるとともに、女性が健康に関する各種の相談、助言又は指導を受けることができる体制を整備する。</p> <p>⑤ 女性の健康に影響を及ぼす社会的要因、子宮内膜症を含む月経関連疾患、女性の心身の特性に応じた保健医療の在り方等に関する調査研究を推進するとともに、その成果を普及・活用する。</p> <p>併せて、子宮頸がん検診・乳がん検診の効果を検証し、より効果的な実施方法を検討するとともに、更なる検診の受診率向上に向けた取組について検討を行う。また、男女の不妊治療の助成事業の実施状況等を踏まえ、適切な不妊治療への助成の在り方について検討する。</p> <p>⑥ 女性の健康の包括的支援に必要な保健、医療、福祉、教育等に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るとともに、医学・看護学教育における性差医療及び女性医療の視点の導入を促進する。</p> <p>⑦ 男性は、肥満者の割合が高く、喫煙飲酒する者の割合も高い。また、精神面で孤立しやすいほか、若年層を含め経済・生活問題や勤務問題が背景にある自殺も多い。更には、30歳代、40歳代を中心に長時間労働者が多く、仕事と生活の調和がとりにくい状況にある。こうした実態を改善し、男性の生涯を通じた健康保持に関する事業を推進する。</p> <p>⑧ 精神障害の労災認定件数が増加しているなどの状況を踏まえ、男女</p>	<p>厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>

<p>問わず、非正規雇用労働者を含む全労働者に対して、職場のメンタルヘルス対策等を通じた労働者の健康確保のための対策を講ずる。</p>	
<p>イ ライフステージ別の取組の推進</p>	
<p>(ア) 幼少期・思春期</p>	
<p>① 学校・行政・地域・家庭が連携し、若年層に対して、以下の性差による健康に関する事項について、医学的・科学的な知識を基に、個人が将来のライフデザインを描き、多様な希望を実現することができるよう、総合的な教育・普及啓発を実施するとともに、相談体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医学的に妊娠・出産に適した年齢、子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持、男女の不妊など妊娠・出産に関する事項 ・ 子宮頸がん・乳がんや老年期の女性に多い骨粗しょう症など女性特有の疾病の予防・早期発見に関する事項 ・ ライフスタイル、食事、運動、低体重（やせ過ぎ）・肥満、喫煙等のリスクファクターなど、女性の生涯を見通した健康な体づくりに関する事項 	<p>文部科学省、厚生労働省</p>
<p>② 10歳代の女性の性感染症の罹患率、人工妊娠中絶の実施率等の動向を踏まえつつ、性感染症の予防方法や避妊方法等を含めた性に関する正しい知識に基づいた教育を推進する。</p> <p>望まない妊娠や性感染症に関する適切な予防行動については、現状を踏まえた具体的かつ実践的な啓発を行うとともに、避妊や性感染症予防についての的確な判断ができるよう、相談指導の充実を図る。</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p>
<p>(イ) 活動期・出産期</p>	
<p>① 女性の就業等の増加に鑑み、企業における健診の受診促進や妊娠・出産を含む女性の健康に関する相談体制の構築等を通じて、女性が仕事に打ち込める体力・気力を維持できる体制を整備する。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>② 子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率の向上を図る。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>③ HIV／エイズを始めとする性感染症は、健康に甚大な影響を及ぼすものであり、その予防から治療までの総合的な対策を推進する。</p> <p>なお、子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染については、子宮頸がん予防ワクチン接種の副反応に関する調査・分析・評価を行った上で、必要な対策を検討する。</p>	<p>厚生労働省 厚生労働省</p>
<p>④ 個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等についての希望を実現することができるよう、以下の事項について、行政・企業・地域が連携し、各々のライフデザインやキャリアの形成に対する普及啓発や相談体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医学的に妊娠・出産に適した年齢、子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持、男女の不妊など妊娠・出産に関 	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>

<p>する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 望まない妊娠や性感染症に関する適切な予防行動に関する事項 <p>⑤ 育児・介護の支援基盤の整備、妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援体制の構築、長時間労働の削減などワーク・ライフ・バランス及びライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現等の環境整備を推進する。</p> <p>(ウ) 更年期</p> <p>① 女性特有の疾患に対応した検診として、骨粗しょう症検診、子宮頸がん検診、乳がん検診が実施されており、特にがん検診の受診率及び精密検査の受診率の向上を図る。</p> <p>② 性ホルモンの低下や社会的要因の影響により、心身に複雑な症状が発生しやすく、また更年期以降に発生する疾患の予防が重要で効果的な年代であるため、更年期の男女の健康問題や不定愁訴、疾患に総合的に対応した治療を受けられる体制を整備する。</p> <p>③ 更年期における心身の不調が、就業等や社会生活の質を低下させることや、女性の就業等の増加に鑑み、企業における知識の浸透や相談体制の構築を促進する。</p> <p>④ 受診率の低い被扶養者への働きかけなど、特定健康診査・特定保健指導の受診率向上を図り、生活習慣病の予防に取り組む。</p> <p>(エ) 老年期</p> <p>① 我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、認知機能低下及びロコモティブシンドローム（運動器症候群）等の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、男女共に健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の延伸を実現する。</p> <p>② 加齢に伴う心身機能や認知機能の低下により支援が必要な状態になることが多く、また、配偶者を失うなどの孤立により、抑うつ状態に陥ることもあることを踏まえた対策を実施する。</p> <p>ウ 健康を脅かす問題についての対策の推進</p> <p>(ア) 薬物の供給の遮断と乱用者の取締り等需要の根絶</p> <p>① 関係機関の緊密な連携の下に、薬物密輸・密売組織の壊滅や水際検挙の推進等による薬物の供給の遮断に努めるとともに、末端乱用者の取締りや広報啓発活動等を通じて需要の根絶を図る。</p> <p>② 未成年者や 20 歳代の若年層による覚醒剤・大麻等の乱用については、いまだ憂慮すべき状況にある。このため、薬物の供給源に対する取締り、薬物を乱用している未成年者等を含む末端乱用者の早期発見・検挙・補導、再乱用防止のための施策等を推進する。</p>	<p>内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>警察庁、厚生労働省</p> <p>警察庁、厚生労働省</p>
--	---

<p>(イ) 薬物乱用に関する教育・啓発の充実</p> <p>① 児童生徒が薬物乱用と健康との関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう、学校において、薬物乱用が健康に与える影響について指導するとともに、全ての高等学校及び中学校において、地域の実情に応じて小学校においても、薬物乱用防止教室等を通じ薬物乱用防止教育の充実を図る。</p> <p>② 関係府省の緊密な連携の下に、積極的な広報・啓発活動を行うことにより、薬物乱用の影響に関する正しい知識を広く普及し、薬物乱用を許さない社会環境を形成する。</p>	<p>警察庁、文部科学省、厚生労働省</p> <p>警察庁、厚生労働省</p>
<p>(ウ) 喫煙・飲酒に関する正確な情報提供</p> <p>① 喫煙、飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行い、喫煙や飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすことなど十分な情報提供に努める。また、未成年者の喫煙、飲酒については、家庭、学校、地域が一体となってその予防を強力に推進する。</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p>
<p>(エ) 受動喫煙の防止</p> <p>① 受動喫煙（家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合を減少させるため、たばこの健康影響や禁煙についての教育、普及啓発等に取り組む。</p>	<p>厚生労働省</p>

2 妊娠・出産等に関する健康支援

施策の基本的方向	
<p>妊娠・出産期は、女性の健康にとっての大きな節目であり、地域において安心して安全に子供を産み育てることができるよう、妊娠・出産・子育てにわたり切れ目のない支援体制を構築する。</p> <p>また、職場や地域において、妊婦や子育てに関する理解を促進するとともに、産前・産後の女性が活動しやすい環境を整備する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>① 地域において出産に必要な医療を提供する施設が減少している状況等に鑑み、安心して子供を産み、育てることができるよう、医師の派遣等を行う事業の実施や産科医の処遇改善に取り組む医療機関の支援を行うなど、周産期医療体制の充実を図るとともに、休日・夜間も含め、小児救急患者の受け入れができる体制を整備する。</p> <p>また、分娩機関が産科医療補償制度に加入し、分娩に関する紛争の防止・解決を図るとともに、原因分析による将来の同種事例の防止に役立つ情報の提供などにより、産科医療の質の向上を図る。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>② 市町村による妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨や妊婦健診等の保健サービスの推進により、妊娠・出産期の健康管理の充実を図る。</p> <p>また、引き続き、市町村による妊婦健診の公費負担や出産育児一時</p>	<p>厚生労働省</p>

<p>金等の支援の実施や、子どもについては親の保険料の滞納状況に関わらず一定の窓口負担で医療にかかれるようにすることにより、出産・育児に係る経済的負担の軽減を図る。</p>	
<p>③ 地域において安心・安全な出産ができる体制を確保するため、助産師を一層活用し、医療機関との連携、研修の充実等を促進する。</p>	厚生労働省
<p>④ 不妊治療に係る経済的負担の軽減、不妊・不育の専門の相談体制の充実等を進めるとともに、治療のための休暇が取りやすい職場環境の整備を進める。</p>	厚生労働省
<p>⑤ 妊娠期から子育て期のワンストップ支援拠点として「子育て世代包括支援センター」を全国各地で立ち上げ、保健所、児童相談所、子育て支援機関、医療機関等の各機関との連携を図り、利用者への情報提供を行うとともに、地域の実情に応じた産前・産後サポートや産後ケアを実施することを通じて、妊産婦等を支える地域の包括支援体制を構築する。</p>	厚生労働省
<p>⑥ 母性健康管理指導事項連絡カードの活用を促進し、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な母性健康管理の推進を図る。また、女性の就業等の増加に鑑み、企業における健診の受診の促進や、妊娠・出産を含む女性の健康に関する相談体制の構築等を通じて、働く女性が仕事に打ち込める体力・気力を維持できるような体制を整備する。併せて、マタニティハラスメントの実態把握や対策の強化に取り組む。</p>	厚生労働省
<p>⑦ 妊婦や子育てに温かい社会づくりに向けて、マタニティマークやベビーカーマークの普及及び促進を図るとともに、妊婦や子育て世帯にとって優しい施設や妊婦が外出しやすいまちづくりについて検討する。</p>	内閣府、厚生労働省、国土交通省
<p>⑧ 生殖補助医療に関する法制度等の在り方について、多様な国民の意見を踏まえた上で検討が行われる必要があり、その議論に資するよう、必要に応じ実態の把握等を行う。</p>	内閣府、厚生労働省
<p>⑨ 薬が胎児へ与える影響などの最新情報に基づき、妊娠を希望している人や妊婦に対する相談体制を整備する。</p>	厚生労働省

3 医療分野における女性の参画拡大

施策の基本的方向
<p>医療従事者については、既に女性の割合が高い業種も含め、医師、看護師、助産師、薬剤師、医療技術者等のワーク・ライフ・バランスの確保、女性の就業継続・再就業支援等を進めるとともに、医療機関や関係団体の組織の多様化を図り、生涯にわたる女性の健康づくりを支援するためにも、政策・方針決定過程への女性の参画が十分でない業種については、その拡大を働きかける。</p>
<p>特に医師については、近年、女性割合が高まっており、医学部生の約3分の1を女性が占めているが、妊娠・出産等によりキャリアを中断せざるを得ない場合がある。医療の質を確保し、患者に必要な医療を安全かつ継続的に提供していくとともに、生涯にわたる女</p>

性の健康づくりの支援に貢献するためにも、医療分野で活躍する女性医師の割合が高まるよう、女性医師が働き続け、能力を発揮しやすい環境の整備に向けた包括的な支援や、ハラスメントのない職場環境の整備等の促進を行うとともに、医学部生に対するキャリア教育の充実等を進める。

具体的な取組	担当府省
<p>① 女性医師の更なる活躍に向けて、復職支援や勤務体制の柔軟化（短時間勤務や当直等の配慮）、チーム医療の推進、複数主治医制の導入、地域の医療機関との連携など、女性医師が活躍するためのモデル的な取組を実施・普及する。</p>	厚生労働省
<p>② 医師、看護師、助産師、薬剤師、医療技術者等のワーク・ライフ・バランスを確保する観点から、医療機関における職場の上司や同僚の理解促進、男女共に働き続けやすい柔軟な勤務体制の工夫、相談体制の構築等を支援する。</p> <p>また、育児・介護等と仕事の両立に配慮した勤務時間や当直勤務の負担軽減、多様な雇用形態などについて、医療法に基づく勤務環境改善の仕組みによる各医療機関の計画的かつ自主的な取組（医療クラーク等の補助職の活用や勤務体制の工夫等）を推進する。</p>	厚生労働省
<p>③ 保育所、病児保育、民間のシッターサービスなど、様々な保育サービスを利用できる環境を整備する。</p>	厚生労働省、経済産業省
<p>④ 育児等により一定期間職場を離れた女性の医師や看護師等の復職が円滑に進むよう、最新の医学・診療知識へのキャッチアップ、相談・職業あっせん等を推進する。</p>	厚生労働省
<p>⑤ 30%目標に向けて、医療機関や学術団体、職能団体等の関係団体等に対し、女性医師等の活躍状況の把握・分析、女性医師等の採用・登用や継続就業に関する目標設定、女性医師等の活躍状況に関する情報開示（見える化）を奨励する。</p> <p>その際には、次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性活躍推進法の適用がある事業主については、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用する。 ・ 各種の認定制度、表彰制度等を活用し、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業を評価するとともに、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を踏まえた措置や各種の助成制度を活用し、企業のインセンティブを強化する。 	内閣府、厚生労働省、関係府省
<p>⑥ 医学部生に対するキャリア教育や多様なロールモデルの提示などの取組を進め、男女を問わず医師としてキャリアを継続するよう支援する。</p>	文部科学省

4 スポーツ分野における男女共同参画の推進

施策の基本的方向	
<p>生涯にわたる女性の健康を確保するためには、運動習慣の有無が密接に関連することから、生涯を通じた健康づくりのための身体活動を推進するとともに、男性に比べ女性の運動習慣者の割合が低いことなどの課題に鑑み、女性のスポーツ参加を促進するための環境整備を行う。その際、男女の健康状況や運動習慣が異なることを踏まえた取組を進めることができるよう、スポーツ指導者においても、女性の参画を進める必要がある。</p> <p>また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、女性アスリート特有の課題に対応した競技環境の改善を推進する。</p>	
具体的な取組	担当府省
① 生涯を通じた健康づくりのため、運動習慣の定着や身体活動量の増加に向けた取組を推進する	厚生労働省
② 1週間の総運動時間で運動する生徒としない生徒の二極化が顕著となる中学生の女子等幅広い世代がスポーツに親しむことができる環境整備のため下記の取組を実施するとともに、スポーツ指導者における女性の参画を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツに関する指導ができる人材について、各地方公共団体が養成・活用に努めるよう支援する。 ・ 身近な地域で健康づくりを図るための環境整備の一環として、総合型地域スポーツクラブにおける高齢者や女性の参加を推進するとともに、好事例を収集し発信する等、普及啓発に向けた取組を推進する。 ・ 高齢者を含む各世代が、心身の健康の保持促進を図るためのスポーツ・運動に関する取組を推進する。 	文部科学省
③ アスリートの待遇に関する男女格差の実態の把握や、必要な対策を検討する。	文部科学省
④ 女性アスリートの出産後の復帰を支援するとともに、競技生活と子育ての両立に向けた環境を整備する。	文部科学省
⑤ 女性アスリートに対する男性指導者等からのセクシュアルハラスメントや性犯罪の防止に向けた取組を推進する。	文部科学省
⑥ 女性アスリートの三主徴（利用可能エネルギー不足（Low energy availability）、運動性無月経、骨粗しょう症）に対応した医療・科学サポート体制の確立に向けた取組を推進するとともに、女性アスリートや指導者に対する啓発を実施する。	文部科学省
⑦ 競技団体や部活動等の指導者を目指す女性アスリート等を対象とした教育プログラムを検討する。	文部科学省
⑧ 30%目標に向けて、スポーツ関係団体等に対し、各団体の実態を踏まえ、女性の活躍状況の把握・分析、女性の登用等に関する目標設定、これらに関する情報開示（見える化）を要請する。	文部科学省

第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

<基本的考え方>

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、国としての責務である。

配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害は引き続き深刻な社会問題となっており、こうした状況に的確に対応する必要がある。また、近年、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引等暴力は一層多様化しており、そうした新たな形の暴力に対して迅速かつ的確に対応していく必要がある。

また、被害者が子供、高齢者、障害者、外国人等である場合は、その背景事情に十分に配慮し、これらの被害者の支援に当たっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠であるとともに、とりわけ、配偶者からの暴力においては、被害者のみならずその子供にも悪影響を与えることを考慮する必要がある。

こうした状況を踏まえ、女性に対する暴力を根絶するため、暴力を生まないための予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備等、根絶のための基盤づくりの強化を図るとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）を始めとする関係法令の近年の改正内容等の周知徹底及び厳正な執行に努め、配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為等の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。

<成果目標>

項目	現状	成果目標（期限）
配偶者からの被害を相談した者の割合（男女別）	男性：16.6% 女性：50.3% （平成26年）	男性：30% 女性：70% （平成32年）
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度（男女別）	男性：30.4% 女性：34.3% （平成26年）	男女とも70% （平成32年）
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	88か所 （平成27年11月）	150か所 （平成32年）
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数	25か所【P】 （平成27年11月）	各都道府県に 最低1か所 （平成32年）

1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

施策の基本的方向	
<p>女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女がお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものである。このため、暴力を容認しない社会環境を整備するための教育・啓発を強力に推進する。</p> <p>また、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止するとともに、関係行政機関を始め、医療機関、弁護士、民間支援団体等との更なる官民連携強化等により被害者に対する効果的な支援の更なる拡充を図る。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 女性に対する暴力を容認しない社会環境の整備</p> <p>① 女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」を国民運動として一層推進するほか、「男女共同参画週間」、「人権週間」等を通じて、広く国民に対する意識啓発のための活動を行う。これらの取組に当たっては、官民が連携した広報活動を実施する。</p> <p>② 様々な状況に置かれた被害者に情報が届くよう、官民が連携した広報啓発を実施し、とりわけ、加害者と被害者を生まないための若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。また、高齢者における配偶者からの暴力被害も多いことを踏まえ、高齢者に対する広報・啓発を充実させる。</p> <p>③ 被害者はもとより、子供、高齢者、障害者、外国人等の支援に携る職務関係者に対し、女性に対する暴力の根絶に向けた理解を深めるための周知・啓発を行う。</p> <p>④ 表現の自由を十分尊重した上で、卑わいな広告物等の取締り及び排除活動を推進するとともに、違法な広告物については、撤去等の指示及び取締りを行う。</p>	<p>内閣府、法務省、関係府省</p> <p>内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>警察庁</p>
<p>イ 相談しやすい体制等の整備</p> <p>(ア) 相談・カウンセリング対策等の充実</p> <p>① 関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、電話相談や窓口相談についてサービス向上を促進するため、相談番号の周知や相談しやすくするための工夫、夜間・休祭日における相談対応の実施などの方策を検討する。また、警察においては、交番や鉄道警察隊への女性警察官の配置、外部からの視線や防音に配慮した相談室の設置等により、女性が安心して相談できる環境の整備に努める。検察庁においては、「被害者支援員」を配置し、被害者等からの相談の対応や情報提供、被害者支援機関・団体等の紹介、連絡・調整等の各種支援を今後も推進する。</p> <p>② 日本司法支援センターにおいて、引き続き、関係機関・団体と連携を図りつつ被害者の支援を実施するとともに、配偶者等からの暴力、ス</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省</p> <p>法務省</p>

<p>トーカー行為の被害者に対する法的支援の更なる充実に向けた検討を行う。</p> <p>③ 中長期にわたる相談・カウンセリング、自助グループでの取組等を通じ被害者に対するケアの充実を図る。また、カウンセリングに関する専門家や知見を有する民間団体等と連携しつつ、そのケアに努める。</p> <p>④ 男性被害者に対する必要な配慮が図られるよう、相談体制の充実を図る。</p>	<p>内閣府、警察庁、厚生労働省</p> <p>内閣府、関係府省</p>
<p>(イ) 研修・人材の確保</p> <p>① 職務として被害者と直接接することとなる警察官、検察職員、更生保護官署職員、入国管理局職員、婦人相談所職員等について、男女共同参画の視点から、被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修機会の拡大等に努める。</p> <p>② ケーススタディの手法の活用等により、現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修を充実させ、支援に携わる人材育成を図る。</p> <p>③ 女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮できるよう、刑事司法関係者に対する研修等の充実を図る。</p> <p>④ 法曹養成課程において、女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を含め、国民の期待と信頼に応える法曹の育成に努める。</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省</p> <p>法務省</p> <p>法務省、文部科学省</p>
<p>(ウ) 厳正かつ適切な対処の推進</p> <p>① 警察においては、刑罰法令に抵触する場合には被害女性の意思を踏まえて、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて防犯指導、他機関への紹介を行うなど、適切な措置を講ずる。</p> <p>② 人権擁護機関においては、女性に対する人権侵害の疑いのある事実を認知した場合、調査を行い、人権侵害の事実が認められた場合、その排除や再発防止のための事案に応じた適切な措置を講ずる。</p>	<p>警察庁</p> <p>法務省</p>
<p>(エ) 関係機関の連携の促進</p> <p>① 男女共同参画推進本部及びその下に設置された女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議並びに犯罪被害者等施策推進会議等の場を通じて、関係行政機関相互の連携を強化し、関係施策を総合的に推進する。また、地方公共団体等とも連携することにより、国の法制度や関係施策について関係者の理解の更なる促進に努める。</p> <p>② 被害者支援を行う民間団体に対する連携・支援に努め、官民双方向の支援・連携の仕組みを構築する。特に女性に対する暴力に関する被害者の支援を行っている民間シェルター等に対する連携・支援に努める。</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p>

<p>③ 警察においては、各都道府県の「被害者支援連絡協議会」等の場において、犯罪被害者に対する支援や援助等に関する関係機関等の相互の連携を進める。また、人権擁護機関においても関係機関との連携・協力を強化する。</p>	警察庁、法務省
<p>④ 女性に対する暴力に関する既存の法制度の的確な運用を引き続き図るとともに、その周知に努める。また、近年新たに整備された諸制度の適切な運用に努めるとともに、その趣旨や内容等について広報啓発を行う。さらに、こうした制度で対応が困難な点があれば、新たな対応を検討する。</p>	内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省
<p>ウ 女性に対する暴力の被害者に対する効果的な支援</p>	
<p>① 被害者に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業等の支援、情報提供等をきめ細かく実施する。また、官民・官官・広域連携の促進を通じて、中長期的見守りなど切れ目のない被害者支援を実施する。</p>	内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省
<p>② 被害者が実態に即した支援を受けることのできる効果的な支援の在り方等を引き続き検討する。</p>	内閣府
<p>エ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり</p>	
<p>(ア) 安全・安心まちづくりの推進</p>	
<p>① 公共施設や共同住宅等の住居における女性・子供を対象とした犯罪が多発していることから、地方公共団体や施設管理者等と連携しながら、犯罪防止に配慮した構造・設備を有する道路、公園等の施設の普及を図ることにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを引き続き推進する。</p>	警察庁、関係府省
<p>(イ) 防犯対策の強化</p>	
<p>① 女性に対する暴力など身近な犯罪を予防・検挙するため、引き続き、交番・駐在所を拠点としたパトロールの強化を図るとともに、ボランティア団体、自治体等と連携しつつ、被害防止のための講習会の開催、防犯ビデオ・マニュアル等の作成、地域安全情報の提供、防犯機器の貸出、相談等による指導、助言等を積極的に行う。また、女性に対する暴力等の被害者の再被害を防止し、その不安感を解消するため、被害者の要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を更に推進する。</p>	警察庁
<p>② 女性に対する暴力等の予防・検挙の観点からも、情報化の進展に応じた情報提供に配慮しつつ、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動を展開する。</p>	警察庁
<p>(ウ) 加害者に対する再犯防止対策の推進</p>	
<p>① 再犯防止の観点から、女性に対する暴力の加害者に対し、引き続き、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図る。</p>	法務省

<p>(エ) 女性に対する暴力に関する調査研究等</p> <p>① 重大事件等の暴力被害に対する必要な検証を行い、重大な被害につながりやすい要因を分析し、今後の対応に活用する。</p> <p>② 被害者が相談できない原因などを含めた女性に対する暴力の実態が的確に把握できるデータの在り方を検討するとともに、社会における問題意識の向上や効果的な施策の立案・展開に資する調査研究を実施する。</p>	<p>警察庁、関係府省 内閣府、関係府省</p>
---	------------------------------

2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

施策の基本的方向	
<p>配偶者等からの暴力の被害者に対する支援に当たっては、その中核としての役割を担う都道府県と最も身近な行政主体である市町村が、適切な役割分担と相互連携の下に、各種取組を効果的に実施する。</p> <p>被害者支援については、どの地域においても質の高い支援が受けられるよう相談体制の充実を図るとともに、都道府県及び市町村の関係機関の連携を核としつつ、民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携協力の下、被害者の保護から自立支援に至る各段階にわたり、男女を問わず、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行う。</p> <p>また、配偶者暴力防止法の改正（平成26年1月施行）により生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用することとされたことを踏まえて、この改正内容の国民への周知を徹底する。とりわけ、若年層に対する予防啓発を充実する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項</p> <p>(ア) 関係施策の積極的な推進</p> <p>① 配偶者暴力防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針に沿って、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護等のための施策を積極的に推進する。</p> <p>② 改正後の配偶者暴力防止法の適正な運用に資するため、改正法施行後の実態、とりわけ、交際相手（改正法により法の対象となった生活の本拠を共にする交際相手のみならず、それ以外の交際相手も含む）からの暴力の実態及び保護命令制度の現状並びにそれを取り巻く状況を分析する。</p> <p>(イ) 関係機関・民間団体等との連携協力</p> <p>① 被害者の保護及び自立支援を図るため、関連施策を所管する関係省庁が共通の認識を持ち、相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組む。</p> <p>② 地域において関係機関間及び民間団体等との間で緊密な連携を取りながら、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮しつつ、効果的</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省 内閣府、警察庁、法務省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省 内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省</p>

<p>な施策の実施を図る。また、民間団体等に対し必要な援助を行うよう努める。</p>	<p>働省、関係府省</p>
<p>(ウ) 地方公共団体の取組に対する支援</p>	
<p>① 都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援等に係るワンストップ・サービスの構築を推進する。また、被害者がどの地域においても同質の支援が受けられる体制整備を促進する。</p>	<p>内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省</p>
<p>② 市長村における配偶者暴力相談支援センターの設置や自立支援プログラムの実施等、市町村を主体とした取組を促進する。</p>	<p>内閣府</p>
<p>③ 地方公共団体における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の作成及び関係施策の推進のために必要な助言その他の援助を行う。</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p>
<p>(エ) 被害者に対する職務関係者の配慮の徹底</p>	
<p>① 被害者の保護に当たっては、被害者は、配偶者からの暴力で心身共に傷ついていることに留意し、不適切な対応により被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することを徹底する。</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省</p>
<p>② 配偶者暴力防止法が対象としている被害者は、男女を問わず、また、外国人（在留資格の有無を問わない）、障害のある人、高齢者等、様々な背景を有する者も当然に含まれていることに十分留意しつつ、その立場に配慮することを徹底する。</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p>
<p>(オ) 被害者情報の保護の徹底</p>	
<p>① 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。</p>	<p>内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省</p>
<p>イ 相談体制の充実</p>	
<p>(ア) 配偶者暴力相談支援センターの取組</p>	
<p>① 配偶者暴力相談支援センターにおいては、プライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受けることなど、被害者の人権に配慮した対応を行うよう促す。また、都道府県において少なくとも1つの施設で、夜間、休日を問わず対応ができるよう促す。</p>	<p>内閣府、厚生労働省</p>
<p>(イ) 警察の取組</p>	
<p>① 警察においては、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう、女性警察職員による相談対応、被害者と加害者とが遭遇しないような相談の実施等被害者が相談しやすい環境整備に努める。</p>	<p>警察庁</p>

<p>(ウ) 人権擁護機関等の取組</p> <p>① 人権相談所や「女性の人権ホットライン」、「よりそいホットライン」においては、配偶者からの暴力を含めた相談を受け付けるとともに、配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言等を行い、暴力行為に及んだ者に対しては、これを止めるよう説示、啓発を行う。</p>	<p>警察庁、法務省、厚生労働省、</p>
<p>(エ) 相談員等の研修の充実</p> <p>① 現場のニーズに即した研修を実施するとともに、二次的被害を防止し、適切な被害者支援を行うための相談員など、支援に従事する関係者の質の向上・維持に向けた継続的取組を促進する。</p> <p>② 配偶者暴力相談支援センター等の相談員等については、心理的負担等が多いことを踏まえ、研修の充実等による資質の向上や相談員のサポート体制を含む体制の充実に努める。</p>	<p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p>
<p>ウ 被害者の保護及び自立支援</p> <p>(ア) 被害者の立場に立った厳正かつ適切な対処の推進</p> <p>① 配偶者等からの暴力が重篤な被害につながりやすいことを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、被害者の支援と被害の防止に関する広報啓発を推進する。</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省</p>
<p>(イ) 暴力行為からの安全の確保</p> <p>① 配偶者暴力防止法に基づき、保護命令制度の適切な運用の実現のための施策の実施に努める。また、保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況を分析し、その結果を踏まえて必要な検討を行う。</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省</p>
<p>(ウ) 医療関係者による早期発見の推進</p> <p>① 医師その他の医療関係者は、日常の業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、医療関係者に対する研修の実施等、配偶者からの暴力の早期発見のための取組を促進する。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>(エ) 一時保護</p> <p>① 婦人相談所において、被害者の安全の確保や心身の健康回復が十分に行われるよう、民間シェルター等の積極的活用等による適切かつ効果的な一時保護を実施する。</p> <p>② 高齢者、障害者等である被害者に対し、適切に対応できるよう、婦人相談所一時保護所の必要な環境改善に努める。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>(オ) 心身の健康回復への支援</p> <p>① 被害者は繰り返される暴力の中で、身体的に傷害を受けたり、PTSD</p>	<p>内閣府、厚生労働省</p>

<p>D（心的外傷後ストレス障害）等の疾患を抱えることが多いことから、相談・保護に関わる職員が連携して、医学的又は心理的な援助を行うよう努める。また、職務関係者に対する研修の充実等により、被害者に対する適切な支援を行うための人材育成を図る。</p>	<p>働省、関係府省</p>
<p>（カ）自立支援</p> <p>① 配偶者暴力相談支援センターにおいて、被害者への中長期的な支援として、就業の促進、住宅の確保、医療保険・国民年金の手続、同居する子供の就学、住民基本台帳の閲覧等の制限等に関する制度の利用等の情報提供及び助言を行う。また、事案に応じて当該関係機関と連絡調整を行うなど、被害者の自立を支援するための施策等について一層促進する。</p> <p>② 被害者の住居の安定の確保のため、地域の実情を踏まえた事業主体の判断による公営住宅への優先入居や目的外使用の実施を促進する。</p>	<p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p> <p>国土交通省</p>
<p>（キ）広域的な連携の推進</p> <p>① 地方公共団体を越えた広域的な連携の円滑な推進に向け、費用負担の問題も含め、地方公共団体間において適切に対応できるよう、責任の明確化等を図る。</p>	<p>内閣府、厚生労働省</p>
<p>（ク）加害者更生の取組</p> <p>① 加害者に対する適正な処罰を徹底するとともに、刑事施設及び保護観察所において、更生のためのよりの確な処遇の実施を検討する。また、地域社会内での加害者更生プログラムについて、民間団体の取組も含めた実態を把握し、プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、その在り方について検討する。</p>	<p>内閣府、法務省、関係府省</p>
<p>エ 関連する問題への対応</p>	
<p>（ア）児童虐待への適切な対応</p> <p>① 配偶者等からの暴力が被害者のみならずその子供にも悪影響を及ぼすことに鑑み、児童相談所等関係機関の連携体制を強化し、被害者の子供に対する精神的ケア等の支援を推進する。</p>	<p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p>
<p>（イ）交際相手からの暴力への対応</p> <p>① 交際相手からの暴力の実態の把握に努め、各種窓口において相談が受けられる体制の拡充・周知徹底を行うとともに、被害者の適切な保護に努める。また、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。</p>	<p>内閣府、警察庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省</p>

3 ストーカー事案への対策の推進

施策の基本的方向	
<p>ストーカー事案は、被害者の生活の平穩を害する行為であるとともに、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがある行為である。</p> <p>被害者等の安全確保を最優先とした措置を講ずるとともに、被害者が早期に相談することができる体制を整備し、関係機関が連携して、被害者の立場に立った迅速・的確な支援を行うための取組を推進する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア ストーカー事案への厳正な対処等</p> <p>① ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号。以下「ストーカー規制法」という。）の改正（平成 25 年 10 月全面施行）により、連続して電子メールを送信する行為の規制、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所等による支援が規定されたことを始めとする新たな動きを踏まえ、ストーカー行為は事態が急展開して重大事案に発展するおそれが大きいことを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、効果的な被害者支援及び被害の防止に関する広報啓発を推進する。</p> <p>② 被害者からの相談、申出を受けて、警告等の行政措置、検挙措置及び被害者保護活動を的確に遂行するための体制を整備するとともに、ストーカー規制法に抵触する行為に対しては、同法に基づいた警告、禁止命令等の行政措置、検挙措置等を徹底する。</p> <p>③ ストーカー規制法に基づき、被害者からの申出に応じた自衛措置の教示等の援助のほか、携帯用自動通報装置の整備等各種被害防止策を的確に実施する。また、関係行政機関・団体との連携を強化し、効果的な被害者支援及び防犯対策を推進する。</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省</p> <p>警察庁</p> <p>警察庁、関係府省</p>
<p>イ 被害者への支援の推進</p> <p>① ストーカー事案については、被害者の支援ニーズに応じ、切れ目なく適切に効果的な支援を行うことができるよう、支援に携わる人材の育成を含む関係機関における支援機能の拡充を図るとともに、関係機関間の連携を強化する。</p> <p>② 緊急時における被害者の適切かつ効果的な一時保護を実施し、被害者等の安全確保のための取組を促進するとともに、自立支援を含む中長期的な支援を推進する。</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省</p> <p>内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、国土交通省</p>
<p>ウ 被害者情報の保護の徹底</p> <p>① 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。</p>	<p>内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通</p>

<p>② 被害者が通う職場、学校等や被害者の子供が通う学校等において、加害者に対して被害者等の居所を知られることがないよう十分配慮することが被害者等の安全の確保を図る上で重要であることについて、広報啓発を推進する。</p>	<p>省 内閣府、警察庁、 法務省、厚生労働 省、文部科学省、 関係府省</p>
<p>エ 広報啓発活動等の推進</p>	
<p>(ア) 予防啓発の推進</p>	
<p>① ストーカーの被害者にも加害者にもならないため、とりわけ若年層に対する予防啓発・教育を推進するとともに、インターネットの適切な利用やインターネットの危険性に関する教育・啓発を推進する。また、こうした教育指導を適切に実施するため、研修等により教育関係者等の理解を促進する。</p>	<p>内閣府、総務省、 文部科学省、関係 省庁</p>
<p>(イ) 広報啓発の推進</p>	
<p>① どのような行為がストーカーに当たるのか、ストーカー事案に関して、警察がどのような取締りや対応ができるのか、また、被害者の支援者につきまとい等があった場合も法の対象となり得ることなどについて、広報啓発をより一層推進する。</p>	<p>警察庁</p>
<p>② ストーカー事案に係る相談・支援窓口や事案対処の方法について、広報啓発を推進する。</p>	<p>内閣府、警察庁、 法務省、文部科学 省、厚生労働省、 関係府省</p>
<p>オ 加害者更生に係る取組の推進</p>	
<p>① 加害者に対する迅速・的確な対応を徹底するとともに、関係機関が適切に連携を図りながら、様々な段階での加害者に対する更生のための働きかけ、受刑者等に対するストーカー行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施・充実、ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチ等、加害者更生に係る取組を推進する。</p>	<p>内閣府、警察庁、 法務省、関係府省</p>

4 性犯罪への対策の推進

施策の基本的方向	
<p>性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制の整備及び被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援が受けられる体制整備を図るとともに、被害者のプライバシーの保護及び二次的被害の防止について万全を期する。また、法制度の見直しを含め、性犯罪に対する厳正な対処等を推進する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 性犯罪への厳正な対処等</p>	
<p>(ア) 関係諸規定の厳正な運用と適正捜査の推進)</p>	
<p>① 性犯罪への対処のため、関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力</p>	<p>警察庁、法務省</p>

<p>な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努める。さらに性犯罪に関する罰則の在り方について、法制審議会における審議結果を踏まえて、法改正を含む必要な措置を講ずる。</p>	
<p>(イ) 性犯罪捜査体制の整備・充実</p> <p>① 性犯罪に対して一層厳正に対処するため、警察・検察において専門的知識や理解を更に深めるとともに、性犯罪捜査担当係への女性警察官配置を推進するなど捜査体制の充実を図る。</p>	警察庁、法務省
<p>(ウ) 性犯罪の潜在化防止に向けた取組</p> <p>① 「性犯罪被害 110 番」の活用や女性警察官による事情聴取体制についての広報等、性犯罪被害に遭った女性が安心して警察に届出ができる環境づくりのための施策を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努める。</p>	警察庁
<p>(エ) 精神面の被害への適切な対応</p> <p>① 性犯罪等の被害者は、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的な疾患に苦しむケースが少なくない現状を踏まえ、捜査関係者を含む関係者において、被害者の精神面の被害についても的確に把握し、事案に応じた適切な対応を図る。</p>	警察庁、関係府省
<p>(オ) 各種性犯罪への対応</p> <p>① 痴漢犯罪、特に電車内における痴漢については、今後も徹底した取締り等により、加害者に厳正に対処していく。また、鉄道事業者等と連携して、車内放送やポスター掲示等を通じ、痴漢防止の広報・啓発活動を行うなどにより、国民の痴漢撲滅意識の向上を図ることなど痴漢防止対策を推進する。</p> <p>② ポルノ撮影等の際になされる性犯罪等について、厳正な取締りに努める</p> <p>③ 教育・研究・医療・社会福祉施設・スポーツ分野における指導的立場の者等による性犯罪等の発生を防止するための効果的な対策やこれらの者等に対する啓発を強化する。</p>	警察庁、国土交通省 警察庁 文部科学省、厚生労働省、関係府省
<p>イ 被害者への支援・配慮等</p> <p>(ア) ワンストップ支援センターの設置促進)</p> <p>① 性犯罪被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じ医師による心身の治療、警察等への同行支援を始めとする、適切な支援が可能な性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進する。また、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に係る関係部局と民間支援団体間の連携を促進する。</p>	内閣府、警察庁、厚生労働省、関係府省

<p>(イ) 女性警察官等による支援</p>	<p>警察庁</p>
<p>① 指定被害者支援要員又は警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係に配置された女性警察官等が、被害者に付き添い、被害者のニーズを踏まえた適切な被害者支援活動を行う。</p>	
<p>(ウ) 被害者の心に配慮した事情聴取等の推進</p>	<p>警察庁、法務省、 国土交通省</p>
<p>① 被害女性からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分に配慮する。被告の弁護人は、被害者に対する尋問に際しては、十分に被害者の人権に対する配慮が求められることにつき、啓発に努める。また、被害女性が安心して事情聴取に応じられるよう、引き続き女性警察官等の配置、活用や被害者の心情に配慮した被害者専用の事情聴取室の活用などによる事情聴取等の推進に努める。</p>	
<p>② 被害者に対する不適切な対応による更なる被害を防止する観点も含め、支援に従事する関係者に対して、啓発・研修を実施する。</p>	<p>内閣府、関係府 省</p>
<p>(エ) 診断・治療等に関する支援の充実</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>① 医療機関における性犯罪被害者の支援体制、被害者の受入れに係る啓発・研修を強化し、急性期における被害者に対する治療、緊急避妊等に係る支援を含む、医療機関における支援を充実させるとともに、支援に携わる人材の育成に資するよう、とりわけ女性の産婦人科医を始めとする医療関係者に対する啓発・研修を強化する。</p>	
<p>② 性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、警察庁においては、カウンセリング費用の公費負担制度の効果的な運用を図る。関係省庁においても、医療費・カウンセリング費用の助成について検討する。また、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師等や民間支援員の活用を促進する。</p>	<p>内閣府、警察庁、 法務省、厚生労働省</p>
<p>③ 被害後の早急な診断・治療、証拠物件の採取等において被害者の負担を軽減するため、全国的に構築している産婦人科医会等とのネットワークの充実強化に努める。</p>	<p>警察庁、法務省、 関係府省</p>
<p>(オ) 被害者等に関する情報の保護</p>	<p>法務省</p>
<p>① 被害者等の安全の確保や二次的被害防止の観点からプライバシーの保護を図るため、刑事裁判手続における被害者等に関する情報の秘匿制度等、現行制度の適切な運用を徹底する。</p>	
<p>(カ) 被害者連絡等の推進</p>	<p>警察庁、法務省、 国土交通省</p>
<p>① 捜査状況などの連絡をする警察の被害者連絡制度や事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果、加害者の処遇状況等を通知する法務省の被害者等通知制度に基づき、被害者に対する情報提供の円滑かつ適正な運用に努める。</p>	

<p>(キ) 専門家の養成、関係者等の連携等</p> <p>① 医師や看護師を養成する教育の中で、性犯罪被害等に関する知識の普及に努める。</p> <p>② 被害者の心のケアを行う専門家の育成等相談体制の充実を図る。</p> <p>③ 被害者支援については、関係府省で連携し、研究者や医師、看護師その他の医療関係者等とも連携して取り組む。</p> <p>ウ 加害者に関する対策の推進等</p> <p>(ア) 再犯防止対策の推進</p> <p>① 関係府省や都道府県警察において、性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報を共有し、その所在を確認するとともに、性犯罪者に対する多角的な調査研究を進めるなど、効果的な再犯防止対策を進める。</p> <p>(イ) 加害者対策の推進</p> <p>① 性犯罪の加害者について、引き続き、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図る。</p> <p>エ 啓発活動の推進</p> <p>① 二次的被害防止の観点から被害者のプライバシー保護を図るとともに、メディア等を通じた的確な情報発信により性犯罪に対する一般社会の理解を増進する。</p>	<p>文部科学省、厚生労働省 厚生労働省 内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> <p>警察庁、法務省</p> <p>法務省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省</p>
--	--

5 子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

施策の基本的方向	
<p>家族を始めとする身近な者からの被害が特に潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、子供に対する性的な暴力被害を効果的に防止する対策を重点的に講ずるとともに、被害に遭った子供の一生に拭いがたい影響を与えないよう、子供が必要な相談・支援を受けられる体制整備を図る。</p> <p>また、子供が必要な相談・支援を受けられる体制の整備に資するため、子供に対する性的な暴力被害の実態を的確に把握する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 子供に対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等</p> <p>(ア) 関係機関の連携等による虐待の早期発見等</p> <p>① 学校、児童福祉施設等子供と直接接する業務を行う施設において、子供が相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所等と的確に連携するための研修・広報啓発を実施する。併せて、虐待を受けた児童等を発見した者の児童相談所等への通告義務を周知徹底するとともに、児童相談所、警察等においては、性的虐待の認知・把握に努め、被害児童の保護、被害児童に配慮した聴取、加害者の摘発と適正</p>	<p>警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省</p>

<p>な処罰等に向けた必要な施策を実施する。</p> <p>(イ) 被害を受けた児童に対する相談・支援等</p> <p>① 児童に対する性的虐待については、厳正に対処するという観点とともに、被害児童の負った心身の深い傷を回復させるという観点から、被害児童の心身の状況等に十分な配慮を行いつつ、事案の顕在化に努める。また、顕在化した事案については、刑法（強姦罪）及び児童福祉法（児童に淫行をさせる行為）等を適用し加害者を厳正に処罰するなど、児童に対する性的虐待を許さない毅然とした姿勢を示す。</p> <p>② 児童相談所やワンストップ支援センター等において、性的な暴力被害を受けた子供に対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアや支援の実施に努める。併せて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。</p> <p>③ 被害児童の心情や特性を理解し、二次的被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証拠能力及び証明力を確保する聴取技法について都道府県警察への普及を図る。また、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことについて積極的に検討するほか、被害児童から事情聴取をするに当たり、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなど、被害児童へ配慮した取組を進める。</p> <p>(ウ) 防犯・安全対策の強化</p> <p>① 通学路や公園等における防犯・安全対策を強化し、性犯罪の前兆となり得るつきまとい等の行為に対する捜査・警告を的確に実施する。</p> <p>② 若年層への性的な暴力被害等を誘発するおそれのあるサービス提供行為に係る実態把握を推進するとともに、違法行為に対する厳正な対処を図る。</p> <p>イ 児童ポルノ対策の推進</p> <p>① 平成 26 年に改正された児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号。以下「児童ポルノ法」という。）及び第二次児童ポルノ排除総合対策に基づき、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進等総合的な対策を推進する。</p> <p>ウ 児童買春対策の推進</p> <p>(ア) 児童買春の取締りの強化等</p> <p>① 児童買春は、児童の権利に対する重大な人権侵害であり、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあることから、児童ポルノ法に基づき、児童買春の取締りに積極的に取り組むとともに、インターネット</p>	<p>警察庁、法務省、厚生労働省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省</p> <p>警察庁、法務省、厚生労働省</p> <p>警察庁</p> <p>警察庁</p> <p>内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省</p> <p>警察庁、法務省</p>
--	--

<p>異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に基づき、出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等の厳正な取締りを行い、児童に対しては、適切な立ち直り支援に努める。また、事件の捜査・公判の過程において児童の人権及び特性に配慮する。</p> <p>② 出会い系サイトやSNS等に起因する児童買春などの防止のため、関係業界による自主的取組と連携した対策を推進する。</p>	<p>警察庁、総務省</p>
<p>(イ) 被害児童等に対する適切な対応</p> <p>① 児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所などを行い、場合により心理的治療を行うなどその心身の状況に応じた適切な処遇を行う。</p> <p>② 学校教育の場において、児童買春等により心身に被害を受けた児童生徒を発見した場合には、プライバシーに十分配慮した上で、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラーなどの学校の職員が一体となって相談に乗ったり、関係機関と連携するなどの、より適切な措置を講ずる。</p> <p>③ 気軽に相談できるよう、児童や保護者を対象とする電話相談事業等の相談体制の充実に努める。</p>	<p>警察庁、厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>警察庁</p>
<p>(ウ) 啓発活動の推進等</p> <p>① 児童及び広く一般に対して、いわゆる援助交際は児童買春につながるものであり、犯罪に至るおそれが高いものであるという認識を徹底するとともに、児童等が自分を大切にし、その当事者にならないような指導啓発を家庭教育、学校教育や社会教育の機会等を通じて推進する。</p> <p>② 国民への広報啓発やフィルタリングの普及啓発活動、民間団体等と連携した児童被害防止対策の推進、出会い系サイト等を利用している児童への働きかけ、業界の自主的な取組の促進等による児童の出会い系サイトの利用の防止やSNS等に起因する被害を防止するための施策を講ずるとともに、関係法令に基づく指導、監督を行う。</p>	<p>警察庁、文部科学省、厚生労働省</p> <p>警察庁、関係府省</p>
<p>エ 広報啓発の推進</p> <p>① 子供に対する性的な暴力根絶に向けて積極的な広報啓発を実施する。また、子供及び保護者のメディア・リテラシーの向上等、予防啓発、教育・学習の充実に努める。</p>	<p>内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省</p>

6 売買春への対策の推進

施策の基本的方向	
性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用と取締りの強化を行うとともに、売買春の被害からの女性の保護、心身の回復の支援や社会復帰支援のための取組、若年層等への啓発活動を促進する。	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 売買春の根絶に向けた対策の推進</p> <p>① 売春に関わるおそれのある若年層の女性を早期に発見し指導する等、売春を未然に防ぐための施策を推進する。</p> <p>② 関係法令を厳正かつ適切に運用し、売春の相手方に対する対策や周旋行為の取締りを一層強化するとともに、売春防止法（昭和31年法律第118号）の見直しを含めて検討を行う。</p> <p>③ 売買春の防止に向けた広報啓発及び教育・学習の充実を図る。また、女性の性を商品化するような風潮を一掃するため、女性の人権を尊重する啓発活動を実施するとともに、若年層に対する啓発活動を促進する。</p> <p>イ 売買春からの女性の保護、社会復帰支援</p> <p>（ア）売買春からの女性の保護</p> <p>① 売買春を未然に防止するため、売春をするおそれのある女性を早期に発見し、指導する等、婦人相談所及び婦人保護施設並びに婦人相談員による婦人保護事業を積極的に実施する。</p> <p>（イ）社会復帰支援の充実</p> <p>① 売買春に係る要保護女子に対しては、様々な支援を必要とする女性であるという観点から、関係機関における連携を促進するとともに、総合的な支援の充実を図る。</p> <p>② 売買春に関わる女性に対しては、婦人相談所における自立支援プログラムの更なる見直しを行うなど、生活再建等総合的な支援の充実を図る。</p> <p>③ 保護観察に付された女性に対しては、再び売春を行うことのないよう、必要な指導や就職の援助等を行うことにより、社会復帰のための支援を行う。また、刑務所、少年院及び婦人補導院における指導及び支援の一層の充実に努める。</p> <p>（ウ）関係機関との連携強化</p> <p>① 搾取を伴う売春の被害者の保護及び社会復帰支援については、婦人相談所と関係機関との更なる連携を図る。</p>	<p>内閣府、警察庁</p> <p>警察庁、法務省、厚生労働省</p> <p>内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>警察庁、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>法務省</p> <p>厚生労働省</p>

7 人身取引対策の推進

施策の基本的方向	
<p>人身取引が、被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらすことに鑑み、男女共同参画の視点から、その防止・撲滅と被害者支援対策等について、「人身取引対策行動計画2014」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、効果的な取組を促進する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 「人身取引対策行動計画2014」の積極的な推進</p> <p>(ア) 被害の発生状況等の把握・分析</p> <p>① 入国管理局の各種手続等において認知した人身取引被害者等に関する情報や警察における風俗営業等に対する立入調査や取締り等あらゆる警察活動を通じて、人身取引被害の発生状況の把握・分析に努めるとともに、こうした関係行政機関の取組や、在京大使館、NGO関係者、弁護士等からの情報提供を通じて得られた情報を、関係行政機関において共有し、外国人女性及び外国人労働者の稼働状況や人身取引被害の発生状況、国内外のブローカー組織の現状等の把握・分析に努める。</p> <p>(イ) 諸外国政府等との協力関係の構築</p> <p>① 我が国に対し人身取引被害者を多く送り出している国々等への政府協議調査団の派遣等を通じ、諸外国の政府、関係機関等との情報交換に努めるとともに、これらの国々との間で、人身取引の防止及び被害者保護に関し、協力関係を構築する。</p> <p>(ウ) 被害者の認知</p> <p>① 人身取引の被害申告等と呼びかけるポスター、リーフレット等を多言語で作成し、入国審査場、外国人向け食材販売店等の人身取引被害者の目につきやすい場所に掲示等することにより、被害を受けていることを自覚していない、又は被害を訴えることができずにいる潜在的な被害者に対し、被害の申告先や相談窓口の周知を図る。また、被害者保護施策の周知に努め、被害申告を促す。さらに、英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を引き続き設置し、更にその内容を充実させるよう努めていくほか、外国人の人身取引被害者が母国の在京大使館に相談する事例もあることに鑑み、各国の在京大使館に人身取引被害者の相談を受ける窓口や24時間対応可能な相談ホットラインを設けるよう働きかける。また、我が国に対して人身取引被害者を多く送り出している国々から我が国に向けて出国する潜在的被害者に対し人身取引への注意喚起を促すとともに、それらの国々に所在する我が国の在外公館や現地の政府機関を通じ、被害者向けのリーフレットを頒布するなどする。</p> <p>(エ) 取締りの徹底</p>	<p>関係府省</p> <p>外務省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、外務省、厚生労働省</p>

<p>① 人身取引対策関連法令執行タスクフォースによる関係行政機関の連携強化、同タスクフォースにおいて作成した「人身取引取締りマニュアル」の活用等を通じて、関係機関の職員が認識を共有し、緊密な連携の下、人身取引事犯並びに売春事犯及び風俗関係事犯等の人身取引関連事犯の取締りの徹底を図る。</p>	<p>内閣官房、警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省</p>
<p>(オ) 関係行政機関及び民間支援団体等との連携による保護・支援の充実</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>① 婦人相談所において、関係行政機関、在京大使館、国際移住機関（IOM）及びNGOとの連携確保に努め、国籍、年齢を問わず、人身取引被害女性の一時保護を行い、被害女性に対する衣食住の提供、居室や入浴への配慮、食事の配慮、夜間警備体制の整備のほか、必要な通訳の確保など、被害者の状況に応じ保護中の支援の充実を図る。また、被害者が児童である場合には、必要に応じて、児童相談所と連携して適切な保護措置を講ずるとともに、より適切な保護が見込まれる場合には、民間シェルター等へ一時保護委託を実施する。</p>	
<p>(カ) 被害者のニーズに合わせた保護・支援の実施</p>	
<p>① 婦人相談所において、被害女性に必要なカウンセリング、医療ケア等を実施する。また、被害者が児童である場合には、児童相談所において、必要に応じて児童心理司等による面接、医師による診断等を行うとともに、高度の専門性が要求される場合は専門医療機関と連携するなどにより、心理的ケアや精神的な治療を行う。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>② 人身取引等の被害者の保護に関する制度など、犯罪被害者保護・支援の諸制度について、捜査過程における被害者への情報提供を行うとともに、一定の要件を満たす場合は民事法律扶助の活用が可能であることなどの情報提供と法的援助を実施する。</p>	<p>警察庁</p>
<p>③ 本国への帰国を希望する外国人被害者の帰国を更に円滑にするため、IOM、被害者出身国の在京大使館、婦人相談所、民間シェルター等との情報交換と連携を一層密に行う。また、被害者の出身国の在京大使館・政府・NGOとも協力の上、被害者の円滑な帰国及び帰国後の社会復帰と、再被害防止に向けた最適な支援を行う。</p>	<p>法務省、外務省</p>
<p>(キ) 広報啓発</p>	
<p>① 毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、人身取引を含む女性に対する暴力の根絶を図るため、地方公共団体を始め広く関係団体と連携して広報啓発を実施するほか、関係行政機関が協調して、人身取引に対する政府の取組等について、パンフレットの作成、ホームページへの掲載等を通じて、国民に対して情報提供を行い、広く問題意識の共有を図るとともに協力の確保に努める。</p>	<p>内閣府、関係府省</p>

8 セクシュアルハラスメント防止対策の推進

施策の基本的方向	
<p>セクシュアルハラスメントには性的な関係の強要や必要なく身体に触れるなどの性的な行動のみならず、性的な事実関係を尋ねる、性的な内容の情報を意図的に流布するなど性的な内容の発言も含まれるところであり、男女がお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものである。雇用の場におけるセクシュアルハラスメントについては、男女雇用機会均等法に基づき企業に対する指導等を徹底するとともに、教育・研究・医療・社会福祉施設で発生する被害やスポーツ分野等における被害についても、その実態を把握し、効果的な被害防止対策を講ずる。</p> <p>セクシュアルハラスメントの行為者に対して厳正に対処し、再発防止策を講ずるとともに、被害者の精神的ケアを強化する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 雇用の場におけるセクシュアルハラスメント防止対策の推進</p> <p>(ア) 企業における対策の推進</p> <p>① セクシュアルハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、防止のための事業主の意識改革を促進するとともに、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して事業主が講ずべき措置についての男女雇用機会均等法に基づく指針の周知、非正規雇用労働者も含めた相談体制の整備等により、雇用の場における防止対策を推進する。併せて、セクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発病した場合は、労災保険の対象になる場合があることの周知徹底を図る。</p> <p>② パンフレットの配布などによる企業等への周知啓発、セクシュアルハラスメントの防止対策を講じていない企業やセクシュアルハラスメントが生じた場合に適切な対応がなされていない企業に対する是正措置、専門的な知識や技術を持った職員の活用等による適切な相談対応等を引き続き行う。</p> <p>③ 周囲の者の無理解で不用意な言動により被害者の心を更に傷つけることのないようにすることや、被害者が安心して相談でき相談の結果が職場等の組織や環境の改善につながるような体制の整備が求められること及び職場等における定期的かつ積極的な研修を実施することなどにつき、企業に対する啓発を行う。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>(ア) 国家公務員についての対策</p> <p>① 男女雇用機会均等法が適用されない国家公務員については、人事院規則 10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）（平成 10 年 11 月人事院規則）及び人事院規則 10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の運用について（平成 10 年 11 月人事院事務総長通知）等に基づき、研修等の防止対策により組織的、効果的に推進する。</p>	<p>全府省</p>
<p>イ 教育の場におけるセクシュアルハラスメント防止対策等の推進</p>	

① 国公立学校等に対して、セクシュアルハラスメントの防止のための取組が進められるような必要な情報提供等を行うなど、セクシュアルハラスメントの防止等の周知徹底を行う。	文部科学省
② 大学は、相談体制の整備を行う際には、第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう促す。また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底を促進する。	文部科学省
③ セクシュアルハラスメントの被害実態を把握するとともに、教育関係者への研修等による服務規律の徹底、被害者である児童生徒等、さらにはその保護者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備、被害者の精神的ケアのための体制整備等を推進する。また、被害の未然防止のための児童生徒、教職員等に対する啓発・教育を実施する。	文部科学省
ウ その他の場におけるセクシュアルハラスメント防止対策の推進	
① 研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等におけるセクシュアルハラスメントの実態を把握するとともに、被害者の精神的ケアのための体制整備を促進する。また、セクシュアルハラスメントの行為者に対し厳正に対処するとともに、行為に至った要因を踏まえた対応を行うなど再発防止対策の在り方を検討する。	文部科学省、厚生労働省、関係府省

9 メディアにおける性・暴力表現への対応

施策の基本的方向	
<p>女性を専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性に対する人権侵害となるものもある。</p> <p>こうした性・暴力表現については、インターネットの普及等により、発信主体が社会一般に拡大していることに加え、一度流通したコンテンツの削除が非常に困難になっているという状況を踏まえた対策を推進する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 広報啓発の推進</p> <p>① 女性を専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであるという観点から、関係機関・団体等と連携して児童の権利の保障や青少年を取り巻く有害環境浄化に関する広報啓発を行うとともに、メディアリテラシー向上のための取組を推進する。</p>	内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省
<p>イ 流通防止対策等の推進</p> <p>① 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成26年法律第126号。平成26年12月全面施行)により、いわゆるリベンジポ</p>	警察庁、総務省、法務省、文部科

<p>ルノを始めとする私的な性的画像の公表等の行為を行った者に対する処罰等が規定されたこと及び児童ポルノ法の改正（平成26年7月施行）により自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持した者に対する処罰等が規定されたことなどを踏まえ、実態把握や適正な捜査を行い、違法行為に対しては厳正に対処するとともに、法施行後の実態やそれを取り巻く状況を分析し、とりわけ、若年層に対する教育・学習の充実を図る。</p>	<p>学省、厚生労働省</p>
<p>② わいせつな雑誌、コンピューターソフト、ビデオやインターネット上の情報について、法令に基づいた厳正な取締りに努めるほか、業界による自主規制などの取組を促す。</p>	<p>警察庁、関係府省</p>
<p>③ インターネット上の児童ポルノ画像や盗撮画像等の流通防止対策を推進する。さらに、インターネット・サービス・プロバイダによるブロッキング等の自主的な取組を引き続き支援し、児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進する。</p>	<p>内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省</p>
<p>④ メディア産業の性・暴力表現について、DVDやインターネット上での取扱いを含め、自主規制等の取組を促進する。</p>	<p>総務省、経済産業省</p>

第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

<基本的考え方>

非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、セーフティネットの機能として、貧困等生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取組が重要である。また、女性が長期的な展望に立って働けるようにすることも必要である。さらに、貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の子供への教育支援等、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が必要である。

高齢単身女性の貧困については、高齢期に達するまでの働き方や家族の持ち方等のライフスタイルの影響が大きく、様々な分野における男女の置かれた状況の違いが凝縮され固定化されて現れることに留意した取組が必要である。

また、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合については、人権侵害があってはならないなどの人権尊重の観点からの配慮が必要である。

このため、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる環境整備を進める。

<成果目標>

項目	現 状	成果目標（期限）
健康寿命（男女別）（注1）	男性：71.19歳 女性：74.21歳 （平成25年）	健康寿命を1歳以上延伸 男性70.42歳→71.42歳 女性73.62歳→74.62歳 （平成22年→平成32年）
ハローワークによるひとり親家庭の親の 正社員就職者の数	38,774件 （平成26年度）	前年度以上 （毎年度）
弁護士によるひとり親の養育費相談の実 施	—	全都道府県・政令市・ 中核市（112か所） （平成31年度）
20歳から34歳までの就業率	男女計：76.1% 男性：82.0% 女性：69.9% （平成26年）	男女計：78% （平成32年）
フリーター数	男女計：179万人 男性：80万人 女性：99万人 （平成26年）	男女計：124万人 （平成32年）
60歳から64歳までの就業率	男女計：60.7% 男性：74.3% 女性：47.6% （平成26年）	男女計：65% （平成32年）
障害者の実雇用率（民間企業）	1.88% （平成27年6月）	2.0% （平成32年）

（注1）健康寿命とは、日常生活に制限のない期間。（P5注の再掲）

1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援

施策の基本的方向	
<p>女性が当たり前に働き続けることができ、また暮らしていける賃金を確保できるよう、男女共同参画の視点から就業・生活面の環境整備を行う。</p> <p>ひとり親家庭等に対し、世帯や子供の実情に応じたきめ細かな自立支援を行うとともに、貧困の次世代への連鎖を断ち切るため、貧困の状況にある子供への教育の支援等を行う。</p> <p>また、次世代を担う子供・若者が、社会生活を円滑に営むことができるように支援する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組</p> <p>① 男女の均等な機会と公正な待遇の確保の徹底、男女間の賃金格差の解消、女性の就業継続や再就職の支援、男性も含めた働き方の見直しも含むワーク・ライフ・バランスの推進等の取組を行う。</p> <p>② 非正規雇用をめぐる問題への対応のため、正社員転換・待遇改善に関する計画を策定するとともに、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及、パートタイム労働・労働者派遣に関する対策等を推進する。</p> <p>③ 平成 28 年 10 月から実施される短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大を着実に実施するとともに、更なる適用拡大を進める。</p> <p>④ 配偶者等からの暴力の被害者に対する支援において、被害者本人やその子供の精神的な回復が必要な場合にはその回復を助け、就業による自立支援に加え、日常生活の自立や社会的な自立を、幅広いネットワークによって支援する。また、都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援等に係るワンストップ・サービスの構築を推進する。</p> <p>⑤ 複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じ、包括的な支援を行いその自立を促進するため、生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)に基づく相談支援、就労支援、多様な就労機会の提供、居住確保支援、家計相談支援等を行う。</p>	<p>内閣府、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省、関係府省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>イ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり</p> <p>① ひとり親世帯の実情に応じ、ハローワーク、母子家庭等就業・自立センター等を通じた一貫した就業支援や学び直し支援等を行う。その際、若年で出産するなどにより高等学校教育を受けることが難しいひとり親が、よりよい条件で就職できるよう配慮する。</p> <p>また、企業に対して、ひとり親の優先的な雇用について協力を要請し、企業の取組を支援するとともに、ハローワーク等において、協力企業に関する情報を提供する。</p> <p>② ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、以下の取組を含めた総合的な支援を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯や住宅困窮度の高い子育て世帯の公営住宅に係る優先入居、多子世帯等に対する地域優良賃貸住宅における家賃低廉化等を通じ、居住の安定を支援する。 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省、国土交通省</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭での育児等に悩みを持つひとり親への生活相談や生活支援講習会の実施、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際の家庭生活支援員の派遣等、ひとり親の子育てや生活・健康に対する支援を行う。 ・ 児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付け等、経済的支援策を実施する。児童扶養手当については、機能の充実について、財源確保と併せて検討するとともに、父母が婚姻を解消した児童のほか、父母の障害、生死不明、遺棄等の状態にある児童の支給要件について周知を図る。 <p>③ ひとり親家庭を対象とした様々な支援情報を提供する。また、ひとり親が必要な支援につながるよう、相談窓口のワンストップ化を進める。</p> <p>④ 離婚時の養育費の取決めを促進するため、子供の養育費の問題について幅広く情報提供する。離婚届書を受理する市町村の窓口において養育費の取決めに関する情報提供等を行うよう協力を求めるとともに、養育費相談支援センター等において養育費の取決め・確保等についての相談支援を強化する。また、養育費の履行を確保するため、財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正を検討する。</p> <p>⑤ 家庭の経済状況等によって子供の進学機会や学力・意欲の差が生じないように、以下の取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮世帯等の子供への学習支援や、学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置、地域における学習支援等を推進する。 ・ 幼児教育の無償化に向けた段階的取組、低所得世帯の高校生徒等への給付金制度の実施、大学等の授業料減免や無利子奨学金を始めとする大学等奨学金事業の充実等により、教育費に係る経済的負担の軽減を図る。 ・ ひとり親家庭の子供は、親との離別等により精神的に不安定なことが多いことに配慮して、ひとり親家庭の親子への相談支援等を行う。 <p>⑥ ひとり親家庭等の自立を社会全体で応援すべく、子供の未来応援国民運動を展開する。</p>	<p>法務省、厚生労働省</p> <p>法務省、厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>内閣府</p>
<p>ウ 子供・若者の自立に向けた力を高める取組</p>	
<p>① 社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、キャリア教育・職業教育を体系的に充実する。進路や就職に関する指導も含め、男女共に経済的に自立していくことの重要性について伝えるとともに、女性が、長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるような教育を推進する。</p>	<p>文部科学省</p>
<p>② 若者が充実した職業人生を歩んでいけるよう、新規学校卒業者への支援、中途退学者や未就職卒業者への対応、フリーターを含む非正規雇</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p>

<p>用で働く若者への支援等を行う。</p> <p>③ ニート、ひきこもり等、困難を有する子供・若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう、多様な主体間の連携により、複数の支援を組み合わせて行うなど、地域の実情に合った切れ目のない支援を行う。</p>	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係府省</p>
--	-----------------------------

2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

施策の基本的方向	
<p>高齢化が進展する中で、特に高齢期の女性の貧困について、低年金・無年金者問題に対応するほか、高齢期に達する以前から男女共同参画の視点に立ってあらゆる面での取組を進める。また、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる社会基盤の構築を図る。</p> <p>また、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、人権尊重の観点から人権教育・啓発等を進める。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 高齢者が安心して暮らせる環境の整備</p>	
<p>① 高齢期の女性の貧困について、低年金・無年金者問題に対応するとともに、高齢期に達する以前から、男女共同参画に関するあらゆる分野における施策を着実に推進する。</p>	<p>厚生労働省、関係府省</p>
<p>② 年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けて、65歳までの高年齢者雇用確保措置の着実な実施やシルバー人材センターを通じた多様な就業機会の提供等を通じ、高齢男女の就業を促進するとともに、能力開発のための支援を行う。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、男女共に健康寿命の延伸を実現する。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>④ 医療・介護保険制度については、効率化・重点化に取り組みながら質の高いサービスの充実を図る。</p>	<p>厚生労働省、関係府省</p>
<p>⑤ 認知症や一人暮らしの高齢者が、社会から孤立することがないなど住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）（平成27年1月27日厚生労働省公表）に基づく取組を進めるとともに、住民等を中心とした地域の支え合いの仕組みづくりを促進する。</p>	<p>厚生労働省、関係府省</p>
<p>⑥ 高齢者が他の世代と共に社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、社会参加活動や学習活動を促進する。</p>	<p>文部科学省、厚生労働省、関係府省</p>
<p>⑦ 安定した住生活の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化等、高齢者を取り巻く環境の整備等を推進する。</p>	<p>内閣府、警察庁、国土交通省、関係府省</p>
<p>⑧ 企業等による、高齢者に優しく、ニーズに合致した機器やサービスの開発等を支援する。</p>	<p>総務省、厚生労働省、経済産業省</p>

<p>⑨ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）等を踏まえ高齢者虐待防止の取組を推進する。</p> <p>⑩ 消費者被害に遭いやすい高齢者を見守るための地域の連携ネットワークを全国的に整備するなど、悪質商法を始めとする高齢者の消費者被害の防止を図る。</p> <p>⑪ 上記のほか、「高齢社会対策大綱」（平成 24 年 9 月 7 日閣議決定）に基づき必要な取組を推進する。</p>	<p>省、関係府省 厚生労働省、関係府省 消費者庁、関係府省 内閣府、関係府省</p>
<p>イ 障害者が安心して暮らせる環境の整備</p>	
<p>① 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。平成 28 年 4 月施行。）等を踏まえ、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を推進する。</p> <p>② 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）等を踏まえ障害者虐待防止の取組を進める。</p> <p>③ 消費者被害に遭いやすい障害者を見守るための地域の連携ネットワークを全国的に整備するなど、悪質商法を始めとする障害者の消費者被害の防止を図る。</p> <p>④ 障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを推進する。</p> <p>⑤ 障害者が個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の充実を図る。</p> <p>⑥ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）や障害者雇用対策基本方針（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 137 号）等を踏まえた就労支援を行う。</p> <p>⑦ 上記のほか、女性である障害者は障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意しつつ、「障害者基本計画」（平成 25 年 9 月 27 日閣議決定）に基づき、生活支援、教育、雇用・就業、生活環境、差別の解消及び権利擁護の推進等の分野における施策を総合的に推進する。その際、障害者の性別等の観点に留意して、情報・データの充実を図る。</p>	<p>内閣府、関係府省 厚生労働省、関係府省 消費者庁、関係府省 内閣府、警察庁、国土交通省、関係府省 厚生労働省 厚生労働省 内閣府、関係府省</p>
<p>ウ 外国人が安心して暮らせる環境の整備</p>	
<p>① 外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的な困難に置かれていることに留意しつつ、日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、法律や制度等についての多言語での情報提供や相談体制の整備、外国人の親を持つ子供への支援等について、実態を踏まえながら進める。</p> <p>② 配偶者等からの暴力の被害者である在留外国人女性への支援につい</p>	<p>総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、関係府省 厚生労働省</p>

<p>て、配偶者からの暴力に関する専門的知識を持った母国語通訳者の養成等を含め、適切に支援する。</p>	
<p>③ 「人身取引対策行動計画 2014」（平成 26 年 12 月 16 日 犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、人身取引対策の取組を推進する。</p>	<p>内閣官房、関係府省</p>
<p>エ 性的指向や性同一性障害、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への対応</p>	
<p>① 性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。</p> <p>また、法務局・地方法務局の人権相談所において相談者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。</p> <p>さらに、性同一性障害等の児童生徒等に対する学校における相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を図りつつ、支援体制を整備する。</p> <p>その他、男女共同参画の視点に立って必要な取組を進める。</p>	<p>内閣官房、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省</p>

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

<基本的考え方>

男女共同参画社会の形成のためには、社会制度・慣行が、実質的に男女にどのような影響を与えるのか常に検討されなければならない。社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って作られてきたものではあるが、男女共同参画の視点から見た場合、明示的に性別による区別を設けていない場合でも、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合がある。

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立的な制度・慣行の構築が必要である。また、男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築や、ワーク・ライフ・バランスの実現や出産・子育てにおいて、男女の多様な選択を可能とする視点が重要である。

我が国の社会経済の急速な変化に対応するため、新たな制度の構築や抜本的な見直しが行われる中、男女共同参画の視点に立ち、男女共にライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた制度・慣行の見直しを進めるとともに、それを支える育児・介護の支援基盤の整備を推進する。

また、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響等に関する調査研究を進める。

<成果目標>

項目	現 状	成果目標（期限）
待機児童数	23,167人 (平成27年4月)	解消をめざす (平成29年度末)
放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数	9,945人 (平成26年5月)	解消をめざす (平成31年度末)
地域子育て支援拠点事業	6,233か所 (平成25年度)	8,000か所 (平成31年度)
高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設する公的賃貸住宅団地（100戸以上）の割合	—	25% (平成32年度)

1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

施策の基本的方向	
<p>家族形態の変化やライフスタイルの多様化を踏まえつつ、男女の社会における活動の選択に中立的に働くよう、社会制度・慣行を見直す。その際、国際規範・基準の積極的な遵守や、国内における実施強化といった視点にも留意する。また、男女が共に仕事や家庭に関する責任を担えるよう、待機児童解消及び介護離職ゼロ等の実現に向け育児・介護の支援基盤整備を推進する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制等の検討</p> <p>① 女性の就業調整等につながる可能性のある税制や社会保障制度等について、働きたい人が働きやすい中立的なものとなるよう、下記のとおり具体化・検討を進め、計画期間中のできるだけ早期に見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 税制における個人所得課税の諸控除の在り方について、平成 27 年 11 月に政府税制調査会が取りまとめた論点整理等を踏まえ、国民的議論を進めつつ見直しを行う。 社会保障制度について、平成 28 年 10 月からの短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大を着実に実施するとともに、更なる被用者保険の適用拡大を進めていく中で第 3 号被保険者を縮小していく方向で検討を進める。 いわゆる配偶者手当については、結果的に女性の就労を抑制している場合があるとの指摘があることに鑑み、官の見直しの検討と併せて、労使に対しその在り方の検討を促すことが重要であり、そのための環境を整備する。 <p>② 家族に関する法制について、家族形態の変化、ライフスタイルの多様化、国民意識の動向、女子差別撤廃委員会の最終見解等も考慮し、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入、女性の再婚禁止期間の見直し等の民法（明治 29 年法律第 89 号）改正等に関し、司法の判断も踏まえ、検討を進める。</p> <p>③ 政府の施策及び社会制度・慣行が男女に実質的にどのような影響を与えるかなど、男女共同参画社会の形成に関する課題についての調査研究を行う。</p>	<p>内閣府、総務省、財務省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣官房、内閣府、厚生労働省、関係府省、(人事院)</p> <p>内閣府、法務省</p> <p>内閣府</p>
<p>イ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備</p> <p>① 子ども・子育て支援新制度により、市町村が潜在的なものを含めた保育の需要を把握し、それに対応した必要な保育の受入れ枠を確保するなど、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て関連 3 法※（平成 24 年 8 月成立）に基づく「子ども・子育て支援新制度」を着実に推進し、小規模保育や家庭的保育等への新たな給付や、地域の事情に応じた認定こども園の普及、地域子 	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>

<p>育て支援拠点や放課後児童クラブ等地域のニーズに応じた多様な子育て支援策の充実を着実に図る。</p> <p>※ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校の余裕教室や幼稚園等の既存の社会資源の活用、賃貸物件を活用した保育所分園の整備、子育て支援員の活用等を推進し、計画的に公的保育サービスの受入児童数の拡大を図り、待機児童の解消を目指す。 ・ 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、複数企業間での共同設置を含む事業所内保育等の多様な保育サービスの拡大を図る。 ・ 就業の有無にかかわらず、一時預かり、幼稚園の預かり保育等により、地域における子育て支援の拠点やネットワークを充実する。 ・ 幼児教育・保育に係る保護者の経済的負担の軽減等を図る。 <p>② 教育・保育施設等における事故を含め、子供の事故防止に向けた取組を推進し、男女が安心して子育てができる環境を整備する。</p> <p>③ 安心して育児・介護ができる環境を確保する観点から、住宅及び医療・福祉・商業施設等が近接するコンパクトなまちづくり（コンパクトシティ）の形成や、住宅団地における子育て施設や高齢者・障害者施設の整備、各種施設や公共交通機関等のバリアフリー化等を推進する。</p> <p>④ 医療・介護保険制度については、効率化・重点化に取り組みながら質の高いサービスの充実を図る。その際、医療・介護分野における人材の育成・確保や、雇用管理の改善を図る。</p> <p>⑤ 在宅医療・介護連携の推進や、認知症施策の充実等により「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を着実に進め、家族の介護負担の軽減を図る。</p> <p>⑥ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 76 号。）について、労働政策審議会での検討を踏まえ、必要な見直しを行い、男女とも子育て・介護をしながら働き続けることができる環境の整備のために所要の措置を講ずる。</p> <p>⑦ 改正次世代育成支援対策推進法について周知・啓発を積極的に行うとともに、仕事と子育ての両立を推進する企業を対象とした認定及び特例認定の取得を促進する。</p>	<p>消費者庁</p> <p>国土交通省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
---	--

2 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

施策の基本的方向	
<p>人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、各人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、法律・制度の理解の促進を図る。また、政府の施策に対する苦情の処理や人権が侵害された場合の被害者救済体制・相談体制の充実を図る。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>① 学校や社会において、法令等により保障される人権に関し、正しい知識の普及を図るとともに、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるため、様々な教育・啓発活動を行う。</p>	<p>内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省</p>
<p>② 男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、分かりやすい広報の工夫等により、その内容の周知に努める。また、権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等の情報提供に努める。</p>	<p>内閣府、法務省、外務省、関係府省</p>
<p>③ 政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済について、行政相談制度や人権擁護機関等を積極的に活用する。その際、相談に当たる職員、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員、児童委員の研修の充実を図るとともに、男女共同参画に関する苦情処理等に関する実態把握を行う。</p> <p>また、人権擁護機関においては、男女共同参画社会の実現のために、啓発活動に積極的に取り組むとともに、全国の人権相談所や、「女性の人権ホットライン」において、人権相談、人権侵犯事件の調査救済活動に、関係機関と連携しつつ積極的に取り組む。</p>	<p>内閣府、総務省、法務省、厚生労働省</p>
<p>④ 英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を引き続き設置し、更にその内容を充実させるよう努める。</p>	<p>法務省</p>
<p>⑤ 男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、政府職員、警察職員、消防職員、教員、地方公務員等に対して、研修等の取組を通じて理解の促進を図る。また、法曹関係者についても、同様の取組が進むよう、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力を行う。</p>	<p>全府省</p>

【担当府省欄の(人事院)とは、人事院に対して検討を要請するものである。】

第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

<基本的考え方>

男女共同参画社会を実現していく上で、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題となっており、国民の理解を促すための教育及び広報・啓発活動は、他の全ての取組の根幹をなす基盤的な施策と言える。なかでも男性の意識改革は男性自身にとっても重要であり、男性がより暮らしやすくなるものでもある点に留意する必要がある。

効果的に国民の理解を促進していくためには、国民一人一人の生涯の中で、職場、家庭、地域、学校、メディアなどあらゆる場と媒体を通じた広報・啓発活動が総合的に実施されること、幼児から高齢者に至る幅広い層の発達段階を踏まえ、親しみやすく分かりやすいものとする必要がある。男女の主体的で多様な選択を可能とするため、そのエンパワーメントを促進する観点も不可欠である。

また、女性や子供を専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えた性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性や子供に対する人権侵害となるものもある。こうした観点から啓発を行うとともに、提供側のメディアにおける自主規制等の対策を働きかけるなどの取組が必要である。

さらに、子供に関する取組を行うに当たっては、子供の最善の利益に配慮する必要がある。

以上を踏まえ、教育機関、メディア、地方公共団体等との連携を深めつつ、男女共同参画の理解の促進に向けた教育及び広報・啓発活動を展開するとともに、その推進体制を強化する観点から、学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。

<成果目標>

項目	現 状	成果目標（期限）
「男女共同参画社会」という用語の周知度	男性：66.3% 女性：61.3% (平成24年)	男女とも100% (平成32年)
大学学部段階修了者の男女割合	男性：54.9% 女性：45.1% (平成25年)	男女の修了者割合の差を5ポイント縮める (平成32年)
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数	121 (平成25年)	0 (平成32年)
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合	15.2% (平成26年)	20%以上 (平成32年)
大学の教員に占める女性の割合		
准教授	22.6% (平成26年)	25%(早期)、更に30%を目指す (平成32年)
教授等 (学長、副学長及び教授)	14.4% (平成26年)	17%(早期)、更に20%を目指す (平成32年)

1 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

施策の基本的方向	
<p>人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開する。</p> <p>また、男女共同参画社会の形成に向けて、国民の理解を得るための手立てをより一層講ずる。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 男女共同参画に大きな影響を有する団体と連携した戦略的な広報・啓発の推進</p> <p>① 男女共同参画推進連携会議等の場を通じて、メディア各社の取組や課題を共有化し、女性の活躍等に関する積極的な情報発信の推進に役立てる。</p> <p>② 政府広報等の手段を使い、男女共同参画に関する広報活動を積極的に実施する。</p> <p>③ 職場、家庭、地域において、男女共同参画に関する理解を深め、定着させることを目的として地方公共団体、NPO等の協力を得つつ広報・啓発活動を行う。</p> <p>④ 「男女共同参画週間」、「行政相談週間」、「人権週間」、「農山漁村女性の日」等多様な機会、多様なメディアを通じて情報を発信する。</p> <p>⑤ 有識者、女性団体、経済団体、マスメディア、教育関係団体等広範な各種団体の代表からなる男女共同参画推進連携会議や地域版連携会議の活動を通じて、広く各界各層との情報及び意見の交換や広報・啓発を行い、男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進する。</p> <p>⑥ 地方公共団体、NPO等との連携の下に、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催等全国レベル、地方レベルで関係者が一堂に会する機会を提供することにより、男女共同参画の課題に関する意識の浸透を図る。</p>	<p>内閣府</p> <p>全府省</p> <p>全府省</p> <p>内閣府、総務省、法務省、農林水産省、関係府省</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p>
<p>イ 特に男性や若者世代を対象とした固定的性別役割分担意識の解消のための広報・啓発</p> <p>① 男女共同参画の意義についての理解の促進及び固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消を進める。特に若年男女及び家庭における夫・父親等、また、企業・団体における経営者・管理職等の指導的地位にある男性の意識を変えるための広報・啓発活動を進める。中でも新聞、テレビ、インターネット、ゲーム等訴求力が高いメディアに対し、男女共同参画の視点を意識するよう、業界団体等を通じて啓発を行う。</p>	<p>内閣府、関係府省</p>
<p>ウ 男女共同参画の必要性が共感できる広報・啓発活動の推進</p>	

① 男性、子供、若年層等を含め、男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるよう、地域に根ざした身近な情報発信を推進する。	内閣府
---	-----

2 男女共同参画に関する男性の理解の促進

施策の基本的方向	
<p>固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見について、時代と共に変わりつつあるものの、特に男性に強く残っており、そのことが家事や育児、家族の介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担っていることにつながっているとの指摘もあることから、男性の家事・育児等の家庭生活への参画を促進すべく、意識啓発や相談活動等を通じ、男女共同参画への男性の理解の促進や意識の改革を図る。</p>	
具体的な取組	担当府省
① 諸外国に比べ低水準にとどまっている家事・育児や介護への男性の参画を一層促進するため、育児・介護休業等の両立支援制度の周知啓発、両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備等、男性が家事・育児・介護に参画するための環境整備や情報の提供等の支援を行う。	内閣府、厚生労働省
② 男性が家事・育児等を自らのことと捉え、主体的に参画する動きを広めるため、男性を対象とした啓発手法の開発・実施、男性のロールモデルによる活躍事例の発信、キャンペーンや顕彰を通じ、国民全体の気運の醸成を図る。	内閣府、厚生労働省
③ 男性自身の意識だけではなく、男性が家事や育児、介護等に参画することに対する周囲（女性、両親など年配者、子供、地域、職場等）の理解を深め、男性がそれらの活動に前向きに参画できるよう、必要な広報・啓発活動等を行う。	内閣府
④ 男性経営者等の理解の促進及びネットワークの構築支援等を通じ、男性経営者等が女性の活躍を応援する動きを拡大させる。	内閣府

3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

施策の基本的方向	
<p>学校教育及び社会教育において、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努めるとともに、男女とも一人一人が自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。</p> <p>男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を含む生涯学習・能力開発を推進する。特に、近年の女性の活躍推進に向けた動きも踏まえ、多様化、高度化した学習需要に対応するとともに、女性のエンパワーメントに寄与するため、生涯にわたる学習機会の提供や社会参画の促進のための施策の一層の充実を図る。</p>	
具体的な取組	担当府省
ア 男女平等を推進する教育・学習	
① 学校長を始めとする教職員や教育委員会が男女共同参画の理念を理	文部科学省

<p>解し、男女共同参画を推進することができるよう、各教育委員会や大学等が実施する男女共同参画に関する研修等の取組を促進する。</p>	
<p>② 初等中等教育において、児童生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、道徳、特別活動等学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、家族や家庭生活の大切さ等についての指導を行う。また、男女平等を推進する教育の内容が充実するよう、教職員を対象とした研修等の取組を推進する。</p>	<p>文部科学省</p>
<p>③ 高等教育機関において、男女共同参画社会の形成に資する調査・研究を促進する。また、それらの成果を学校教育や社会教育における教育・学習に幅広く活用し、社会への還元を促進する。</p>	<p>文部科学省</p>
<p>④ 社会教育において、男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、地域における学習機会の提供を促進する。</p>	<p>文部科学省</p>
<p>⑤ 独立行政法人国立女性教育会館において、国、地方公共団体、男女共同参画センターや大学、企業等と連携を図りつつ、男女共同参画を推進する組織のリーダーや担当者を対象にした研修や教育・学習支援、男女共同参画に関する専門的・実践的な調査研究や情報・資料の収集・提供等を行い、男女共同参画社会の形成の促進を図る。</p>	<p>文部科学省</p>
<p>⑥ 日本学術会議において、ジェンダー研究を含む男女共同参画社会の形成に資する学術研究及び教育制度について、社会、経済、政策、健康、人口、暴力、災害、環境等の観点から多角的な調査、審議を一層推進する。</p>	<p>内閣府</p>
<p>⑦ 結婚、妊娠、子供、子育てに温かい社会の実現に向け、「家族の日」(11月の第3日曜日)や「家族の週間」(家族の日の前後1週間)において、様々な啓発活動を展開し、家族や地域の大切さ等についての理解の促進を図る。</p>	<p>内閣府</p>
<p>イ 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実</p>	
<p>① 子供の頃から男女共同参画の視点に立ち、ライフプランニングを踏まえた総合的なキャリア教育を推進する。その際、社会・経済・雇用等の基本的な仕組みや労働者としての権利・義務、男女共同参画の意義、ワーク・ライフ・バランスや、男女を問わず生活を営むために必要となる知識や技術を習得することなどの重要性について理解の促進を図る。</p>	<p>文部科学省</p>
<p>② 人生を通じたそれぞれの段階ごとのニーズに即したライフプランニングや、男女が共に希望するときに希望する場所で参加できるような生涯にわたる学習機会の提供を推進する。</p>	<p>文部科学省</p>
<p>③ 学校等に対して、進路指導に携わる教育関係者が固定的な性別による考え方にとらわれることなく、生徒等一人一人が主体的に進路を選択する能力・態度を身につけるような指導を行うよう促す。その際、女子生徒等やその保護者に対しては、大学進学率に男女差があることを踏まえて女性が高等教育を受けることや、理工系分野等女性の参画が進んでいない分野における活躍の機会があることへの理解を深めるなど、多様な</p>	<p>文部科学省、経済産業省</p>

<p>進路・職業選択を推進する。</p> <p>また、学校等における女子学生等を対象とした次代を担う人材育成プログラムの開発・実施を促進する。</p> <p>④ 大学や専修学校等と産業界が協働し、イノベーション人材の育成や、社会人等の就労、キャリアアップ及びキャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための取組を推進する。</p> <p>⑤ 女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画するための力を付けるため、女性の多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応する生涯にわたる学習機会を充実させる。</p> <p>⑥ 結婚・出産等により職業生活の中断を余儀なくされた女性が、それぞれの希望に応じたチャレンジにつながるよう各種支援策の情報提供に努める。</p> <p>⑦ 独立行政法人国立女性教育会館の研修、教育・学習支援、調査研究、情報収集・提供等の更なる内容の充実・深化を推進する。</p>	<p>文部科学省、経済産業省</p> <p>文部科学省</p> <p>内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省</p> <p>文部科学省</p>
--	---

4 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組への支援等

施策の基本的方向	
<p>メディア業界が自主的に行っている女性の人権を尊重した表現の推進のための取組を継続、拡大するよう働きかける。また、女性や子供の人権を侵害するような違法・有害な情報への実効ある対策を充実させていくとともに、特に、インターネット上の情報の取り扱いについては、若年層も含めて広く啓発を行う。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>① 男女共同参画推進連携会議等の場を通じて、メディア各社の取組や課題を共有し、メディア自身による不適切な表現の防止に活用する。</p> <p>② メディア産業の性・暴力表現について、DVD、ビデオ、パソコンゲーム等バーチャルな分野を含め、自主規制等の取組を促進するとともに、表現の自由を十分尊重した上で、その流通・閲覧等に関する対策の在り方を検討する。</p> <p>③ メディアを通じて流れる様々な情報を国民が主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力を身につけるため、メディア・リテラシーの向上を図る。</p>	<p>内閣府</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府、総務省、文部科学省</p>

5 学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の基本的方向	
<p>学校教育機関において、女性の能力発揮が組織の活性化に不可欠であるという認識の醸成を図り、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。</p> <p>世論形成に大きな影響力を持つメディア関係業界において、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。</p>	
具体的な取組	担当府省

ア 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
<p>① 初等中等教育機関における 30%目標に向けて、校長・教頭等への女性の登用について、具体的な目標を設定するよう要請するとともに、以下の取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業取得の実態把握等を行い、男女共に仕事と育児の両立が図られる学校現場の形成に資する取組を推進する。 ・ 独立行政法人教員研修センターが実施する校長・教頭等への昇任を希望する教員等が参加する各種研修等に女性枠を設定するとともに、当該研修等において、女性の校長・教頭等への登用に向けた意識付けや、女性管理職ネットワークへの参加を促進する。 ・ 独立行政法人国立女性教育会館においてロールモデルの把握も含めた女性教員の管理職登用に向けた調査研究を行う。 	<p>文部科学省</p>
<p>② 女性の能力発揮が、それぞれの組織の活性化に不可欠という認識の醸成を図るとともに、そのための体系的・計画的な管理職の養成・研修について検討する。</p>	<p>文部科学省</p>
<p>③ 高等教育機関の教授等における女性の登用について、30%目標に向けて、各大学における目標設定等男女共同参画の理念を踏まえた自主的な取組を促進する。その際、各法人が設定した目標の達成に向けて、国立大学法人評価等を通じ各国立大学法人による積極的な取組を促進する。また、公私立大学等についても自主的な取組を促進する。</p> <p>また、教員等が安心して教育や研究と子育てを両立できるようにするため、高等教育機関における学内保育所の設置等、教員等向けの保育サービスの整備を促進する。</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p>
<p>④ 30%目標に向けて、学校関係団体の役員等における女性の登用について具体的な目標を設定するよう要請する。</p>	<p>文部科学省</p>
<p>⑤ 学校教育機関等における取組を行う際、女性活躍推進法の適用がある事業主については、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用する。</p>	<p>文部科学省</p>
イ メディアの分野における政策・方針決定への女性の参画拡大	
<p>① メディア関係業界における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を含むダイバーシティに関する取組を促すとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する理解を深めるため、好事例の広報や周知に努める。</p>	<p>内閣府</p>
<p>② メディア分野の業界団体や企業における政策・方針決定過程に参画する女性の割合 30%目標に向けて、当該団体の役員・編集責任者等における女性の登用について具体的な目標を設定するよう働きかける。</p> <p>その際には、次の点に留意する。</p>	<p>内閣府</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性活躍推進法の適用がある事業主においては、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用する。 ・ 各種の認定制度、表彰制度等を活用し、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業を評価するととも 	<p>内閣府、厚生労働省 内閣府、厚生労働省、経済産業</p>

に、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を踏まえた措置や各種の助成制度を活用し、企業のインセンティブを強化する。	省
---	---

第 11 分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

<基本的考え方>

災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられている。性別、年齢や障害の有無等、様々な社会的立場によって影響は異なることから、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要である。

平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、災害後には、増大する家事、子育て、介護等の家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっている。東日本大震災においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等が配慮されないなどの課題が生じた。災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の実現が、防災・復興を円滑に進める基盤となる。

第 3 回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030」は、「災害リスク削減」（新たな災害リスクを防止し、既存の災害リスクを削減する）を基本理念とし、性別、年齢、障害の有無、文化的側面を全ての政策と実践において取り入れ、女性のリーダーシップを促進することや、性別等により分類されたデータを踏まえた意思決定を行うことを指導原則としている。また、政策・計画・基準の企画立案及び実施に当たっては、女性の参画が重要であることから、女性に対する十分な能力開発の取組が必要であるとしている。

これらを踏まえ、予防、応急、復旧・復興等の全ての局面において、女性が重要な役割を果たしていることを認識するとともに、防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することを推進する。

また、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営、被災者支援等を実施する。

さらに、女性は防災・復興の主体的な担い手であり、災害から回復する力を持つ社会を構築するには、女性が原動力となることを、国内外で共有する。

<成果目標>

項目	現 状	成果目標（期限）
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	12.1% (平成 26 年)	30% (平成 32 年)
市町村防災会議の委員に占める女性の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・女性が登用されていない組織数:515 (平成 26 年) ・委員に占める女性の割合: 7.1% (平成 26 年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性が登用されていない組織数:0 (平成 32 年) ・委員に占める女性の割合: 10% (早期)、 更に 30%を目指す (平成 32 年)
消防吏員に占める女性の割合（注 3）	2.4% (平成 27 年度)	5% (平成 38 年度当初)
消防団員に占める女性の割合	2.5% (平成 26 年度)	10%を目標としつつ、 当面 5% (平成 38 年度)

（注 3）消防吏員とは、消防本部及び消防署に置かれる職員のうち、階級及び服制を有し、消防事務に従事する者をいう。（P15 注の再掲）

1 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進

施策の基本的方向	
<p>地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災（予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階を含む）に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p>① 中央防災会議及びその下に設けられる専門調査会や防災に関する各種の有識者会議等の構成員について、女性の参画拡大を図る。</p> <p>② 都道府県防災会議における女性委員の割合について、30%目標に向け、各都道府県に対して、女性委員の割合が高い事例を提供するとともに、女性の参画拡大に向けた取組を促進するよう要請する。</p> <p>③ 市町村防災会議について、都道府県防災会議の最近の動向や女性を積極的に登用している市町村の事例について情報提供を行うなどにより、女性委員のいない市町村防災会議については、これを早期に解消することに加え、女性委員の割合について30%目標に向けた取組を促進するよう、都道府県の協力も得て、市町村に対して要請する。</p> <p>④ 防災担当部局の管理職への女性の登用を含め、女性の採用・登用拡大に取り組む。地方公共団体に対しては、防災担当部局への女性職員の配置及び管理職への女性の登用促進に取り組むよう要請する。</p> <p>⑤ 応急対策における男女共同参画を推進するため、災害対策本部の構成員に女性職員や男女共同参画担当の職員を配置するよう、地方公共団体に対して要請する。</p>	<p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府、総務省</p> <p>内閣府、総務省</p> <p>関係府省</p> <p>内閣府、総務省</p>
<p>イ 防災の現場における女性の参画拡大</p> <p>① 消防吏員、警察官、自衛官、海上保安官等について、意欲のある女性がその能力を發揮して役割を十分に果たすことができるよう、女性の採用・登用拡大に取り組むとともに、職場環境の整備、職業能力の向上及び心身の健康の保持増進に取り組む。</p> <p>② 男女共同参画の推進の観点から、毎年女性の採用者数を引き上げることで女性消防吏員比率を高めるとともに、女性消防吏員がいない消防本部については、これを早期に解消し、可能な限り速やかに複数人を確保するよう、各消防本部等に対して要請する。</p> <p>③ 男女共同参画の推進の観点から、女性のいない消防団については、これを解消することを目指すよう、地方公共団体に対して、より一層の女性消防団員の入団を促進するよう要請するとともに、特に、女性のいない消防団に対しては、積極的な取組を要請する。また、好事例の周知等により、女性消防団員が活動しやすい環境を整備するよう要請する。</p>	<p>警察庁、総務省、国土交通省、防衛省</p> <p>総務省</p> <p>内閣府、総務省</p>

ウ 防災施策への男女共同参画の視点の導入	
① 男女共同参画の視点が地域防災計画に反映されるよう、地方公共団体に対して要請するなど、防災における男女共同参画の推進を図る。	内閣府、総務省
② 男女共同参画の視点が地区防災計画に反映されるよう、地域の住民への周知を地方公共団体に対して要請する。	内閣府、総務省
③ 避難所運営に男女双方がリーダーとして参画し、男女共同参画の視点に立った運営がなされるよう、避難所運営等に関する実態調査の結果も踏まえ、避難所運営マニュアルの整備等を含め、地方公共団体等に対して取組を要請する。	内閣府
④ 災害時には、女性が様々な不安や悩みを抱えることや、女性に対する暴力等が懸念されることから、男女共同参画センターや民間支援団体等と連携を図りながら、避難所等において相談窓口や女性に対する暴力等の予防の方法について周知するよう、地方公共団体等に対して要請する。	内閣府
⑤ 防災施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、防災関係者に対して、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る研修を実施する。特に、防災担当職員や指導的立場にある者を対象とした研修の実施に当たっては、予防、応急、復旧・復興の各段階における男女共同参画の視点からの災害対応に関する講義を盛り込む。	内閣府、総務省、 関係府省
⑥ 消防団、水防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会、人権擁護委員、男女共同参画センター等、関係する機関・団体が合同で研修や訓練を実施し、予防、応急、復旧・復興の各段階における男女共同参画の視点からの災害対応に関する知識を普及する。	内閣府、総務省、 法務省、厚生労働省、国土交通省
⑦ 男女共同参画の視点に立った防災に関する地域活動等が推進されるよう、地域の防災を担う女性リーダーの養成等、人材育成を行うとともに、地方公共団体や男女共同参画センターに先進的な取組事例等の情報提供を行うなどの支援を行う。	内閣府、総務省
⑧ 防災施策の立案及び実施に当たっては、女性、子供・若者、高齢者、障害者、外国人等を含めた多様な住民の意見を反映させる。また、事前の備えや避難行動等に関して、多様な住民に対する学習機会の拡充を図る。	内閣府、関係府省
⑨ 男女共同参画センターが、男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点となるよう、地方公共団体等に対して要請する。	内閣府
⑩ 男女が置かれている状況を客観的に把握するため、被災者及び災害対応を行う者に関して男女別データの整備に努める。	関係府省
⑪ 防災・復興に係る取組が男女共同参画の視点を反映したものとなるよう、防災・復興に関連する府省庁の間で連携を密にする。	関係府省

2 復興における男女共同参画の推進

施策の基本的方向	
<p>被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の視点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた復興体制を確立する。</p> <p>東日本大震災の被災地においては、復興過程における男女共同参画を一層推進する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p>	
① 復興に関する各種の有識者会議等の構成員について、女性の参画拡大を図る。	内閣府
② 復興計画の策定や推進のための委員会等について、女性委員の割合について、30%目標が達成できるよう、地方公共団体に対して女性の参画拡大に向けた取組を進めるよう要請する。	内閣府
③ 被災地の住民との合意形成が重要となる復興まちづくりに当たっては、協議会等の構成員への女性の参画を高めるよう要請する。	内閣府
<p>イ 東日本大震災からの復興施策への男女共同参画の視点の導入</p>	
① 各種の復興施策の実施に際して、女性、子供・若者、高齢者、障害者、外国人等を含めた多様な住民の意見を反映させることができるよう、被災地の地方公共団体等を支援する。地方公共団体に対しては、女性を始め、多様な住民の意見を反映できるよう、地域の住民ニーズや地域の課題等を把握することを要請する。	復興庁
② 被災地における支援者や復興に従事する職員に対して、地方公共団体、男女共同参画センター等と連携・協働し、男女共同参画の視点からの対応についての理解を促進するための研修等を行う。具体的には、復興に係る意思決定の場への女性の参画を促進することや、女性に対する暴力等の被害者を発見したときの対応を含め被災者や支援者等の双方が不適切な対応を行うことのないようにすることなどの内容を盛り込む。	内閣府、復興庁
③ 被災地における生活再建や就労支援を推進し、女性の活躍をより促進するため、各種施策や参考となる事例等の情報を、地方公共団体等と連携・協働し、被災地の女性や女性グループを始め、多様な主体に行き渡るよう工夫して提供する。また、仮設住宅や災害公営住宅における孤立等を防止する取組の事例等の情報を提供する。	復興庁
④ 復興に係る統計情報等について、統計情報等の取得の目的等を考慮し、地方公共団体等の協力を得ながら男女別データを把握し、まちづくり等の復興施策への活用を働きかける。なお、被災地の住民の意向を調査する場合には、男女別、世代別等のニーズが把握できるよう、地方公共団体等に対して、調査方法や集計方法の工夫を働きかける。	復興庁

3 国際的な防災協力における男女共同参画

施策の基本的方向	
<p>第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議及び第 3 回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組 2015-2030」等を踏まえ、男女共同参画の視点に立った国際的な防災協力を実施するとともに、我が国の知見と教訓を国際社会と共有する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>① 我が国の経験を国際社会と共有し、災害に強靱な社会を構築するためには、様々な意思決定に女性のリーダーシップと参画の平等な機会を確保することが必要であることを国際社会に発信する。発信に当たっては、NGO等と連携する。</p>	内閣府、外務省
<p>② 防災と男女共同参画の分野における国際的なリーダーシップを発揮するとともに、第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議及び第 3 回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組 2015-2030」等が求める事項が国内において着実に実行されるよう取り組む。</p>	内閣府、総務省、外務省
<p>③ 「仙台防災協カイニシアティブ」（平成 27 年 3 月 14 日）に基づき、国際的な防災協力に当たっては、男女共同参画の視点を踏まえて援助を行う。</p>	外務省

第 12 分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

<基本的考え方>

我が国の男女共同参画施策については、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動してこれを推進してきており、女子差別撤廃委員会、国連婦人の地位委員会を始めとする国際会議等における議論や、2015年9月に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダ等の新たな国際的な潮流も踏まえつつ、引き続き、女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める。

また、我が国は、ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ（平成17年3月公表）を踏まえ、ジェンダー主流化の視点に立った政府開発援助（ODA）に取り組んできた。引き続き、こうした視点を重視し、開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）に基づき、開発協力を推進することにより、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に一層積極的に貢献するとともに、男女共同参画の推進並びに女性のエンパワーメントに貢献する。

さらに、国際的な政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進するとともに、我が国の経験等をいかした取組等を、国際会議等の機会を利用して、国際社会に効果的

<成果目標>

項目	現状	成果目標（期限）
国連関係機関の日本人職員数（専門職以上）	766人 （平成27年）	1,000人以上 （平成37年）
在外公館の公使、参事官以上に占める女性の割合	5.4% （平成27年）	10% （平成32年）
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	34.8% （平成24年）	50%以上 （平成32年）

1 女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応

施策の基本的方向	
<p>女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種条約、北京宣言及び行動綱領等女性の地位向上のための国際規範・基準、女子差別撤廃委員会や国連婦人の地位委員会等の国際会議における議論や、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ等の新たな国際的な潮流も踏まえ、幅広く国民の理解を深めるための情報提供や、取組等を積極的に行い、国内の施策に展開することにより、女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 女子差別撤廃条約等の積極的遵守</p> <p>① 女子差別撤廃条約の積極的遵守のための施策の展開に努める。そのため、女子差別撤廃条約を始めとする国際規範や国際的な議論及び政府見解等について、国会、裁判所を含む国の機関、地方公共団体に対する情報提供に努め、特に、若者を始めとする幅広い年齢層の国民に対し、それらの理解を深めるための取組を積極的に実施する。</p> <p>② 国際的な潮流を踏まえつつ、日本国内の国連機関と連携を図るとともに、NGOとの対話、連携がより建設的となるよう努める。</p> <p>③ 男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、政府職員等に対して、研修等の取組を通じて理解の促進を図る。</p> <p>④ 女子差別撤廃条約に基づく女子差別撤廃委員会からの最終見解等に関し、同条約の積極的遵守の観点から、男女共同参画会議は、各省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する。</p>	<p>内閣府、法務省、外務省、関係府省</p> <p>内閣府、外務省、関係府省</p> <p>全府省</p> <p>内閣府、外務省、関係府省</p>
<p>イ 未締結の条約等に関する検討</p> <p>① 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（ILO第111号条約）、パートタイム労働に関する条約（ILO第175号条約）、母性保護条約（改正）に関する改正条約（ILO第183号条約）、家事労働者の適切な仕事に関する条約（ILO第189号条約）その他男女共同参画に関連の深い未締結の条約について、世界の動向や国内諸制度との関係を考慮しつつ、締結する際に問題となり得る課題を整理するなど具体的な検討に着手する。女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める。</p>	<p>内閣府、外務省、厚生労働省、関係府省</p>

2 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮

施策の基本的方向
<p>持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成及び北京行動綱領の実現に向けて、ODAプログラム・プロジェクトを効果的に実施し、国際的な取組に積極的に貢献する。さらに、平和構築、自然災害も含めた開発協力のあらゆる段階や、国際的な政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進する。</p> <p>我が国の貢献や経験をいかした取組等を、国際会議等の機会を利用して、効果的に発信、</p>

共有することにより、国際的な取組の更なる推進に貢献する。	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 開発協力大綱に基づく開発協力の推進</p> <p>① 開発協力大綱に基づき、男女共同参画の視点及び女性の権利を含む基本的人権の尊重を重要なものとして考え、開発協力を適切に実施する。特に、男女平等、開発の担い手としての女性の活躍推進等の観点から、女性がさらされやすい脆弱性と女性特有のニーズに配慮しつつ、開発協力の政策立案、実施、評価のあらゆる段階における女性の参画を促進し、併せて女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう、一層積極的に取り組む。</p> <p>② 関係国連機関、外国政府、民間部門、地方公共団体、NGO等との連携を強化する。</p> <p>③ 男女共同参画を重視する我が国のODA政策や取組の状況について発信する。</p>	<p>外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p>
<p>イ 女性の平和等への貢献</p> <p>① 国連安保理決議第1325号等を踏まえ、女性・平和・安全保障に関する行動計画を国際機関、有識者及びNGOとも連携しつつ効果的に実施し、平和構築及び復興開発等のプロセスへの女性の参画を一層促進する。</p> <p>② 紛争下の性的暴力防止について、関係国際機関との連携の強化を通じて、犯罪者の訴追増加による犯罪予防や被害者保護等に着実に取り組む。</p>	<p>外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p>
<p>ウ 国際機関等との連携・協力推進</p> <p>① UN Womenを始めとする国際機関等への積極的貢献を図るとともに、連携の強化等を図る。</p> <p>② 国際的な取組を効果的に推進し、さらに、その成果等を国内における取組に反映させるため、国内の民間企業、女性起業家、女性団体、NGO等多様な主体との対話、連携・協力を努める。</p>	<p>内閣府、外務省、関係府省</p> <p>内閣府、外務省、経済産業省、関係府省</p>
<p>エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進</p> <p>① 国際機関等の専門職、国際会議の委員や日本政府代表などに、幅広い年齢層、分野の女性等がより多く参画することにより、国際分野における政策・方針決定過程への参画を一層促進し、国際的な貢献に積極的に努める。特に、海外留学の促進や平和構築・開発分野における研修等の充実により、将来的に国際機関等で働く意欲と能力のある人材の育成や、若者や子育てが一段落した世代等に対する国際機関への就職支援を強化する。また、国際的に活躍する女性リーダー育成に関する調査を行う。</p> <p>② 在外公館における主要なポストの任命に際して、女性の登用を進め</p>	<p>内閣府、外務省、文部科学省、関係府省</p> <p>外務省</p>

<p>る。</p> <p>オ 国際会議等における日本の貢献と取組の発信</p> <p>① 国際会議において、我が国の経験、特徴等（男女共同参画の視点に立った防災・復興等）をいかした取組等の情報発信、共有により、男女共同参画に関する国際的な政策決定、取組方針への貢献に努める。</p> <p>② 国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）、東アジア男女共同参画担当大臣会合、A P E C女性と経済フォーラム等の地域会合に積極的に参加し、参加各国との連携を図ることにより、アジア・太平洋地域の男女共同参画の推進に貢献する。</p> <p>③ 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!)」の毎年開催を始めとする国内における国際的な会議等の開催や、国際的な広報の実施により、我が国の男女共同参画に関する取組を国際的に積極的に発信する。</p>	<p>内閣府、外務省、関係府省</p> <p>内閣府、外務省、経済産業省、関係府省</p> <p>内閣府、外務省、関係府省</p>
---	---

IV 推進体制の整備・強化

<基本的考え方>

我が国が目指す男女共同参画社会の実現に向けて、広範かつ多岐にわたる取組を着実に展開し、実効性を確保するため、国、地域及び民間における推進力を一層強化する。

男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案・実施を推進すべく、国内本部機構の機能強化を図るとともに、女性の活躍推進に向けて社会全体で取組を進めていくべき仕事と生活の調和等の課題に関して、経済団体や労働団体等との連携を緊密にし、政労使が一体となって施策を推進する体制を構築する。

また、地域における男女共同参画を推進するためには、地方公共団体や男女共同参画センター、民間団体等の積極的な取組が重要であり、関係機関等がそれぞれの機能を十分に発揮するとともに、関係機関等間で連携することができるよう、推進体制の整備・強化に向けた支援の充実を図る。

<成果目標>

項目	現 状	成果目標（期限）
男女共同参画計画の策定率（市町村）	市区：96.6% 町村：50.2% （平成26年）	市区：100% 町村：70% （平成32年）
女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率	—	都道府県：100% 市区：100% 町村：70% （平成32年）

1 国内本部機構(男女共同参画会議、男女共同参画推進本部、男女共同参画推進連携会議)の強化

施策の基本的方向	
国内本部機構は、内閣総理大臣の下で施策推進の機能を果たしてきた。今後とも、男女共同参画社会の形成のための取組を総合的かつ効率的に推進するため、あらゆる施策について、総合的な企画立案機能、横断的な調整機能、監視・影響調査機能等を更に強化する。	
具体的な取組	担当府省
① 内閣府に置かれる重要政策会議である男女共同参画会議は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針や政策及び重要事項等の調査審議を行う、施策の実施状況について監視し、また施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査する、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し意見を述べるなどの機能を最大限に発揮する。また、その監視結果等については広く公表する。	内閣府、関係府省
② 男女共同参画推進本部（本部長：内閣総理大臣）の下で施策の円滑かつ効果的な推進を図る。本部長の指名により関係行政機関に置かれた男女共同参画担当官（局長級）は、それぞれの府省の施策の企画・立案に積極的に関与し、当該施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を把握することを通じ、男女共同参画社会の形成に直接・間接に影響を及ぼすあらゆる施策へ男女共同参画の視点を反映させるとともに、相互の機動的な連携を図る。	内閣府、全府省
③ 男女共同参画推進連携会議については、経済界や各種団体、NPO・NGOを始めとする各界各層との情報・意見交換その他の必要な連携を図るとともに、地域においても各階層の相互の交流や情報交換等の連携を強化する。また、全国的な推進連携会議に加え、地域版推進連携会議等を通じたネットワーク形成を支援する。	内閣府
④ 国内本部機構と関連の深い政府の会議（共生社会、地方創生、経済財政、防災等の分野に係る会議）等との連携を図る。	内閣官房、内閣府、関係府省
⑤ 国内本部機構と多様な主体（地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、企業、大学、経済団体、労働組合等）との連携を図る。	全府省
⑥ 国内本部機構の運営に当たっては、男女共同参画に識見の高い学識経験者や女性団体を始めとする国民の幅広い意見を反映する。	内閣府
⑦ 国際機関、諸外国の国内本部機構との連携強化に努める。	外務省、関係府省

2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進

施策の基本的方向
政策の立案から実施までの各プロセスに男女共同参画の視点を取り込み、ジェンダー予算の考え方も考慮しつつ、広範かつ多岐にわたる課題に対応した施策の充実・強化を図る。この際に、男女共同参画会議における監視・影響調査等の機能を十分に活用し、実効性を

高める。	
具体的な取組	担当府省
① 基本計画における主要な施策の進捗状況について、男女共同参画会議において、毎年度の予算編成等の動きと連動させた形でフォローアップし、取組の強化等について、内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べる。	内閣府、関係府省
② 毎年6月を目途に、男女共同参画会議の意見を踏まえ、女性活躍加速のための重点方針を決定し、各府省の概算要求に反映させる。	内閣官房、内閣府、全府省
③女子差別撤廃条約に基づく女子差別撤廃委員会からの見解等に関し、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要に応じて取組の強化等を政府に対して要請する。	内閣府、外務省、関係府省
④ 諸外国における推進体制に関する諸制度や、国民の意識、男女の家事・育児・介護等の時間の把握等を含め、男女共同参画社会の形成に関する調査研究を進める。	内閣府、総務省、関係府省
⑤ 男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実の観点から、業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める。また、男女共同参画に関する重要な統計情報は、国民に分かりやすい形で公開するとともに、統計法（平成19年法律第53号）に基づく二次的利用を推進する。	全府省
⑥ 各種の政府の計画における数値目標等について、その達成状況を可能な限り男女別に示すよう努める。	関係府省
⑦ 国の各府省や関係機関が実施している男女共同参画にかかわる情報を集約・整理した上で、国民、企業、地方公共団体、民間団体等に分かりやすく提供することで、各主体による情報の活用を促進する。	内閣府
⑧ 政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合の被害者の救済について、行政相談制度、人権擁護機関等の積極的な活用により、その充実を図る。	内閣府、総務省、法務省、関係府省

3 地方公共団体や民間団体等における取組の強化（地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合等）

施策の基本的方向
男女共同参画社会の実現には、国レベルでの取組に加え、住民にとって身近な暮らし、仕事の場である地域に根差した草の根からの取組が重要である。このため、地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合、地域金融機関、農林水産団体等の地域における多様な主体の連携・協働を促進することで、男女共に多様な年齢層が参画した取組を推進する。また、国は、地方公共団体や男女共同参画センター、民間団体等と共に一体となって地域の取組の支援や意識啓発の一層の推進を図ることにより、地域における男女共同参画を推進する。加えて、女性活躍推進法に基づく、地方公共団体や民間企業等の取組を支援する。

男女共同参画センターは、男女共同参画に関する意識啓発や知識習得に加え、男女共同参画の視点から地域の課題を解決する実践的活動の場として、男女共同参画を推進する上で重要な役割を果たしていることから、その取組を支援する。

具体的な取組	担当府省
<p>ア 地方公共団体等との連携の強化</p> <p>① 国、地方公共団体、民間団体等が連携・協働して、男女共同参画社会の形成に向けての気運を広く醸成する。</p>	<p>全府省</p>
<p>イ 地方公共団体の取組への支援の充実</p> <p>① 都道府県に対しては、関連施策の一層の推進、地域における多様な主体による連携体制の構築、市町村に対する助言等の支援を強化するよう、情報提供、研修機会の提供を行うとともに、先進的な取組事例を共有するなどにより、積極的な取組を推進するよう要請する。</p>	<p>内閣府</p>
<p>② 市町村に対しては、関連施策を一層推進し、住民一人一人の男女共同参画に関する認識を高めるよう、都道府県の協力を得つつ、情報提供、研修機会の提供を行うとともに、先進的な取組事例を共有するなどにより、着実な取組を推進するよう働きかける。特に、男女共同参画に関する業務に専属的に従事する担当部署がない市町村に対しては、推進体制の整備・強化に向けた働きかけ、情報提供・助言等の支援を行う。</p>	<p>内閣府</p>
<p>③ 地方公共団体に対して、基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び市町村男女共同参画計画の策定に当たって、情報提供・助言等を行う。特に、市町村男女共同参画計画については、全ての市町村が計画を策定するよう支援する。</p> <p>また、男女共同参画の推進に関する条例の制定に当たっては、必要に応じ、他の地方公共団体の状況を含め、適切な情報提供を行う。</p> <p>さらに、全ての地方公共団体に対して、基本法及び男女共同参画基本計画の趣旨・内容の周知を図るとともに、地方公共団体の施策への反映を要請する。</p>	<p>内閣府</p>
<p>④ 女性活躍推進法に基づく推進計画及び特定事業主行動計画の策定・推進、関係機関により構成される協議会の設置・運営に際し、必要な情報提供・助言等を行う。</p>	<p>内閣府</p>
<p>⑤ 地方公共団体における関連施策の推進に資するよう、各種の統計情報について、可能な限り、男女別データを把握し、男女の置かれている状況を客観的に把握するよう働きかけるとともに、国において把握したデータを地方公共団体に提供し、各地域における男女共同参画の推進を支援する。</p>	<p>内閣府、関係府省</p>
<p>⑥ 全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会等の会議や研修等の機会を活用し、首長や議長等に対して、地域における男女共同参画社会の実現に向けたリーダーシップの発揮を要請する。</p>	<p>内閣府</p>

<p>⑦ 国の地方機関や地方公共団体の職員に対して、男女共同参画の意義等に関する理解を深めるため、研修等を実施する。</p>	<p>内閣府、総務省、関係府省</p>
<p>ウ 男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設の強化・充実</p>	
<p>① 男女共同参画センターは、男女共同参画に関する研修、情報提供、女性グループ・団体の自主的活動の場の提供、相談、調査研究等、多様な機能を有しており、NPO、NGO、住民等の活動を支援する男女共同参画の推進の重要な拠点である。地方公共団体に対して、それぞれの地域においてこうした機能や強みを十分にいかすよう、男女共同参画センターの管理体制、施設の規模等にかかわらず、その果たす役割を明確にし、基本法の理念に即した運営と関係機関との有機的な連携の下、取組を強化・充実するよう要請する。</p>	<p>内閣府</p>
<p>② 地域における女性の活躍推進の人材発掘・育成の拠点として、企業や地域経済団体、地域金融機関、農林水産団体等において男女共同参画を推進するキーパーソンの育成、地域のあらゆる分野における女性リーダーの育成等を行うとともに、育成した人材のネットワーク化に取り組むよう、地方公共団体及び男女共同参画センターに対して要請する。</p>	<p>内閣府</p>
<p>③ 都道府県のみならず、市町村の男女共同参画センターも含め、全国の男女共同参画センターが地域を超えて交流・連携することを促進し、先進的な取組事例の共有や必要な情報の提供等を行うことにより、各男女共同参画センターが地域において実効性のある取組を行うよう支援する。</p>	<p>内閣府</p>
<p>④ 地方公共団体において、男女共同参画センターが男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点となるよう、先進的な取組事例の共有等を通じて、地方公共団体及び男女共同参画センターに要請する。</p>	<p>内閣府</p>
<p>⑤ 男女共同参画センターの機能の充実・強化のため、男女共同参画センターに対して事業の実施に関する必要な情報提供を行うとともに、研修等の機会を通じて、男女共同参画センター職員の人材育成を支援する。</p>	<p>内閣府</p>
<p>⑥ 男女共同参画センターの指定管理者については、男女共同参画施策等を十分理解していることや地方公共団体の男女共同参画施策を踏まえた事業実施能力が必要である。より効果的な管理運営がなされるよう、地方公共団体に対して先進事例の共有や必要な情報提供を行う。また、男女共同参画センターの事業が地域のニーズや現場の声を踏まえたものとなるような仕組みづくりを促進する。</p>	<p>内閣府</p>
<p>⑦ 男女共同参画センターを有しない地方公共団体においては、民間団体等と連携して、男女共同参画を推進するための拠点の整備に努めるよう促す。</p>	<p>内閣府</p>
<p>⑧ 男女共同参画センターにおける女性就業支援事業が効果的、効率的に実施され、女性の就業促進が図られるよう、男女共同参画センター</p>	<p>厚生労働省</p>

<p>が行う女性就業支援事業に関する企画・運営等に関する相談に対応するほか、男女共同参画センターの依頼に応じて研修会等に講師を派遣する。</p>	
<p>エ 国立女性教育会館における取組の推進</p> <p>① 我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、人材の育成・研修の実施や女性教育に関する調査研究の成果及び会館に集積された情報の提供等を通じ、今後とも我が国における男女共同参画のネットワークの中核を担っていく。また、これまで果たしてきた役割の重要性と実績を踏まえ、地域における男女共同参画の推進を支援するとともに、地方公共団体、大学、企業等ともより一層の連携を図るなど、機能の更なる充実・深化を促進する。</p>	<p>文部科学省</p>
<p>オ NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合、地域金融機関、農林水産団体等の取組促進</p> <p>① 各主体が男女共同参画社会の実現に向けて取組を実施するよう、男女共同参画に関する認識の共有を行うとともに、先進的な取組事例の共有や必要な情報の提供等を行うことにより、各主体に対して要請する。</p>	<p>全府省</p>